

給水装置工事基準

令和5年4月

宇治市上下水道部

目 次

1 . 総則	1
1 - 1 目的	1
1 - 2 給水装置	1
1 - 3 給水装置の構造及び材質	3
2 . 給水装置の基本計画	8
2 - 1 基本調査	8
2 - 2 給水方式の決定	9
2 - 3 計画使用水量の決定	14
2 - 4 給水管の口径の決定	22
2 - 5 メータ口径の決定	28
2 - 6 給水管の管径均等表	29
2 - 7 計算例	30
3 . 給水装置工事の手続き	35
3 - 1 給水装置工事の申し込み	35
3 - 2 道路掘削工事の手続き	38
4 . 給水装置図面作成	41
4 - 1 給水装置図面の種類	41
4 - 2 作図	41
4 - 3 管類表示記号	42
5 . 給水装置工事の施工	45
5 - 1 給水管の分岐	45
5 - 2 給水管の埋設深さ及び占用位置	49
5 - 3 給水管の明示	50
5 - 4 止水栓の設置	52
5 - 5 水道メータの設置	53
5 - 6 給水管の配管	58
5 - 7 給水管の撤去	66
5 - 8 土工事	66
5 - 9 工事写真	68

6 . 検査	70
6 - 1 書類検査	70
6 - 2 現地検査	71
7 . 水の安全・衛生対策	72
7 - 1 水の汚染防止	72
7 - 2 破壊防止	72
7 - 3 侵食防止	74
7 - 4 逆流防止	74
7 - 5 凍結防止	78
7 - 6 クロスコネクション防止	78
8 . 三階建て以上直結給水施工基準	79
8 - 1 目的	79
8 - 2 適用範囲	79
8 - 3 水量計算	80
9 . 水道直結式スプリンクラー設備	83
10 . 受水槽以下の設置基準	84
10 - 1 目的	84
10 - 2 適用範囲	84
10 - 3 給水方式の原則	84
10 - 4 協議内容	85
10 - 5 受水槽	85
10 - 6 付属設備	89
10 - 7 流量調整	92
10 - 8 しゅん工検査	92
10 - 9 受水槽以下の維持管理	92

参考資料

給水装置工事申込書（様式-1）	94
水道管布設承諾書（様式-2-1）	97
給水装置設置に関する誓約書（様式-2-2）	98
水道管撤去工事承諾書（様式-3）	99
着工届（様式-4）	100
完成届（様式-5）	101
しゅん工検査依頼書（様式-6）	102
給水装置工事 設計変更・工事中止・申込取消届（様式-7）	103
還付申請書（様式-8）	104
給水工事連絡表（様式-9）	105
道路復旧工事届（様式-10）	106
道路占用掘削申請函（様式-11）	107
給水装置工事申込書の記入方法	109
給水管標準図（20・25mm）	113
宇治市水道事業給水条例	115
宇治市水道事業給水条例施行規程	131
配水管工事及び給水装置工事に関する負担金の基準	138
宇治市水道事業給水条例第10条に規定する加入金の徴収等に関する規程	141
加入金徴収の取扱いについて	143
用途別認定基準	147
洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程	149
宇治市貯水槽水道管理指導要綱	151

1 . 總 則

1. 総則

1 - 1 目的

この基準は、水道法（以下「法」という。）水道法施行令（以下「政令」という。）水道法施行規則、宇治市水道事業給水条例（以下「条例」という。）宇治市水道事業給水条例施行規程、宇治市水道事業管理規程による諸基準、その他関係法令に基づき施行する給水装置工事について、設計から施工までの必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

1 - 2 給水装置

(1) 給水装置

給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

配水管から分岐した給水管に直結していない給水用具、つまり吐水口空間によって配水管を流れる水との水理的な一体性が失われ、一旦大気開放されて自由水面となる受水槽や高置水槽以下の給水管や給水用具は給水装置ではない。

給水装置は、次の3種とする。

専用給水装置

1世帯(戸)または1箇所専用するもの

私設消火栓

消防用に使用するもの

共用給水装置

2世帯(戸)または2箇所以上で共用するものまたは公衆の用に供するもの

(2) 流末装置

流末装置とは、給水装置から受水するために設けられた受水槽及びこれに直結する給水用具をいう。

(3) 給水装置工事

給水装置工事とは、給水装置の設置または変更の工事をいい、調査から計画、設計、施工、検査までの一連の過程をすべて含むものである。

本市では、給水装置工事の種類を次のとおり分類する。

新設工事

新たに給水装置を設置する工事

改造工事

給水管(メータ)口径を変更せずに給水装置の原形を変える工事

改造口径変更工事

給水管(メータ)口径を変更し給水装置の原形を変える工事

増設工事

給水管を延長し給水栓の数を増やす工事

修繕工事

給水装置の原形を変えないで、給水管・給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事

撤去工事

給水装置を配水管の分岐部から取り外す工事

止水栓止工事

宅地開発事業に伴い、止水栓までの給水装置を設置する工事

(4) 給水装置工事の施行

給水装置工事は、宇治市長（以下「管理者」という。）が法第16条の2第1項の指定をした指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が施行する。

(5) 指定給水装置工事事業者制度

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。（法第16条の2第1項）

指定工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が、政令第5条に定める基準に適合することを確保するため、管理者が、給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。

指定業者が行う給水装置工事は、技術力を確保するため、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）のもとで行う。

(6) 給水装置工事主任技術者の責務

主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

）給水装置工事に関する技術上の管理

）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

）その他厚生労働省令で定める職務（法第25条の4第3項）

主任技術者の役割

）調査段階から検査段階に至るまでの技術の要として、その役割を果たすこと。

）工事現場の状況、工事内容に応じて、必要となる工種及び技術的な難易度、並びに関係行政機関等との調整及び手続きを速やかに行うこと。

）給水装置工事に従事する従業員等に対して、指導監督を十分に行うとともに、関係者間の相互信頼関係の要となること。

）給水装置工事に関する記録を適正に整備保存すること。

1 - 3 給水装置の構造及び材質

(1) 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置は、配水管と機構的に一体をなしているので、水撃作用や水の逆流による汚染等は、他の多くの給水装置にまで悪影響を及ぼすおそれがある。従って、給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、法及び施行令に定める基準に適合しているものでなければならない。

給水装置の構造及び材質について法令等の規定は、次のとおりである

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

政令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）

）配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

）配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

）配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

）水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、または漏れるおそれがないものであること。

）凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

）当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

）水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

）上記に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令において定められた技術的細目のうち「給水装置の構造及び材質の基準」は、次のとおりとする。

表 1 - 1 給水装置の構造及び材質の基準

	給水管及び給水用具の性能基準	給水装置システム基準
耐圧に関する基準 (基準省令第1条)	・給水管及び給水用具に静水圧(1.75MPa)を加えたとき、水漏れ・変形・破壊その他の異常が認められないこと。	・給水管や継手の構造及び材質に応じた適切な接合が行われていること。
浸出等に関する基準 (基準省令第2条)	・給水管や水栓等からの金属等の浸出が一定値以下であること(例:給水管からの鉛の浸出:0.01mg/以下であること)。	・水が停滞しない構造となっていること。
水撃限界に関する基準 (基準省令第3条)	・水栓等の急閉止により1.5MPaを越える著しい水撃圧が発生しないこと。	・水撃圧を緩和する器具を設置すること。
防食に関する基準 (基準省令第4条)		・酸・アルカリ・漏えい電流により侵食されない材質となっていること、または防食材や絶縁材で被覆すること。
逆流防止に関する基準 (基準省令第5条)	・逆止弁等は、低水圧(3kPa)時にも高水圧(1.5MPa)時にも水の逆流を防止できること。	・給水する箇所には逆止弁等を設置するほか、または水受け部との間に一定の空間を確保すること。
耐寒に関する基準 (基準省令第6条)	・低温(-20 ± 2)に曝露された後でも、当初の性能が維持されていること。	・断熱材で被覆すること。
耐久に関する基準 (基準省令第7条)	・弁類は、10万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されていること。	

(2) 給水管の種類

現在、一般に使用されている給水管の管種と適用規格を表1-2に示す。
また、主として、口径50mm以下に使われる給水管の長所・短所を整理すると表1-3
のようになる。

表1-2 給水管の管種と適用範囲

管 種	口径 (mm)	適用規格
水道用 硬質塩化ビニルライニング鋼管	15 ~ 150	J W W A K 116
" ポリエチレン粉体ライニング鋼管	15 ~ 100	J W W A K 132
" 耐熱性硬質塩化ビニル鋼管	15 ~ 100	J W W A K 140
" 硬質塩化ビニル管	13 ~ 150	J I S K 6742
" 耐衝撃性硬質塩化ビニル管		
" ゴム輪形硬質塩化ビニル管	50 ~ 150	J W W A K 127
" ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管	50 ~ 150	J W W A K 129
" 耐熱性硬質塩化ビニル管	50 ~ 150	J I S K 6776
" ポリエチレン二層管	13 ~ 50	J I S K 6762
" 銅管	10 ~ 50	J W W A H 101
" ステンレス鋼管	13 ~ 50	J W W A G 115
" 波状ステンレス鋼管	13 ~ 50	J W W A G 119
" ポリエチレン複合鉛管	13 ~ 25	J I S H 4312
" ダクタイル鋳鉄管	75 ~ (2,600)	J I S G 5526
		J W W A G 113
" ダクタイル鋳鉄異形管	75 ~ (2,600)	J W W A G 114
" 架橋ポリエチレン管	10 ~ 50	J I S K 6787
" ポリブテン管	10 ~ 50	J I S K 6792
" 塗覆装鋼管	80 ~ (3,000)	J W W A G 117
" 塗覆装鋼管の異形管	80 ~ (3,000)	J W W A G 118

表 1 - 3 主な給水管の一般的な長所・短所

長 所	短 所
硬質塩化ビニルライニング鋼管	
<p>強度が大きく、外傷に強い。 管内面にスケールが発生せず通水能力も大きい。 建築物内の配管に適している。</p>	<p>管の切断、ねじたてにあたり、ビニル部への局部加熱を避ける配慮が必要である。 修繕が面倒である。</p>
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	
<p>ポリエチレンの密着性が高い。 温度変化による収縮はく離がなく低温特性が良好であるから寒冷地の使用に適している。</p>	<p>高熱に弱く、熱のかかる切断方法ではできない。</p>
硬質塩化ビニル管	
<p>耐食性に優れ、酸・アルカリに侵されない。 電食の恐れがない。 管肌が滑らかでスケールも発生しないので水が汚染されず、通水能力も極めてよい。 重量が軽く、取扱いが容易である。 価格は最も低謙である。</p>	<p>衝撃に弱いので、露出配管は危険である。 熱に対して弱いので温度が 60 以上の場合には不適當である。 紫外線に侵されやすいので屋外露出配管は老化を早める。 熱膨張率が高く、地上露出で延長の長い場合は伸縮継手を必要とする。</p>
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	
<p>耐食性に優れ、酸・アルカリに侵されない。 電食のおそれがない。 耐衝撃性が若干大きい。 管内面にスケールが発生せず、通水能力も大きい。 重量が軽く、取扱いが容易である。</p>	<p>熱に弱いので温度が 60 以上の場合には不適當である。 紫外線により、漸次機械的強度が低下するので屋外露出配管には適さない。</p>
ポリエチレン二層管	
<p>耐食性に優れ、酸・アルカリに侵されない。 耐衝撃強さが大である。 耐寒性に優れている。 たわみ性に富み、耐震性に優れている。 長尺ものであるので、漏水の原因となる継手数が少なくすむ。</p>	<p>引張強さが小さく、管の内圧強度も比較的低い。 可とう性で、高温（使用最高温度・軟質管 30 、硬質管 40 ）に対して弱い。 有機溶剤・ガソリンに侵されやすい。</p>

長 所	短 所
銅 管	
<p>抗張力が大きく、重量が軽く運搬に便利である。</p> <p>アルカリに侵されないからコンクリートやモルタルの中に埋め込む場合に適している。</p> <p>管内にスケールの発生がない。</p>	<p>管厚がうすいため、つぶれやすく取扱いに注意を要する。</p> <p>布設延長が大で使用頻度の低いところでは緑青の発生を見ることがある。</p>
ステンレス鋼管	
<p>耐食・耐錆・耐熱性等機械的に優れている。</p> <p>管厚が薄く、軽量で運搬しやすい。</p>	<p>切断面のバリや曲げ加工時にシワが できやすい。</p> <p>薄肉であるため管端が変形しやすい ので加工、取扱いには注意を要する。</p>
ポリエチレン複合鉛管	
<p>柔軟性に富み、屈曲自在に施工できる。</p> <p>耐久性が大きい。</p>	<p>凍結・外傷に弱い。</p>
ダクタイル鋳鉄管	
<p>強度・耐衝撃性が大きい。</p> <p>外傷・凍結に強い。</p>	<p>重量が重い。</p> <p>異形管の布設がやや面倒である。</p>
架橋ポリエチレン管	
<p>耐熱性・耐食性に優れ、軽量で柔軟性に 富んでいる。</p> <p>耐寒性にも優れ、寒冷地の使用に適して いる。</p> <p>管内スケールの付着が少なく、流体抵抗 が小さい。</p>	<p>熱膨張性が大きいため、配管には注意 が必要である。</p>
ポリブテン管	
<p>高温時でも高い強度を持ち、熱水による 腐食もないので、温水配管に適している。</p>	<p>熱による膨張破裂のおそれがあり、使 用圧力により注意が必要である。</p>

給水管・給水用具の大きさの呼称は、口径とした。大きさの呼称には呼び径、口径、大きさの呼び等が使われ、それぞれに意味があるが、特に断りのない限り便宜的に口径と呼ぶことにする。

使用圧力とは、通常の使用状態における水の圧力であって、止水状態の最高圧力（静水圧）をいう。

2 . 給水装置の基本計画

2. 給水装置の基本計画

給水装置の基本計画は、基本調査、給水方式の決定、計画使用水量の決定、給水管口径の決定等からなっており、給水装置にとって最も基本的な事項を決定するもので極めて重要である。

2-1 基本調査

給水装置工事の依頼を受けた指定業者は現場の状況を把握するために必要な調査を行うこと。基本調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるため、慎重に行なうこと。

標準的な調査項目、調査内容は次のとおりである。

表 2 - 1 調査項目と内容

調査項目	調査内容	指定業者が行う調査（確認）の場所			
		申込者に確認	上下水道部に確認	現地にて確認	その他
1.工事場所	町名、番地等住居表示番号				
2.使用水量	使用目的（事業・住居） 使用人員、延床面積、取付栓数				
3.既設給水装置の有無	所有者、布設年月日、形態、口径、管種、布設位置、水栓番号				所有者
4.屋外配管	水道メータ・止水栓（仕切弁）の位置、布設位置				
5.屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具				
6.配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置				
7.道路の状況	種別（公道・私道） 幅員、舗装種別、舗装年次				道路管理者
8.各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等） 口径、布設位置				埋設物管理者
9.現地の施工環境	施工時間（昼・夜） 関連工事、交通量				
10.既設配水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連				所有者
11.受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート				
12.工事に係る同意承諾の取得確認	私有地給水管埋設の同意、分岐の同意その他利害関係人の承諾				利害関係人
13.建築確認	建築確認済証				

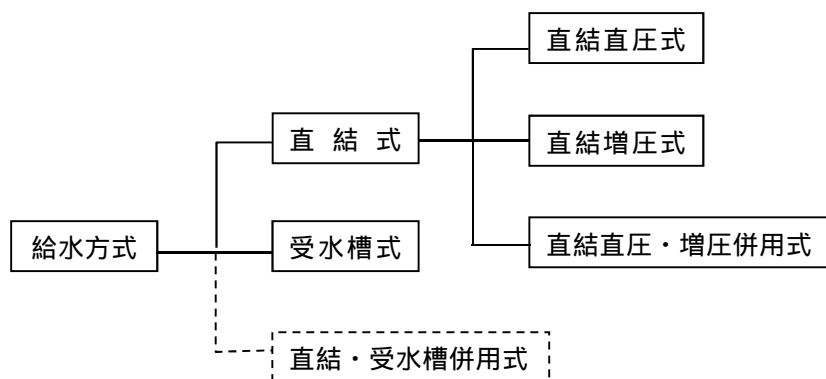
2 - 2 給水方式の決定

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式があり、その方式は給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定すること。

本市では、直結式または受水槽式を採用しているため、これらの方式から決定すること。

なお、原則として一つの建物には一つの給水方式で給水するものとする。

図 2 - 1 給水方式の分類



※ 以下に参照基準及び要領を示す。

直結直圧式：給水装置工事基準、直結式給水施行要領（対象建築物による）

直結増圧式：直結式給水施行要領

直結直圧・増圧併用式：直結式給水施行要領

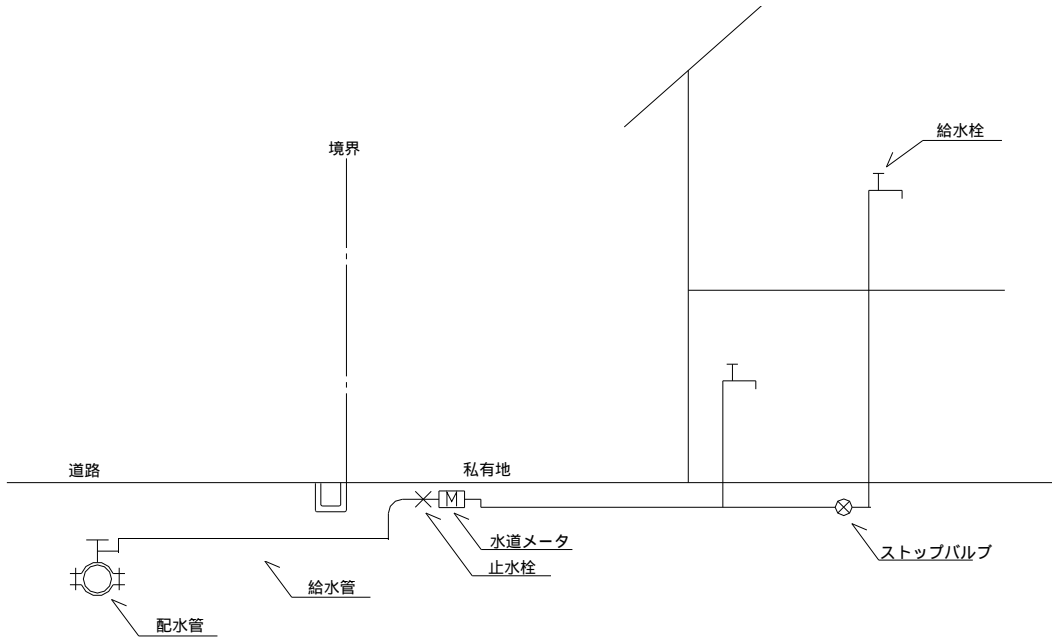
受水槽式：給水装置工事基準

(1) 直結式給水

直結直圧式給水

配水管のもつ水量、水圧等の供給能力の範囲で給水する方式である。

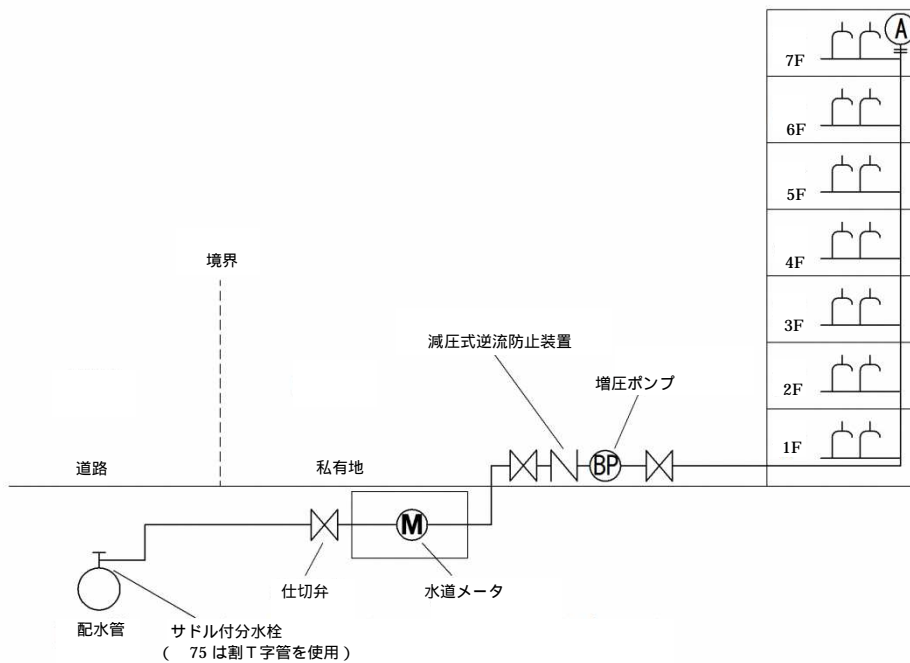
図 2 - 2 直結給水の例



直結増圧式給水

配水管からの水圧により、増圧ポンプに水を導き、ポンプによる増圧を行って直結給水をする方式。

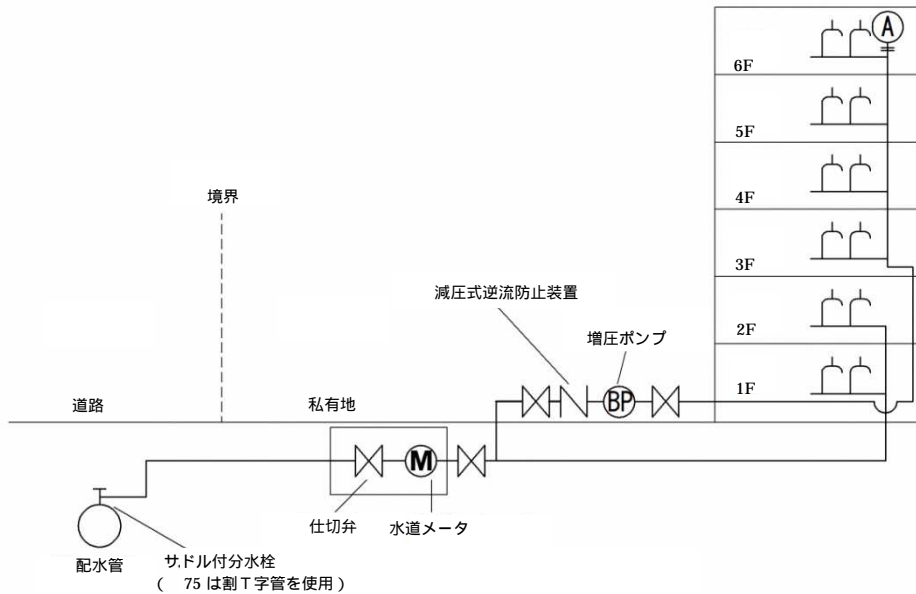
図 2 - 3 直結増圧式給水の例



直結直圧・増圧併用式給水

直結直圧式により給水をする階層と、同形式では給水圧力が不足する階層に区分し、後者には増圧ポンプを設け、直結増圧式給水により給水をする方式。

図2 - 4 直結直圧・増圧併用式給水の例



(2) 受水槽式給水

建物の階層が多い場合または一時に多量の水を使用する場合に対して、配水管から一旦受水槽に水を受け、この受水槽から給水する方式である。

受水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも給水が確保できること、建物内の水使用の変動を吸収し、配水施設への負荷を軽減すること等の効果がある。

次のような場合には、受水槽式とすることが必要である。

-) 需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合。
-) 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合。
-) 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。
-) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
-) 有害薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。
-) 機械装置等の冷却や洗浄用に使用する場合。
-) 集合住宅（ただし、直結式給水事前協議を経たものを除く）

) 3階以上に給水設備のある建物(ただし、直結式給水事前協議を経たものを除く)

) その他、上下水道部が特に指定したもの

<対象となる建築物の例>

病院、飲食店、スーパーマーケット、宿泊施設、銭湯、遊技場、理美容院、学校、幼稚園、保育所、工場、福祉施設、葬祭場、水冷式冷蔵庫使用の場合、メッキ処理槽、クリーニング店等

受水槽式給水の主なものは、次のとおりである。

) 高置水槽式

受水槽を設けて一旦これに受水したのち、揚水ポンプでさらに高置タンクへ汲み上げる方式である。

一つの高置タンクから使用上適当な水圧で給水できる高さの範囲は、10階程度なので、高層建築物では、高置タンクや減圧弁をその高さに応じて多段に設置する必要がある。

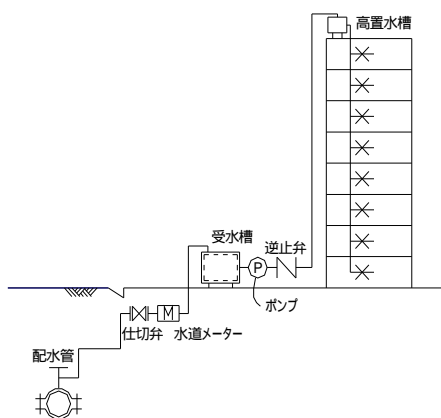
) 圧力水槽式

小規模の中層建築物に多く使用されている方式で、受水槽を設けて一旦これに受水したのち、揚水ポンプで圧力タンクに貯え、その内部圧力によって給水する方式である。

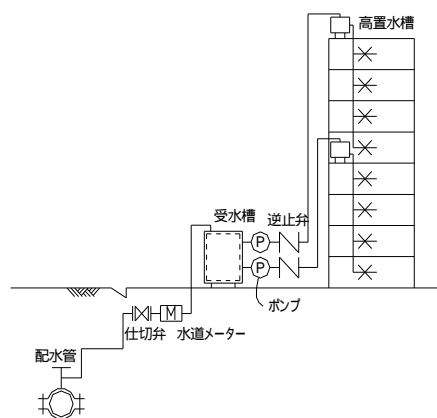
) ポンプ直送式

小規模の中層建築物に多く使用されている方式で、受水槽を設けて一旦これに受水したのち、使用水量に応じて加圧ポンプの運転台数の変更や回転数制御によって給水する方式である。

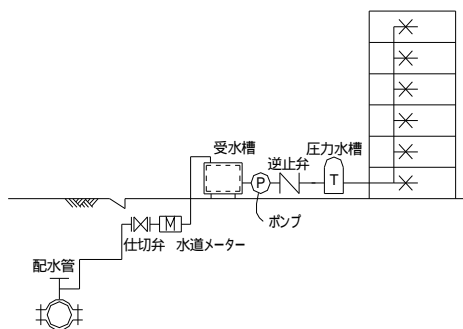
図 2 - 5 受水槽式給水の例



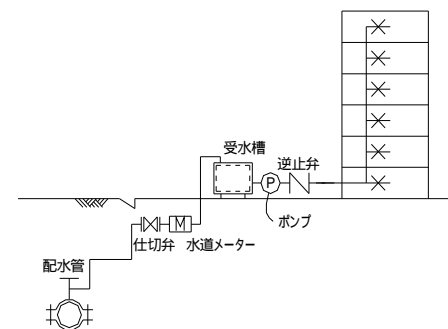
高置水槽式



多段高置水槽式



圧力水槽式



ポンプ直送式

2 - 3 計画使用水量の決定

(1) 用語の定義

計画使用水量の決定

計画使用水量とは、給水管の口径、受水槽容量といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮したうえで決定すること。

同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴をふまえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

同時使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置内に設置されている給水用具のうちから、いくつかの給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいう。すなわち、給水栓、給湯器等の給水用具が同時に使用された場合の使用水量であり、瞬時の最大使用水量に相当する。一般に計画使用水量は、同時使用水量から求められる。

計画一日使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置に給水される水量であって、一日当たりのものをいう。計画使用水量は、受水槽の容量の決定等の基礎となるものである。

(2) 計画使用水量の決定

計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮したうえで決定すること。

同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴をふまえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

直結給水（１戸建て等）の計画使用水量

同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

同時に使用する給水用具数を表２－２から求め、その数だけ任意に同時使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の使用水量を足しあわせて同時使用水量を決定する。

同時に使用する給水用具の設定に当たっては、使用頻度の高いもの（台所、洗面所、給湯器、風呂等）を含める必要がある。

表２－２ 同時使用率を考慮した給水用具数

総給水用具数	同時使用率を考慮した給水用具数
１	１
２～４	２
５～１０	３
１１～１５	４
１６～２０	５
２１～３０	６

表 2 - 3 給水用具の使用水量と対応する水栓の口径

給水用具	使用水量 (/ min)	対応する 水栓の口径 (mm)	備 考
台所流し	(12) 12 ~ 40	13 ~ 20	
洗濯流し	(12) 12 ~ 40	13 ~ 20	
洗面器	(8) 8 ~ 15	13	
浴槽(和式)	(24) 20 ~ 40	13 ~ 20	
浴槽(洋式)	(30) 30 ~ 60	20 ~ 25	
シャワー	(8) 8 ~ 15	13	
小便器(洗浄水槽)	(12) 12 ~ 20	13	
小便器(洗浄弁)	(20) 15 ~ 30	13	1回(4 ~ 6秒)の吐出量 2 ~ 3
大便器(洗浄水槽)	(12) 12 ~ 20	13	
大便器(洗浄弁)	(80) 70 ~ 130	25	1回(8 ~ 12秒)の吐出量 13.5 ~ 16.5
手洗器	(8) 5 ~ 10	13	
消火栓(小型)	(200)130 ~ 260	40 ~ 50	
散水栓	(15) 15 ~ 40	13 ~ 20	
洗車	(35) 35 ~ 65	20 ~ 25	業務用
給湯器	(12) 12 ~ 32	13 ~ 20	

()内の水量を平均使用水量として算出する。

直結給水(集合住宅等)の計画使用水量

i) 給水用具給水負荷単位による方法(テナントビル・事務所ビル等)

一定規模以上の給水用具を有するテナントビル・事務所ビル等における水量を求める方法である。

給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで給水流量を求める方法である。

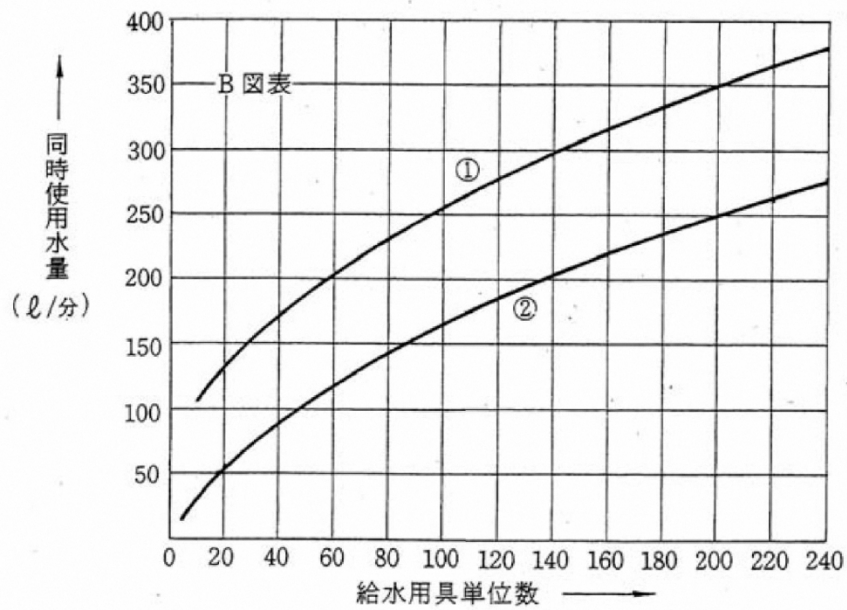
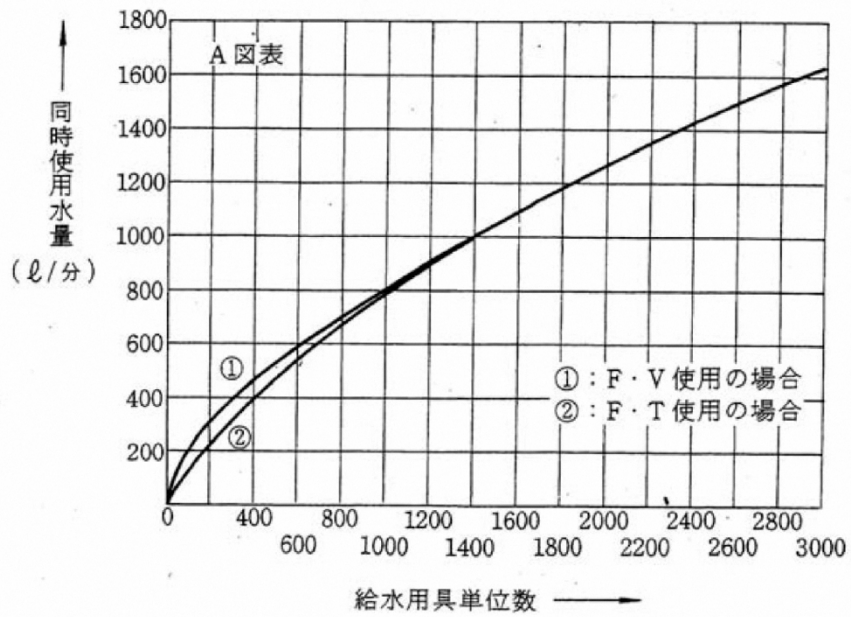
同時使用水量の算出は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用水量図(図2 - 6)を利用して同時使用水量を求める方法である。

給水用具給水負荷単位表

器 具 名	水 栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用
大 便 器	洗 淨 弁	10	6
大 便 器	洗 淨 タ ン ク	5	3
小 便 器	洗 淨 弁	5	-
小 便 器	洗 淨 タ ン ク	3	-
洗 面 器	給 水 栓	2	1
手 洗 器	給 水 栓	1	0.5
医 療 用 洗 面 器	給 水 栓	3	-
事 務 室 用 流 し	給 水 栓	3	-
台 所 流 し	給 水 栓	-	3
料 理 場 流 し	給 水 栓	4	2
料 理 場 流 し	混 合 栓	3	-
食 器 洗 流 し	給 水 栓	5	-
連 合 流 し	給 水 栓	-	-
洗 面 流 し	給 水 栓	2	-
(水栓1個につき)			
掃 除 用 流 し	給 水 栓	4	3
浴 槽	給 水 栓	4	2
シ ャ ワ ー	混 合 栓	4	2
浴 室 ー そ ろ い	大便器が洗淨弁による場合	-	8
浴 室 ー そ ろ い	大便器が洗淨タンクによる場合	-	6
水 飲 器	水 飲 み 水 栓	2	1
湯 沸 し 器	ボ ー ル タ ッ プ	2	-
散 水 ・ 車 庫	給 水 栓	5	-

(注) 給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記の数値の3/4とする。

図 2 - 6 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図



この図の曲線 ① は、大便器洗浄弁の多い場合、曲線 ② は、大便器洗浄水槽の多い場合に用いる。多い場合とは、50%以上を指す。

) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用い求める方法

集合住宅<ファミリータイプ>

$$Q = 42 N^{0.33} \quad (10 \text{ 戸未満}) \quad Q : \text{同時使用水量 (/min)}$$

$$Q = 19 N^{0.67} \quad (10 \text{ 戸以上 } 600 \text{ 戸未満}) \quad N : \text{戸数}$$

戸数から求めた同時使用水量の早見表

戸数	Q (ℓ/min)	戸数	Q (ℓ/min)	戸数	Q (ℓ/min)	戸数	Q (ℓ/min)	戸数	Q (ℓ/min)
1	42	11	94	21	146	31	189	41	228
2	52	12	100	22	150	32	193	42	232
3	60	13	105	23	155	33	197	43	236
4	66	14	111	24	159	34	201	44	239
5	71	15	116	25	164	35	205	45	243
6	75	16	121	26	168	36	209	46	247
7	79	17	126	27	172	37	213	47	250
8	83	18	131	28	177	38	217	48	254
9	86	19	136	29	181	39	221	49	257
10	88	20	141	30	185	40	224	50	261

※各戸分岐以降の同時使用水量は、32ℓ/minとしてもかまわない。

) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用い求める方法

集合住宅<ワンルームタイプ>

(1戸当たりの居住人数は2人とする。)

$$Q = 26 P^{0.36} \quad (30 \text{ 人以下}) \quad Q : \text{同時使用水量 (/min)}$$

$$Q = 15.2 P^{0.51} \quad (31 \text{ 人以上}) \quad P : \text{人数 (人)}$$

居住人数から求めた同時使用水量早見表

人数	Q (ℓ/min)	人数	Q (ℓ/min)	人数	Q (ℓ/min)	人数	Q (ℓ/min)	人数	Q (ℓ/min)
2	33	22	79	42	102	62	124	82	143
4	42	24	81	44	104	64	126	84	145
6	49	26	84	46	107	66	128	86	147
8	54	28	86	48	109	68	130	88	149
10	59	30	88	50	111	70	132	90	150
12	63	32	89	52	114	72	134	92	152
14	67	34	91	54	116	74	136	94	154
16	70	36	94	56	118	76	138	96	155
18	73	38	97	58	120	78	140	98	157
20	76	40	99	60	122	80	142	100	159

※各戸分岐以降の同時使用水量は、32ℓ/minとしてもかまわない。

受水槽式給水の計画使用水量

受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、一日当たりの計画使用水量を使用時間で割った水量とする。

計画一日使用水量は、建物種別別単位給水量・使用時間・人員を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

計画一日使用水量の算定には、次の方法がある。

）使用人員から算出する場合

一人一日当たり使用水量（表 2 - 4）×使用人員

集合住宅の一日当たり単位給水量及び使用人員は次のとおりとする。

	単位給水量	使用人員
3K 以上	200 /人	3.2 人
2K ~	200 /人	2.5 人
1 ルーム ~	350 /人	1.0 人

）使用人員が把握できない場合

単位床面積当たり使用水量（表 2 - 4）×延床面積

）その他

使用実績等による算出

表にない業態等については、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して算出すること。

また、実績資料等がない場合でも、例えば用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。

表 2 - 4 建物種類別単位給水量・使用時間・人員表

建物種類	単位給水量 (一日当たり)	使用 時間 (時/日)	注 記	有効面積当た りの人員など	備 考
戸建て住宅	200 ~ 400 /人	10	居住者	0.16 人/m ²	
集合住宅	200 ~ 350 /人	15	1 人当たり	0.16 人/m ²	
独身寮	400 ~ 600 /人	10			
官公庁 事務所	60 ~ 100 /人	9	在勤者 1 人当たり	0.2 人/m ²	男子 50 /人・女子 100 /人、社員 食堂・シャワーなどは別途計算
工場	60 ~ 100 /人	操業 時間 + 1	在勤者 1 人当たり	座作業 0.3 人/m ² 立作業 0.1 人/m ²	男子 50 /人・女子 100 /人、社 員食堂・シャワーなどは別途 計算
総合病院	1,500 ~ 3,500 /床 30 ~ 60 /m ²	16	延べ面積 1 m ² 当たり		設備内容等により詳細に検討 する
ホテル全体	500 ~ 6,000 /床	12			同上
ホテル客室部	350 ~ 450 /床	12			客室部のみ
保養所	500 ~ 800 /人	10			
喫茶店	20 ~ 35 /客 55 ~ 130 /店舗m ²	10		店舗面積には 厨房面積を含む	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55 ~ 130 /客 110 ~ 530 /店舗m ²	10		同上	同上 定期的には軽食・そば・和食・ 洋食・中華の順に多い
社員食堂	20 ~ 50 /食 80 ~ 140 /店舗m ²	10		同上	同上
給食センター	20 ~ 30 /食	10			同上
デパート・スーパ ーマーケット	15 ~ 30 /m ²	10	延べ面積 1 m ² 当たり		従業員分・空調用水を含む
小・中学校 普通高等学校	70 ~ 100 /人	9	(生徒 + 職員) 1 人当たり		教師・従業員分を含む プール用水 (40 ~ 100 /人) は 別途加算
大学講義棟	2 ~ 4 /m ²	9	延べ面積 1 m ² 当たり		実験・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25 ~ 40 /m ² 0.2 ~ 0.3 /人	14	延べ面積 1 m ² 当たり 入場者 1 人当たり		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅	10 /1000 人	16	乗降者 1,000 人当たり		列車給水・洗車用の水は別途 加算
普通駅	3 /1000 人	16	乗降者 1,000 人当たり		従業員分・多少のテナント分 を含む
寺院・教会	10 /人	2	参加者 1 人当たり		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	25 /人	6	閲覧者 1 人当たり	0.4 人/m ²	常勤者分は別途加算

注 1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間 1 日平均給水量ではない。

2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水などは別
途加算する。

2 - 4 給水管の口径の決定

給水管の口径は、配水管の水圧において計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ給水管内の水の停滞による水質の悪化を防止する観点から、使用量に対し著しく過大でないことが必要である。

給水管を新設する場合の最小口径は 20 mm とする。

口径は、給水用具の立ち上がり高さとして計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、配水管の計画最小動水圧の水頭以下となるよう計算によって定める。ただし、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく必要がある。

さらに、給水管内の流速は、過大にならないよう配慮することが必要である。(空気調和・衛生工学会では 2.0m/s 以下としている。)

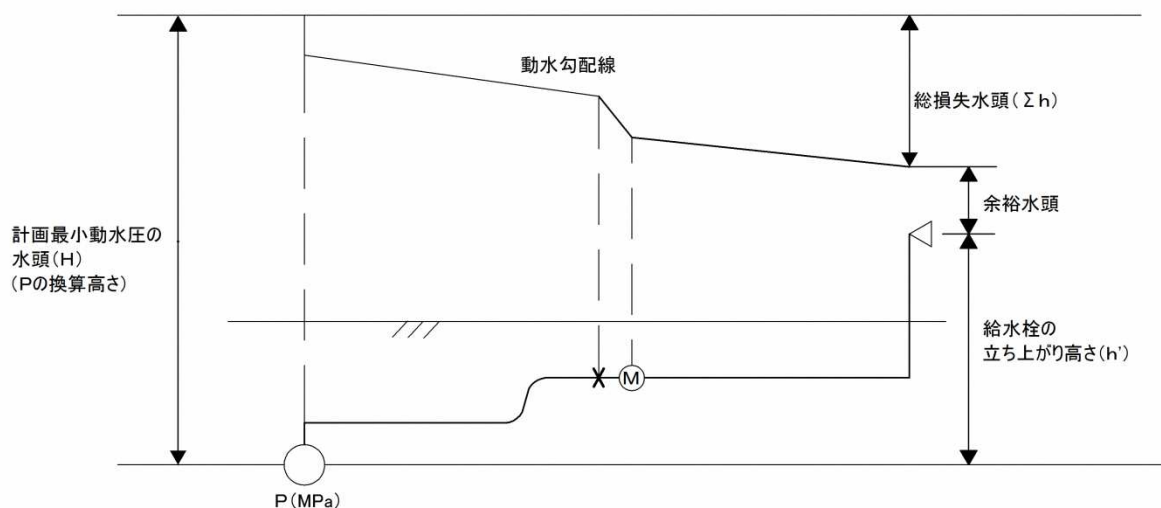
(1) 計画最小動水圧

計画最小動水圧は 0.196MPa (2.0kgf/cm²) とすること。

(2) 余裕水頭

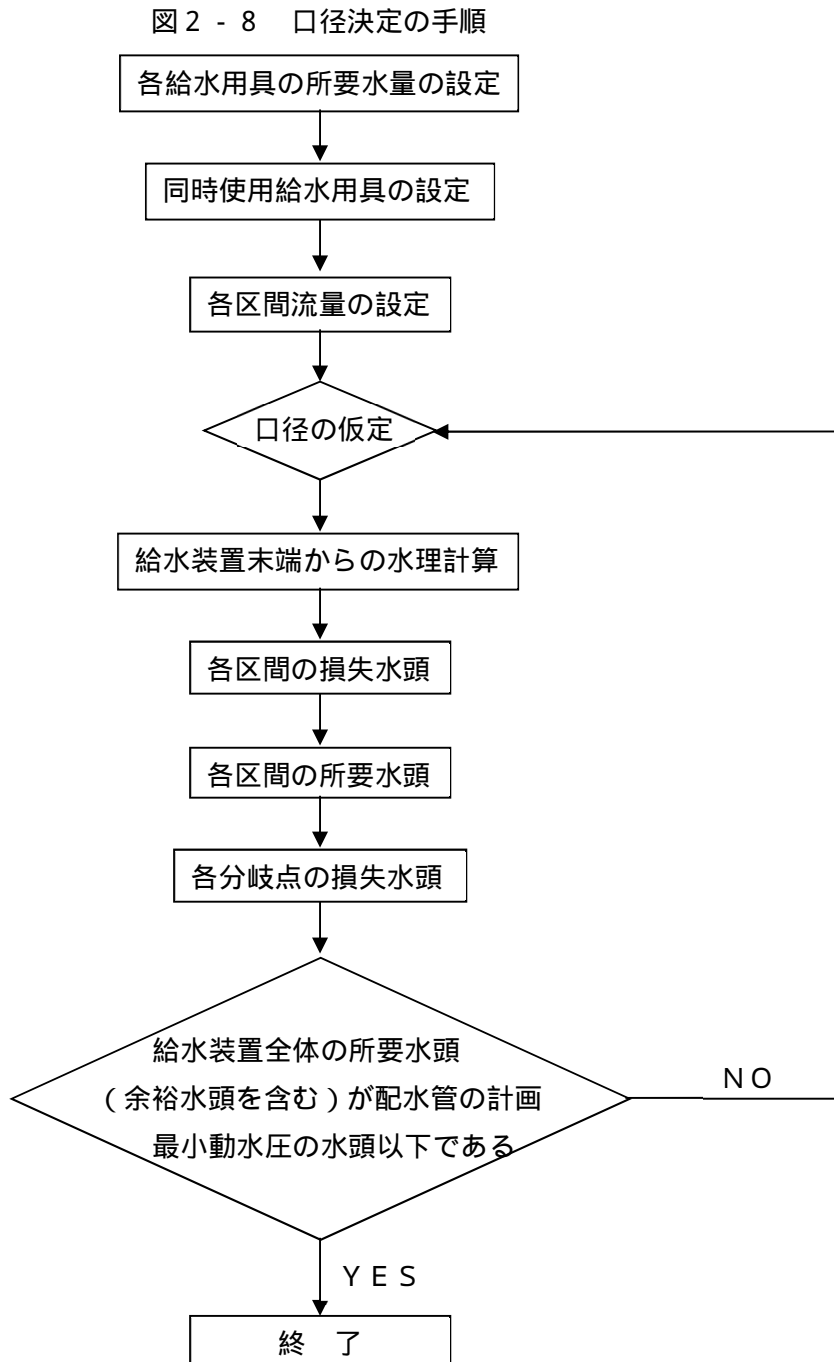
余裕水頭は 5.0m とすること。

図 2 - 7 動水勾配線図



(3) 口径決定の手順

給水管の口径は、まず給水用具の所要水量を設定し、次に同時に使用する給水用具を設定し、管路の各区間に流れる流量を求める。次に口径を仮定し、その口径で給水装置全体の所要水頭（余裕水頭を含む）が、配水管の計画最小動水圧の水頭以下であるかどうかを確かめ、満たされている場合は、それを求める口径とする。



(4) 損失水頭

損失水頭には、管の流入、流出口における損失水頭、管の摩擦による損失水頭、水道メータ、給水用具類による損失水頭、管の曲がり、分岐、断面変化による損失水頭等がある。

これらのうち主なものは、管の摩擦損失水頭、水道メータ及び給水用具類による損失水頭であって、その他のものは計算上省略しても影響は少ない。

給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50 mm 以下の場合はウエストン (Weston) 公式により、口径 75 mm 以上についてはヘーゼン・ウィリアムス (Hazen Williams) 公式による。

i) ウエストン公式 (口径 50 mm 以下の場合)

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087 D}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

$$Q = \frac{D^2}{4} \cdot V$$

h : 管の摩擦損失水頭 (m)

V : 管の平均流速 (m/sec)

L : 管の長さ (m)

D : 管の口径 (m)

g : 重力の加速度 (9.8m/sec²)

Q : 流量 (m³/sec)

) ヘーゼン・ウィリアムス公式 (口径 75 mm 以上の場合)

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

I : 動水勾配 = h/L × 1000

C : 流速係数

埋設された管路の流速係数の値は、管内面の粗度と管路中の屈曲、分岐部等の数及び通水年数により異なるが、一般に新管を使用する設計においては、屈曲部損失などを含んだ管路全体として 110、直線部のみの場合は 130 が適当である。

各種給水用具類などによる損失水頭の直管換算長

直管換算長とは、水栓類・水道メータ・管継手部等による損失水頭が、これと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表したものをいう。

表 2 - 5 器具類損失水頭の直管換算長

種別		口径 (mm)					
		13	20	25	40	50	75
エルボ	90°	0.6	0.75	0.9	1.5	2.1	3.0
	45°	0.36	0.45	0.54	0.9	1.2	1.8
チーズ	分流	0.9	1.2	1.5	2.1	3.0	4.5
	直流	0.18	0.24	0.27	0.45	0.6	0.9
仕切弁		0.12	0.15	0.18	0.30	0.39	0.63
玉形弁		4.5	6.0	7.5	13.5	16.5	24.0
逆流防止弁(スイング型)		1.2	1.6	2.0	3.1	4.0	5.7
単式逆流防止弁		2.2	4.4	4.6	7.8	8.8	16.5
メータ		3.0	8.0	12.0	20.0	25.0	40.0
給水栓・M型止水栓		3.0	8.0	8.0	17.0	20.0	
伸縮ボール止水栓		0.3	0.5	0.5	0.7	1.4	
鋳鉄管用曲管	90°						1.5
	45°						
接合または分岐		0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	
異径接合		0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	
アングル弁		2.4	3.6	4.5	6.6	8.4	12.0
分水栓・割T字管			0.5	0.5	1.0	1.0	1.0
Y型ストレーナー		1.38	2.18	3.00	5.47	8.00	14.11
定水位弁			21.1	22.8	40.2	49.7	58.0
定流量弁		9.8	16.0	31.4	86.3	106.6	138.1
ヘッダー		8.2	9.8				
減圧式逆流防止器			38.2	44.2	73.8	94.0	91.2

図 2 - 9 ヘーゼン・ウィリアムス公式の流量図

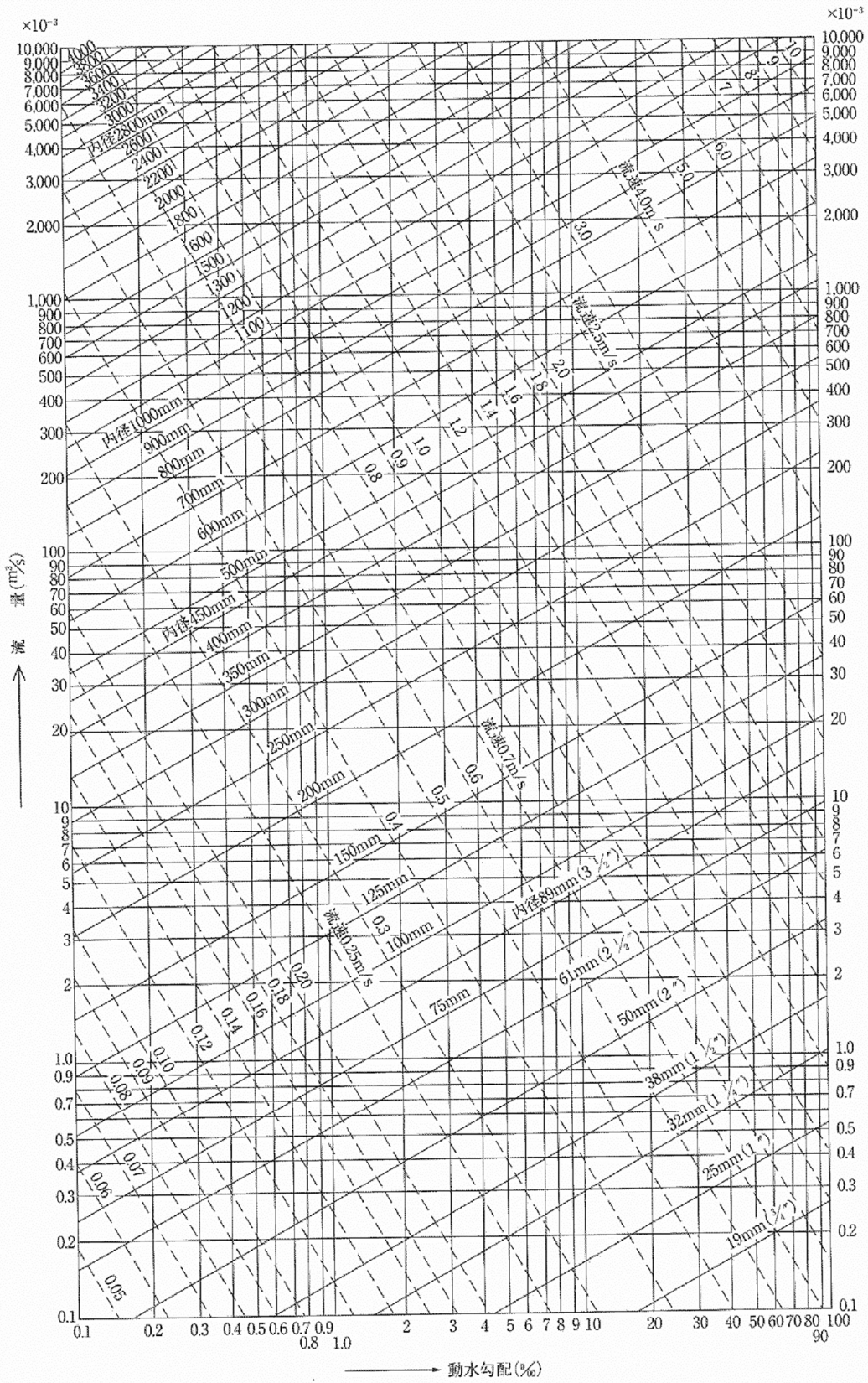
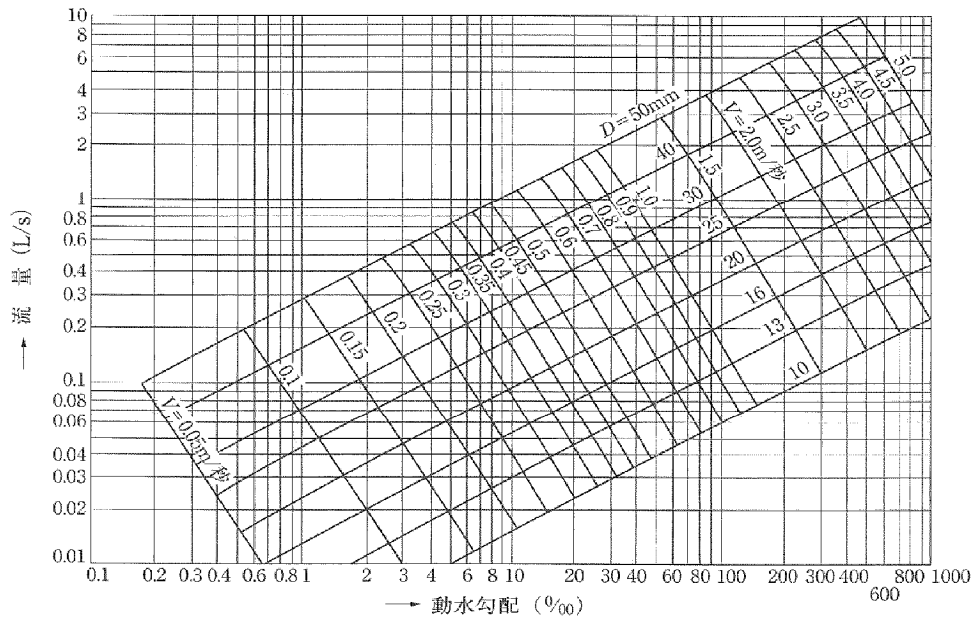


図 2 - 1 0 ウェストン公式による給水管の流量図



2 - 5 メータ口径の決定

(1)メータ口径の決定は、計画使用水量、給水方式等の使用実態に適したメータを使用する必要があるため、原則として計画水量に基づき水道メータ型式別使用流量基準により決定する。

なお、メータ口径は基本的に給水管と同口径のものを設置しなければならない。

表 2 - 6 水道メータ型式別使用流量基準

呼び径	適正使用 流量範囲 (m^3/h)	一時的使用の 許容流量(m^3/h)		一日当たりの 使用量($\text{m}^3/\text{日}$)			月間 使用量 ($\text{m}^3/\text{月}$)	
		10分/日 以内の 場合	1時間/日 以内の場 合	1日使用 時間の合 計が5時 間のとき	1日使用時 間の合計 が10時間 のとき	1日24 時間使 用のとき		
接線流	13	0.1 ~ 1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
	20	0.2 ~ 1.6	4	2.5	7	12	20	170
	25	0.23 ~ 2.5	6.3	4	11	18	30	260
	40	0.5 ~ 4.0	10	6	18	30	50	420
たて型	50	1.25 ~ 17.0	50	30	87	140	250	2600
	75	2.5 ~ 27.5	78	47	138	218	390	4100
	100	4.0 ~ 44.0	125	74.5	218	345	620	6600

(2)一般住宅のメータ口径は、表 2 - 7 のとおり給水栓数により決定する。

表 2 - 7 一般住宅の水栓数に対するメータ口径

水栓数	1~5 栓	6~10 栓	11~20 栓
メータ口径 (mm)	13	20	25

メータ口径 13 mmは、既設給水管が口径 13 mmの場合のみ適用する。
新設工事の最小メータ口径は口径 20 mmとする。

2 - 6 給水管の管径均等表

給水装置において、主管と分岐する枝管との関係を参考として推測する場合は、次の略計算式及び表 2 - 8 管径均等表を用いるのが便利である。

$$N = (D/d)^{5/2}$$

N ; 枝管の数 D ; 主管の直径 (mm) d ; 枝管の直径 (mm)

表 2 - 8 管径均等表

枝管径 主管径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
13 mm	1.00						
20 mm	2.93	1.00					
25 mm	5.12	1.74	1.00				
40 mm	16.60	5.65	3.23	1.00			
50 mm	29.01	9.88	5.65	1.74	1.00		
75 mm	79.94	27.23	15.58	4.81	2.75	1.00	
100 mm	164.11	55.90	32.00	9.88	5.65	2.05	1.00
150 mm	452.24	154.04	88.18	27.23	15.58	5.65	2.75

(注) 口径 75 mm の主管は、口径 20 mm の枝管 27.23 本分相当の水量を流す。

すなわち、口径 75 mm 管 1 本と口径 20 mm 管 27.23 本とは流量において等しいことを示している。

2 - 7 計算例

【例題 1】

次のような 6ヶ所に給水用具を設ける給水装置の計画使用水量を求めよ。

給水用具	水栓口径 (mm)
大便器 (洗浄水槽)	13
浴槽 (和式)	13
台所流し	13
洗面器	13
散水栓	13
洗濯流し	13

〔解答〕

水栓が 6 個であるので、表 2 - 2 により同時に使用する数は 3 個となる。この 6 個の中で使用頻度の高い 3 個を使用するものとして計画使用水量を求める。

給水用具	水栓口径 (mm)	同時使用の有無	計画使用水量 (/ min)
大便器 (洗浄水槽)	13	使用	12 (12 ~ 20)
浴槽 (和式)	13	使用	24 (20 ~ 40)
台所流し	13		12 (12 ~ 40)
洗面器	13		8 (8 ~ 15)
散水栓	13		15 (15 ~ 40)
洗濯流し	13	使用	12 (12 ~ 40)

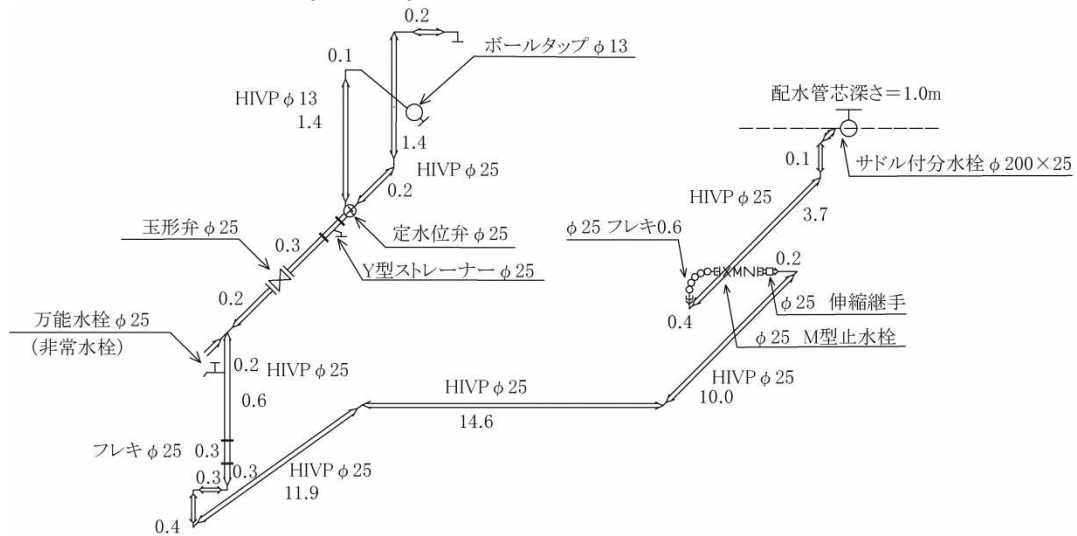
() の数値は標準的な使用水量の範囲

上表より、同時使用の 3 栓から

$$Q = 12 + 24 + 12 = 48 \text{ / min}$$

【例題 2】

受水槽式による集合住宅（3LDK）40戸の場合、受水槽容量及び給水管口径を求めよ。



【解答】

1. 計画一日使用水量

集合住宅（3LDK）200 /人×3.2 人/戸×40 戸 = 25,600 /日（15 時間使用）

2. 受水槽の容量決定

1) 受水槽の有効容量

受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の 5/10 とする。

$$25,600 \times 5/10 = 12,800$$

$$12,800 \div 1000 = 12.8 \text{ m}^3$$

2) 受水槽容量

$$\text{たて } 2.0 \text{ m} \times \text{よこ } 4.0 \text{ m} \times \text{高さ } 2.0 \text{ m} = 16.00 \text{ m}^3 > 12.80 \text{ m}^3$$

3. メータ口径の決定

計画使用水量 25.60 m³/日

計画使用水量 25.60 m³/日 = 1.71 m³/h = 0.48 /sec

呼び径	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		一日当たりの使用量 (m ³ /日)			月間使用量 (m ³ /日)	
		10分/日以内の場合	1時間/日以内の場合	1日使用時間の合計が5時間するとき	1日使用時間の合計が10時間するとき	1日24時間使用するとき		
接線流	13	0.1 ~ 1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
	20	0.2 ~ 1.6	4	2.5	7	12	20	170
	25	0.23 ~ 2.5	6.3	4	11	18	30	260
	40	0.5 ~ 4.0	10	6	18	30	50	420
たて型	50	1.25 ~ 17.0	50	30	87	140	250	2600
	75	2.5 ~ 27.5	78	47	138	218	390	4100
	100	4.0 ~ 44.0	125	74.5	218	345	620	6600

水道メータ型式別使用流量基準表により、使用水量を満足するメータ口径を口径 25 mm と仮定する。

4. 補給水量

1) 補給水量 = 0.48 /sec

2) 直管換算長算出

管口径より各器具の直管換算長を算出

	口径(mm)	数量	×	直管換算長 (m)	=	
分岐	25	1	×	0.5	=	0.5
エルボ	25	12	×	0.9	=	10.8
M型止水栓	25	1	×	8.0	=	8.0
メータ	25	1	×	12.0	=	12.0
チーズ(直)	25	1	×	1.5	=	1.5
チーズ(分)	25	1	×	0.27	=	0.27
玉形弁	25	1	×	7.5	=	7.5
Y型ストレーナー	25	1	×	3.0	=	3.0
定水位弁	25	1	×	22.8	=	22.8
給水管の延長					=	45.9
					=	112.27

L(直管換算長) = 112.27m

3) 動水勾配

$I = H \div L \times 1000$

H: 設計水圧 20m - (配水管芯深さ + 立上り + 余裕水頭)

L: 直管換算長 (m)

$= \{ 20 - (1.0 + 3.2 + 5.0) \} \div 112.27 \times 1000$
 $= 96.1 \text{ ‰}$

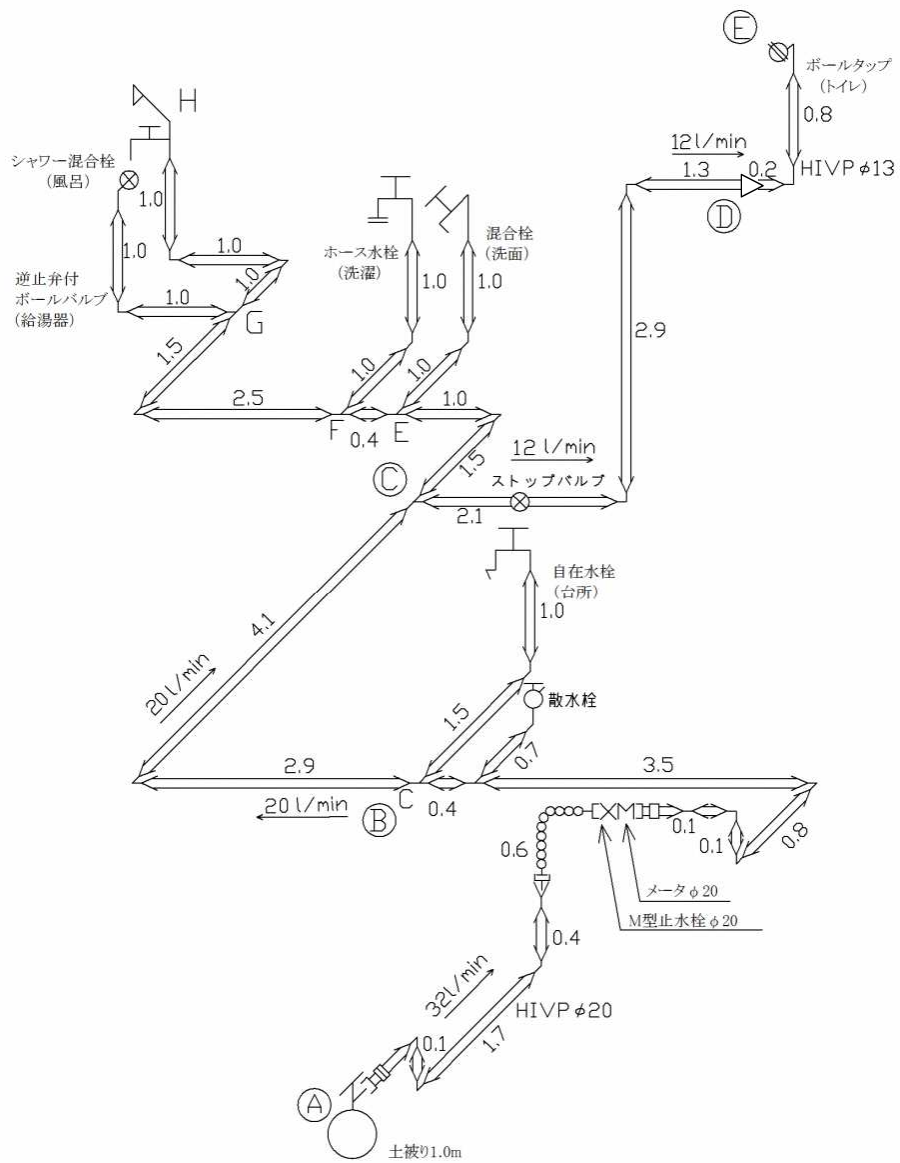
5. 口径決定

流量表により、口径 25mm での流量は、0.66 /sec となり、補給水量 0.48 /sec より大きいので、口径を 25mm に決定する。

【例題 3】

図に示す一般住宅の給水管の口径を決定せよ。ただし、この住宅の水栓は全部で7栓（内1栓は2階のトイレ）である。

- 設計水圧 20 m
 1F 洗面 8 / min
 1F 台所 12 / min
 2F トイレ 12 / min
 余裕水頭 5m
 とする。



〔解答〕

区間	口径 (mm)	水量 (ℓ/min)	流速 (m/s)	延長 (m)	器具類直管換算延長(m)											計 (m)	動水 勾配 (‰)	損失 水頭 (m)		
					エルボ	チーズ (分流)	チーズ (直流)	仕切弁	玉形弁	逆止弁	給水栓	メータ	M型 止水栓	分岐	異径				その他	
A~B	φ20	32	1.69	7.1	0.75×6= 4.5		0.24						8.0	8.0	0.5		フレキ 0.6	28.94	178	5.16
B~C	φ20	20	1.06	7.0	0.75		0.24											7.99	79	0.64
C~D	φ20	12	0.63	6.3	0.75×2= 1.5	1.2			6.0									15.00	33	0.50
D~E	φ13	12	1.50	1.0	0.6								3.0			0.5		5.10	228	1.17
																		合計	7.47	

総損失水頭 7.47m

配水管から給水栓までの高さ 4.7m (配水管芯深さ 1.0m + 立上り 2.9m + 給水高さ 0.8m)

よって、 $20.00 - (7.47 + 4.70) = 7.83\text{m}$ 5.00m

以上のように余裕水頭 5.0m より大きいので、この配管口径で給水可能となります。

3 . 給水装置工事の手続き

3. 給水装置工事の手続き

3-1 給水装置工事の申し込み

給水装置の新設、改造、修繕（軽微な変更は除く。）及び撤去に関する工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

また、流末装置工事についても給水装置工事と同様に管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

給水装置工事の手続きは、申込者から委任を受けた指定業者が行なうこと。

(1) 申込書類の作成

申込者から委任を受けた指定業者は、申込者に条例及び関連規程の内容を十分説明し必要な書類の作成を行うこと。

作成した書類は、申込者の了解を得たうえで提出すること。

(2) 提出書類

指定業者は、次に掲げる書類のうち必要な書類を提出すること。

表3-1 提出書類一覧表

	提出書類	備考
1	給水装置工事申込書・しゅん工図（様式 1）	
2	建築確認書（写） 付近見取図添付のこと	新築家屋の場合
3-1	水道管布設承諾書（様式 2-1）	
3-2	給水装置設置に関する誓約書（様式 2-2）	民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3に該当する場合
4	水道管撤去工事承諾書（様式 3）	
5	水量計算書	一般住宅（2階建）は除く
6	着工届（様式 4）	掘削工事を行なう場合
7	完成届（様式 5）	掘削工事を行った場合
8	しゅん工検査依頼書（様式 6）	
9	工事写真	掘削工事を行った場合
10	給水工事設計変更・工事中止・申込取消届 （様式 7）	
11	還付申請書（様式 8）	
12	掘削工事書類（様式 9・10・11）	掘削工事を行なう場合
13	給水装置変更届（配水管工事基準参照）	止水栓止工事の場合

(3) 設計審査

設計審査は、給水装置工事の適正な施行を確保するため、工事着工前に給水装置の構造、使用材料等が給水装置工事基準に適合しているか確認するために行うものである。

(4) 市納付金の納入

申込者は、加入金及び手数料等の市納付金を工事着工までに納入しなければならない。

(5) 道路等掘削工事に係る許可申請

道路等掘削工事を行う場合は、道路法・道路交通法・河川法その他法規等の規定により必要な許可申請を行いその許可を受けなければならない。

許可申請に係る図面等は、指定業者が作成するものとする。

道路占用及び道路使用許可については、3 - 2 道路掘削工事の手続きを参照すること。その他、必要な許可申請については、上下水道部の指示によること。

(6) 分岐立会

分岐工事等を行うときは、前日までに着工届を提出しなければならない。

なお、夜間工事の場合は、日程調整をしなければならない。

分岐立会は、配水管からの分岐及びメータまでの配管等が工事基準に適合し施工されていることの確認を行う。

(7) 工事の取消し

工事を取消す場合は、給水装置工事設計変更・工事中止・申込取消届を管理者に提出しなければならない。

また、すでに市納付金を納付している場合、還付申請書を提出し還付を受けること。

(8) しゅん工検査

工事が完成し、しゅん工検査を受けようとするときは、しゅん工検査依頼書を提出し日程の調整を行わなければならない。

しゅん工検査依頼書には、しゅん工図・工事写真等検査に必要な書類を添付すること。なお、主任技術者はしゅん工検査に立会わなければならない。

(9) しゅん工検査後の手続き

しゅん工検査後は、速やかに上下水道部が発行する検査済書を宇治市水道工事受付センターに持参し使用用途の変更等の手続きを行うこと。

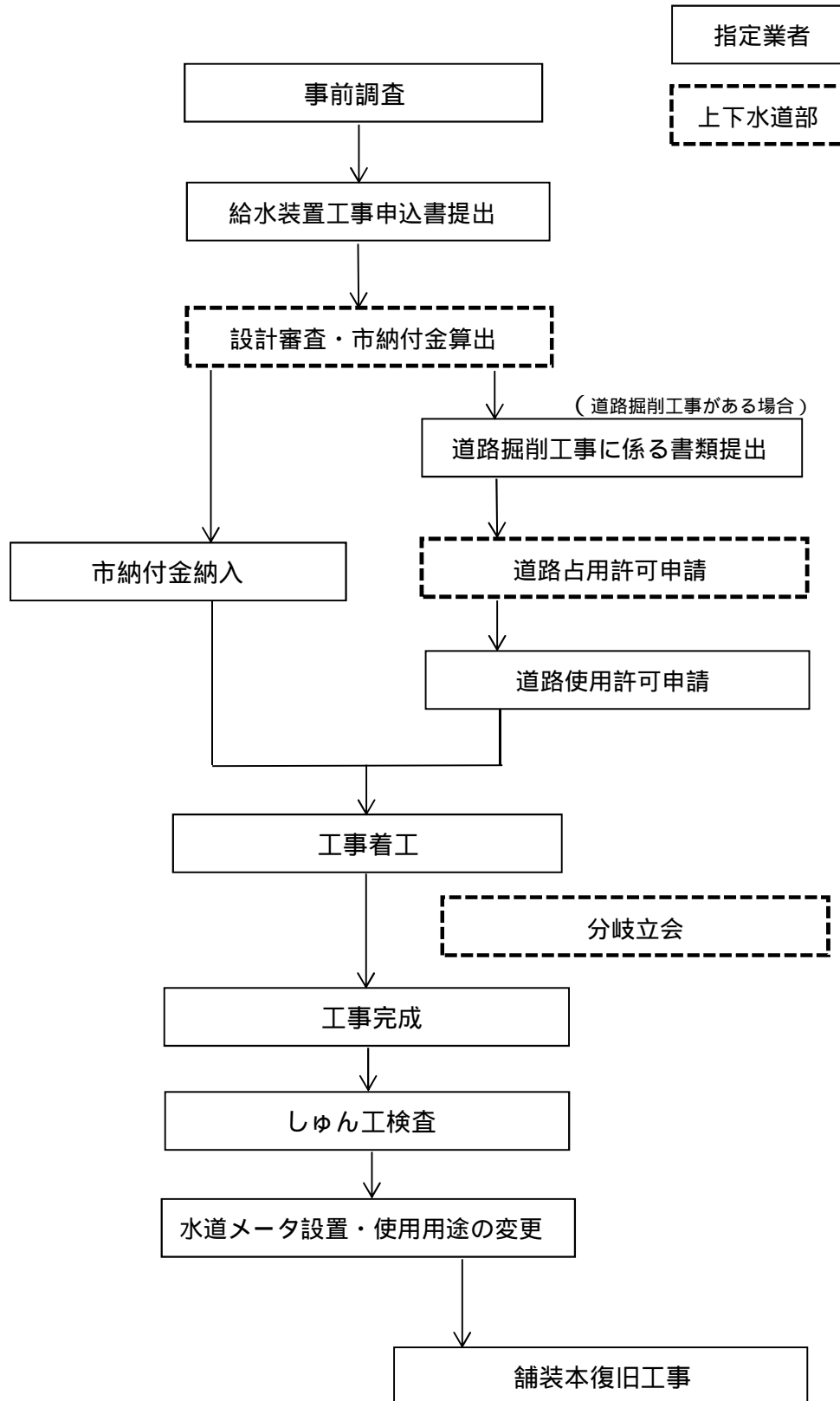
(10) 舗装本復旧工事

舗装本復旧工事が完成すれば、完成届を提出すること。なお、完成届には、工事写真を添付すること。

(11) 臨時工事用給水の申し込み

各種工事用に給水が必要な場合、必ず給水装置工事申込書等の提出を行い使用すること。

(12) 給水装置工事のフロー



3 - 2 道路掘削工事の手続き

(1) 道路掘削工事提出書類

道路掘削工事を行なう場合、指定業者は、次に掲げる書類を作成し宇治市水道工事受付センターに提出すること。

表 3 - 2 道路掘削工事提出書類一覧表

	提出書類一覧	提出部数			
		国道	府道	市道	私道
1	給水装置工事申込書のコピー 新設工事以外は水栓番号を記入	1	1	1	1
2	給水工事連絡表（様式 9） 印部のみ記入	1	1	1	1
3	道路復旧工事届（様式 10） 「指定給水装置工事事業者」欄には必ず社印を捺印 印部のみ記入	1	1	1	1
4	舗装復旧断面図		6		
5	現場写真（3方向）		4		
6	給水工事位置図 申請地・工事施工箇所の明示（住宅地図のコピー可）	5 (6)	9 (6)	7 (5)	5 (3)
7	道路占用掘削申請図（様式 11） （新設は赤、撤去は黄で明示する） ・平面図 道路幅、側溝幅、配水管位置・口径 給水管引込位置（撤去位置） 掘削幅の距離（面積） } を記入 ・縦断面図・横断面図 道路幅、掘削延長、配水管位置・口径 給水管口径 } を記入	7 (6)	9 (6)	9 (5)	7 (3)
8	安全対策図 ・工事箇所及び工事看板・交通整理員・工事車両の 配置を記入 規制範囲が2箇所以上となる場合、それぞれの 安全対策図を提出すること	5 (6)	7 (6)	5 (3)	5 (3)
9	工程表	4	-	-	-
10	緊急時連絡表	4	-	-	-
11	前回の許可書	(1)	(1)	(1)	(1)
12	理由書	(4)	(4)	(3)	(1)

・期間変更の場合は6, 7, 8, 11, 12の必要部数（カッコ内数字）が必要です。

(2) 道路占用許可申請

給水管を公道に布設する場合は、道路法第 3 2 条の定めにより事前に道路管理者に対し道路占用許可申請を行いその許可を受けなければならない。

道路占用許可申請は、指定業者より提出された書類をもとに上下水道部が申請書を作成し申請を行なう。

(3) 道路使用許可申請

道路(公道・私道)を掘削する場合は、道路の一部を使用することが必要であり、道路交通法第 7 7 条の定めにより宇治警察署長に対し道路使用許可申請を行いその許可を受けなければならない。

道路使用許可申請は、施工者である指定業者が責任をもって行なうこと。また許可書の写しを宇治市水道工事受付センターに提出すること。

(4) 道路工事の届出

工事に伴う道路規制により、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼす恐れのある場合は、宇治市火災予防条例第 4 5 条第 5 号の規定に基づき、道路工事届出書を所轄消防署に提出すること。

工事に伴い、路線バス運行、ゴミ収集等に支障をきたす場合は事前に関係機関と打合せを行なっておくこと。

(5) 道路工事の着工

道路占用許可・道路使用許可等を取得するまでは、理由を問わず着工してはならない。

(6) 道路占用許可等申請手続きフロー

公道の場合

宇治市水道工事受付センターに道路掘削書類を提出

審査・処理

宇治市水道工事受付センターから警察協議書を受理

道路使用許可申請書を作成し、警察署へ申請（警察協議書添付）

確認・処理

警察署から道路使用許可書・警察協議回答書を受理

宇治市水道工事受付センターに道路使用許可書の写し、警察協議回答書提出

確認・処理

宇治市水道工事受付センターから道路占用許可書の写しを受理

工事着工

私道の場合

宇治市水道工事受付センターに道路掘削書類を提出

審査・処理

道路使用許可申請書を作成し、警察署へ申請

確認・処理

警察署から道路使用許可書を受理

宇治市水道工事受付センターに道路使用許可書の写しを提出

工事着工

4 . 給水装置図面作成

4 . 給水装置図面作成

給水装置図面は、給水する家屋への給水管布設状況などを図示するものであり、給水装置の適切な維持管理を行うための資料として使用するため、明確かつ容易に理解できるように正確に作成しなければならない。

4 - 1 給水装置図面の種類

(1) 付近見取図

給水（申込）家屋の位置及び付近の状況等を図示したもの。

(2) 平面図

道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。

(3) 立面図

給水管の配管状況等を立体的に図示したもの。

(4) 詳細図

平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。

4 - 2 作図

(1) 付近見取図

給水（申込）地の位置を赤で記入すること。

付近の状況及び主要な建物等を記入すること。

隣接地（両隣）の水栓番号を記入すること。

(2) 平面図

方位を記入し、原則として北を上として記入すること。

縮尺は、1/100～1/200の範囲で適宜作成すること。

配水管の管種・口径及び位置を記入すること。

布設する管の管種・口径・延長及び位置を記入すること。

なお、配管は赤で記入すること。

給水栓等給水用具の取付位置を記入すること。

隣接敷地との境界線を記入すること。

(3) 立面図

給水管及び配水管の単位はmmとし、単位記号はつけない。

配管延長の単位はmとし、単位記号はつけない。表示は小数第1位までとする。

管種・管類等の表示は所定の記号を用いること。

水栓類の名称を記入すること。

(4) 詳細図

平面図で表すことのできない部分を縮尺の拡大により、詳細に図示すること。

4 - 3 管類表示記号

管及び弁栓類の表示は、下記の記号を用いる。

(1) 管・弁栓類の表示記号

名 称	記 号	名 称	記 号
新設ビニル管	=====	フレキシブル継手	┆○○○○○○○┆┆
既設ビニル管	=====	ビニルソケット	=====→←=====
その他	—————	ビニル径違ソケット	=====▷=====
既設管	-----	ビニルバルブソケット	=====≡≡≡=====≡≡≡
既設鉛管（朱線）	-----	ビニルチーズ	>Y<
私設消火栓	—┆H┆—	ビニルエルボ	>┆┆┆<
仕切弁	—┆ X ┆—	ビニルキャップ	=====≡
スリースバルブ	—┆X┆—	PVCソケット	=====≡≡≡=====
逆止弁	—┆N┆—	PVC径違ソケット	=====▷=====
止水栓	—┆X┆—	PVCチーズ	┆H┆┆┆┆
ストップバルブ	—┆⊗┆—	PVCエルボ	┆┆┆┆
水道メータ	—┆M┆—	PVC径違エルボ	◁┆┆┆
防護管	≡≡≡	PVCニップル	—┆ ┆—
立体交差	—┆┆┆—	PVCキャップ	=====≡
TSビニル 鉛管用ユニオン	=====X=====	PVC締付ユニオン	—┆┆┆—
HIユニオン	—┆┆┆—	サドル付分水栓	┆┆┆┆
伸縮可とう継手	┆┆┆┆┆┆	割T字管（V型）	—┆X┆—
伸縮継手	┆┆┆┆┆┆	ヘッダ	—┆┆┆┆┆┆

(2) 管種記号

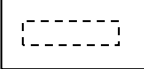


管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管	DIP
硬質塩化ビニルライニング鋼管	VLP
硬質塩化ビニル管	VP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
鋳鉄管	CIP
石綿セメント管	ACP
鉛管	LP
架橋ポリエチレン管	XPEP
ポリブデン管	PBP
水道配水用ポリエチレン管	PE

(3) 管種の色別・記号














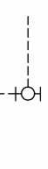
管 種	記 号	
	平面図	立面図
ビニル管	_____ (赤線)	===== (黒線)
鉛 管	_____ (赤線)	_____ (赤線)
その他	_____ (赤線)	_____ (黒線)

既設管は上記記号を点線で表示する。また、ビニル管の場合は VP または HIVP の表示をする。

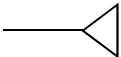
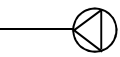
(4) 受水槽・ポンプ記号

名 称	低置水槽	高置水槽	ポ ン プ	増圧ポンプ
記号及び符号				

(5) 水栓類記号


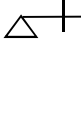



													
横水栓	自在水栓(長)	自在水栓(短)	衛生水栓	胴長横水栓	小便器洗浄水栓	カップリング付横水栓	消火栓	ボールタップ	立水栓	フラッシュバルブ	アングル止水栓	万能栓	散水栓

(6) 給水栓類の表示記号(平面図)

種 別	記 号	種 別	記 号
給水栓類		その他	

その他とは特別な目的に使用されるもので、例えば湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

(7) 給水栓類の表示記号(立面図)

種 別	記 号	種 別	記 号	種 別	記 号
給水栓類		シャワーヘッド		フラッシュバルブ	
ボールタップ		その他			

5 . 給水装置工事の施工

5. 給水装置工事の施工

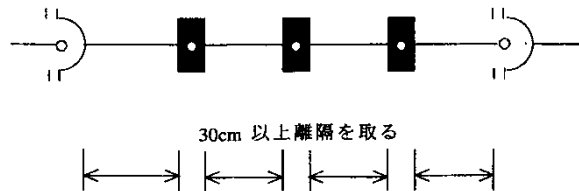
5 - 1 給水管の分岐

給水管の分岐施工については、適切に作業ができる技能を有するものを従事させること。

(1) 給水管の分岐

配水管からの分岐の位置は、給水管の取り出し穿孔による管体強度の減少を防止すること、給水装置相互間の流量への影響により他の需要者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水管の分岐位置及び配水管の継手位置から 30 cm 以上離すこと。

■ : 分水栓サドル



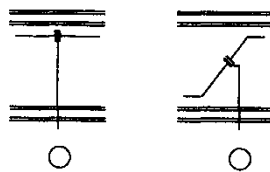
ガス管など水道管以外の管との誤接続を行わないように、十分な調査を行い、明示テープ、消火栓・仕切弁等の位置により配水管であることを確認し、施工すること。

原則として、1敷地への分岐は1箇所とする。

ただし、2世帯住宅等で上下水道部が認めた場合はこの限りではない。

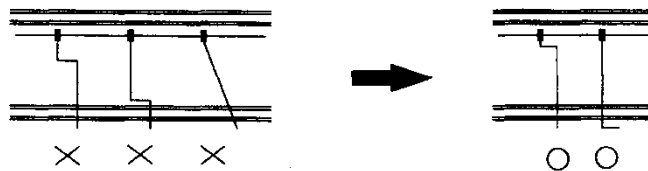
給水管は、口径 250 mm 以下の配水管から分岐すること。

給水管の埋設方向は、道路縦断に対し、垂直・最短距離とする。



■ : 分水栓サドル

分岐方向の調整は、本管付近又は民地内にて行う。



給水管の口径は、給水管内の水の停滞による水質悪化の防止と付近の給水に及ぼす影響を考慮して、当該給水装置による水の使用量に対し著しく過大でないこと。

分岐は、配水管の直管部からとする。配水管の異形管及び継手からの分岐は、その構造上の確な給水用具の取付が困難で、また材料使用上からも給水管の分岐は行わないこと。

給水管の最小口径は宅地内の止水栓まで口径 20 mm とする。

分岐には、配水管等の管種及び口径に応じたサドル付分水栓、割 T 字管、T 字管を用いること。

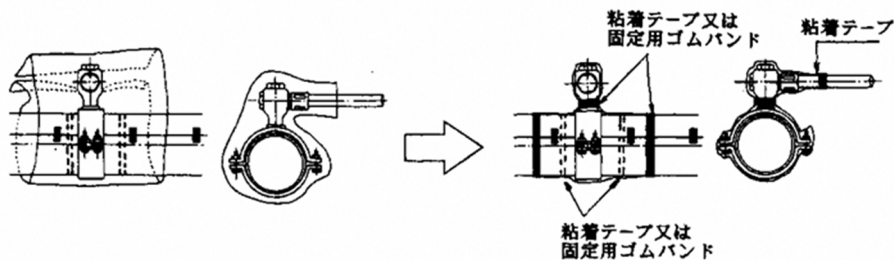
分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けはボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。

穿孔機は、確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。

穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。

鑄鉄管からサドル付分水栓で分岐する場合は、穿孔部に密着型コアを取り付けること。

サドル付分水栓及び割 T 字管は、取り付け後ポリエチレンスリーブを被覆すること。



サドル付分水栓で分岐する場合は、HIVP との接続部分に伸縮可とう継手を使用すること。

(2) 分岐の方法

給水管の分岐の方法は、サドル付分水栓による分岐、割 T 字管または T 字管による分岐に分類される。

分岐口径は、配水管口径よりも小さい口径とし、特に受水槽式は、配水管口径の 2 段落ち以下とする。

メータ口径 (mm)	分岐口径 (mm)	配水管口径 (mm)	分岐材料
20 ~ 50	20 ~ 50	40 ~ 250	サドル付分水栓 (ボール式) JWWA B 117 PE 管用は PTC B 20
75 ~ 200	75 ~ 200	100 ~ 250	割 T 字管 (V・V K 型) または T 字管

(3) 分岐穿孔工程

サドル付分水栓穿孔

) 配水管の清掃

- ア . 配水管のサドル付分水栓取付け位置を確認し、取付け位置の土砂及び錆等をウエス等できれいに除去し、配水管の管肌を清掃する。
- イ . 配水管にポリエチレンスリーブが被覆されている場合は、サドル付分水栓取付け位置の中心線より 20cm 程度離れた両位置を固定用ゴムバンド等により固定してから、中心線に沿って切り開き、ゴムバンドの位置まで折り返し、配水管の管肌をあらわす。

) サドル付分水栓の取付け

- ア . サドル付分水栓を取付ける前に、全開時にボール弁が通水口径内にはみ出していないか、パッキンが正しく取付けられているか、塗装面やねじ等に傷がないか等、サドル付分水栓が正常かどうか確認する。
- イ . サドル付分水栓は、配水管の管軸頂部にその中心線がくるように取付け、給水管の取出し方向及びサドル付分水栓が管軸方向から見て傾きがないか確認する。
- ウ . 取付けに際し、パッキンの離脱を防止するためサドル付分水栓を配水管に沿って前後に移動させてはならない。
- エ . サドル部分のボルトナットの締付けは、全体に均一になるよう左右交互に的確に行う。
- オ . ステンレス製のボルトナットは、異物の噛み込みや無理なねじ込みによって不具合を起こしやすいので、十分注意する。

) 穿孔作業

- ア . 穿孔機は、手動式及び電動式がある。
- イ . 穿孔機は、製造メーカー及び機種等により取扱いが異なるので、必ず、取扱説明書をよく読んで器具を使用する。
- ウ . サドル付分水栓の頂部のキャップを外し、ボール弁の開閉を確認してからボール弁を開く。
- エ . 分岐口径及び規格に応じたカッターまたはドリルを穿孔機のスピンドルに取付ける。
- オ . サドル付分水栓の頭部へパッキンを置き、その上に穿孔機を静かに載せ、袋ナットを締付けてサドル付分水栓と一体になるように固定する。
- カ . サドル付分水栓の吐水部へ排水ホースを連結させ、ホース先端はバケツ等に差し込み、下水溝等へは直接排水しない。
- キ . 刃先が管面に接するまでハンドルを静かに回転し、穿孔を開始する。

- ク . 穿孔中はハンドルの回転が重く感じる。穿孔が終了するとハンドルの回転は軽くなるが、最後まで回転させ、完全に穿孔する。
- ケ . 穿孔が終わったらハンドルを逆回転して刃先をボール弁の上部まで確実に戻す。このときスピンドルは最上部まで引き上げる。
- コ . ボール弁を閉め、穿孔機及び排水用ホースを取外す。
- サ . 電動穿孔機は、使用中に整流火花を発生する。また、スイッチの ON・OFF 時にも火花を発生するので、ラッカー、シンナー、ベンジン、都市ガス、LP ガス等、引火または爆発するおそれのある場所では絶対使用しない。
- シ . 電動穿孔機は、器具の使用時以外はスイッチを OFF の状態にし、コンセントから電源プラグを外しておく。
- ス . 配水管がビニル管及びポリエチレン管の場合は、それぞれ専用の穿孔機を使用し、穿孔終了後切片を確認すること。

) 密着型コアの取付け

コア挿入機は、製造メーカー及び機種等により取扱いが異なるので、必ず取扱説明書をよく読んで器具を使用する。

割 T 字管による取出し

配水管より口径 75mm 以上の給水管を断水せずに取出す場合に用いられる。

作業は、割 T 字管取付け、不断水式鉄管穿孔機による穿孔操作の順で行う。

) 割 T 字管取付け

- ア . 前の場合と同様、管を完全に露出させ、割 T 字管取付け部分の管表面を十分に清掃・洗浄する。
- イ . 管表面及び割 T 字管のゴムパッキンに濃い石けん水を塗布し、割片（通常、3 つ割となっている）を管体に沿わせてボルトで締付け、管体に完全に固定密着させる。
- ウ . 分岐口のある割片は水平に取付け、ボルトは片締めとならないよう各部平均に締付ける。
- エ . 割 T 字管には、割 T 字管自体に補助バルブを組込んだものを使うこと。

) 穿孔機の取付け

ア . 穿孔機本体に所定の合フランジを取付け、主軸にセンタードリル付カッターを接続した後、穿孔機の合フランジと割 T 字管の補助バルブ（フランジ形割 T 字管使用の場合は水道用仕切弁）のフランジとをボルトで締付けた後、穿孔機を割 T 字管に取付ける。

イ．この場合、穿孔機本体の保持は完全にし、下に台などをかませて割T字管に余分な負担をかけないように留意する。

) 穿孔作業

ア．割T字管の補助バルブ(フランジ形割T字管の場合は水道用仕切弁)を全開にし、穿孔機の送りハンドルを右に回転し、センタードリル先端が管表面に当たって止まるところまで主軸を送り出す。

イ．穿孔機にフレキシブルシャフト及びエンジンを接続し、エンジンを始動させ送りハンドルを静かに右(時計方向)に回転し、センタードリル付カッターを切り込んでいく。

ウ．カッターのセンタードリルが管を穿孔すると、合フランジの排水口より水が出てくるので、以後の送りハンドル回転及びエンジン音に注意する。

エ．エンジン音が変われば穿孔が終了したので、一度エンジンを止め、送りハンドルを右に回転し完全に穿孔が終わっているかを確認する。

オ．確認が終われば、送りハンドルを反対(左)に回転してセンタードリル付カッター及び主軸を戻し、補助バルブを閉止し、穿孔機を取外す。

T字管による取出し

T字管を用いて給水管を取出す場合は、配水管等を断水した後、T字管に相当する部分の管を切断・撤去し、その部分にT字管及び継輪などを挿入して接合する。この場合、T字管取付部が管路の弱点となるから接合及び埋戻し作業は、特に丁寧に施工する。

工事完了後の通水に際しては、管内の洗浄・排水作業を十分に行う。

5 - 2 給水管の埋設深さ及び占用位置

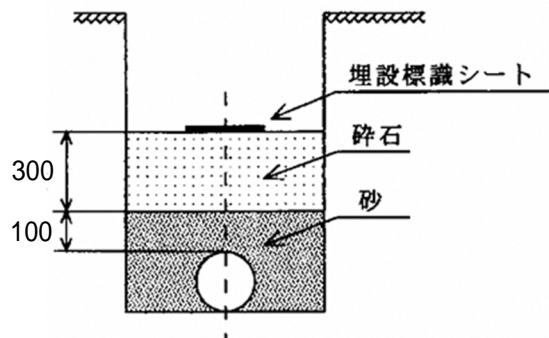
給水管の埋設深さは、道路部分については1.0m以上とし、宅地部分にあっては0.3m以上とすること。

道路部分に配管する場合は、その占用位置を誤らないようにすること。

5 - 3 給水管の明示

(1) 道路部分に布設する口径 40 mm以上の給水管には、年号表示テープ・埋設標識シート等により管を明示すること。

埋設標識シートの設置は、次のとおりとする。



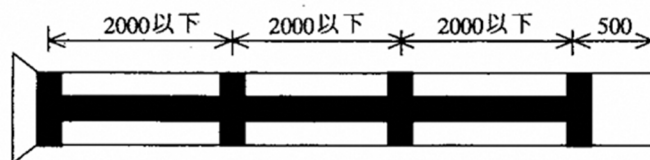
年号標示テープの貼り付け位置は、次のとおりとする。

胴巻の間隔は、2m以下を基本とする。

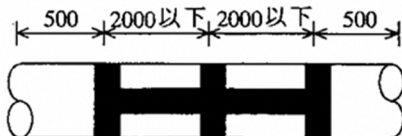
< 直管及び甲切管 >

管長 5m 未満 胴巻 3箇所 / 本

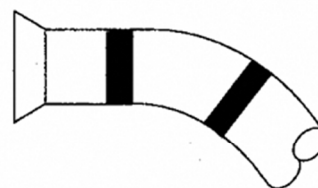
管長 5 ~ 6m 胴巻 4箇所 / 本



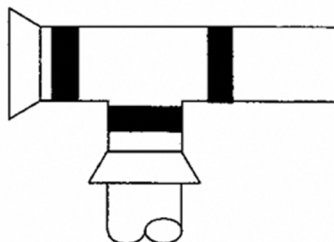
< 乙切管 >



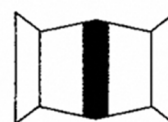
< 曲管 >



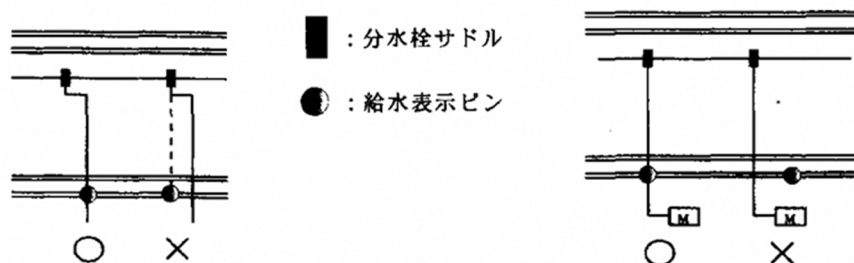
< 丁字管 >



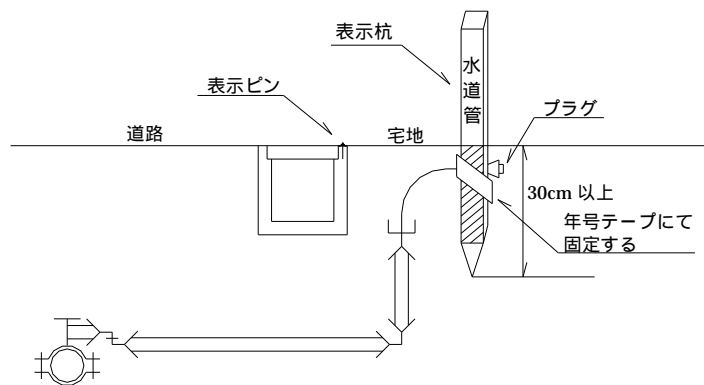
< 継輪 >



(2) 配水管から分岐した給水管の布設位置を表示するため、道路境界部分の給水管の垂直上に表示ピンを設置すること。また、分岐位置については、オフセットを測定し位置を明らかにすること。



(3) 開発行為による給水管工事等で、止水栓を埋設する場合は、止水栓の位置を表示するため表示杭を設置すること。なお、止水栓には、砲金製プラグを取り付ける。

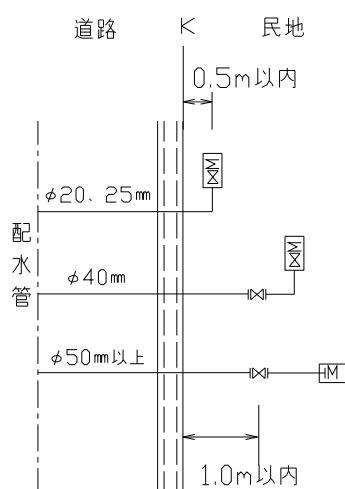


5 - 4 止水栓の設置

配水管から分岐し給水管には、止水栓または仕切弁を設けるものとする。

配水管から分岐して最初に設置する止水栓または仕切弁の位置は、原則として宅地部分の道路境界の近くとし、道路境界からM型止水栓（口径 20・25mm）は 0.5m以内、仕切弁（口径 40mm 以上）は、1.0m以内を標準とする。

また、止水栓は、維持管理上支障がないよう、メータボックスまたは仕切弁ボックス内に設置すること。



5 - 5 水道メータの設置

(1) 水道メータの設置

水道メータは、給水装置ごとに1個設置する。

なお、給水装置に私設水道メータを設置することは認めない。

構造上または利用上独立して使用される区画に給水装置を設ける1つの建物(二世帯住宅等)で、上下水道部が認めた場合はそれぞれに1個の水道メータを設置することができる。

水道メータの設置位置は、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分で、水道メータの点検及び取替作業が容易であり、かつ、水道メータの損傷、凍結等の恐れがない位置であること。

水道メータの設置に当たっては、原則として給水栓より低位に設置し、水道メータに表示されている流水方向の矢印を確認したうえで水平に取り付ける。

なお、水道メータ取付後は、凍結防止のためメータボックス内に砂を入れ管の保護を行うこと。

水道メータの遠隔指示装置を設置する場合(口径50mm以上)は、正確かつ効率的に検針でき、かつ維持管理が容易なものとする。

水道メータを地中に設置する場合は、鋳鉄製のメータボックスに入れること。また、メータ取り外し時の戻り水による汚染の防止について考慮すること。

メータボックスは、道路と平行に設置すること。

やむを得ずメータボックス位置に擁壁、ブロック塀等を設置する場合は、幅60cm、高さ30cm以上の箱抜きを行うこと。

口径40mmまでの水道メータの二次側にはメータ用伸縮継手を使用すること。

(2) 水道メータの種類

メータ口径(mm)	種類	備考
13	接線流羽根車式	単湿式
20,25,40	接線流羽根車式	復湿式
50~200	軸流羽根車式	たて型ウォルトマン

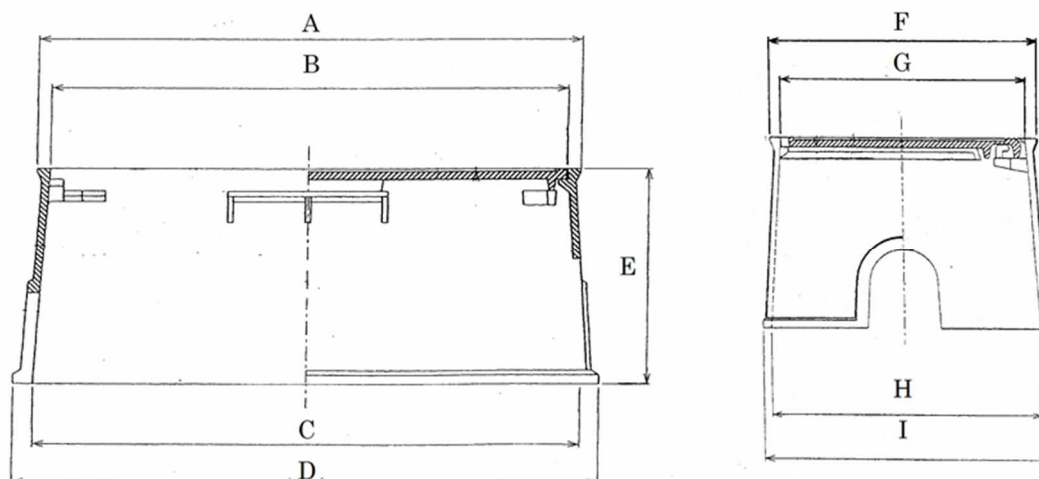
口径50mm以上は遠隔装置付

(3) メータの面間距離

メータ口径 (mm)	13	20	25	40	50	75
面間距離 (mm)	100	190	225	245	560	630

(4) メータボックスの種類

口径 13 mm から 40 mm までの水道メータボックス

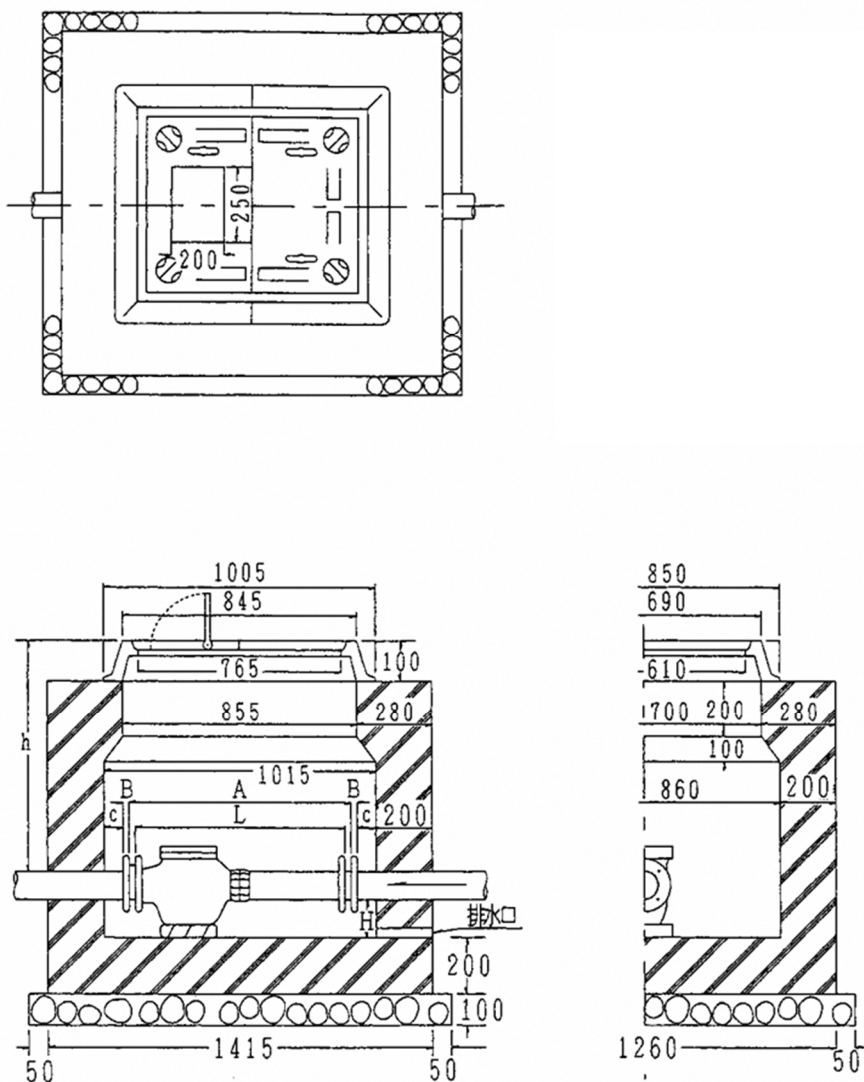


メータ口径 (mm)	種 類	寸 法 (mm)									備 考
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	
13	小ボックス	330	305	340	365	145	190	160	190	215	
20、 25	中ボックス 型	440	408	455	480	175	230	196	230	255	
20、 25	中ボックス 型	524	495	522	548	180	256	232	252	278	3 階直結給水用
40	大ボックス	580	550	582	622	240	330	300	332	352	

鋳鉄製で、すべての蓋の上部に宇治市市章を入れる。

口径 50 mm以上の水道メータを設置しようとする箇所には、次表に掲げる寸法のメータ室を設けなければならない。ただし、メータ室は現場打コンクリートまたは二次製品とする。

図 5 - 1 口径 50 mm ~ 100 mmの場合



(単位mm)

口径	A	B	C	L	H	h
50	566	22	202.5	560	195	600
75	636	22	167.5	630	226	1,000
100	756	22	107.5	750	240	1,000

図 5 - 2 口径 150 mm 及び 200 mm の場合

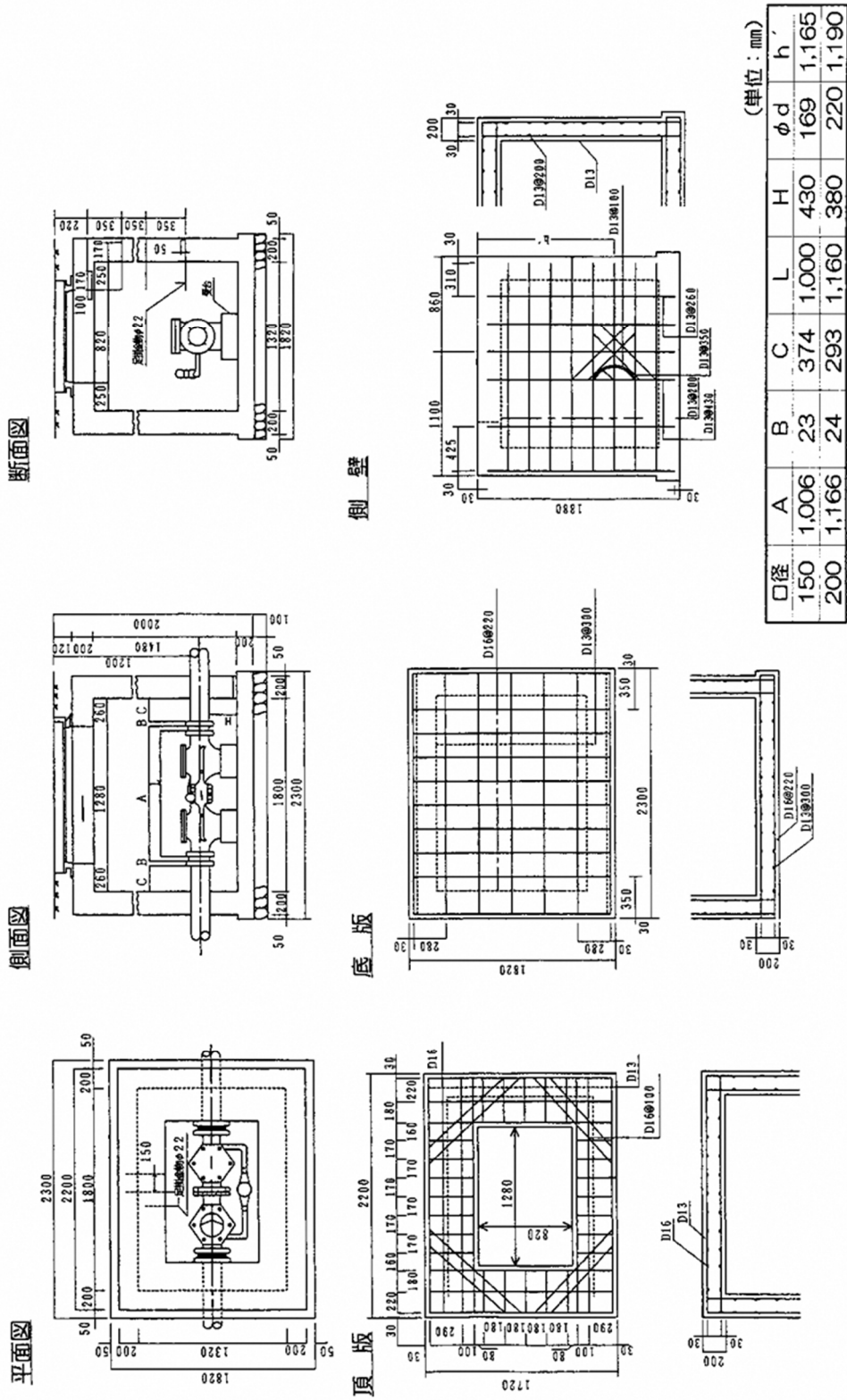
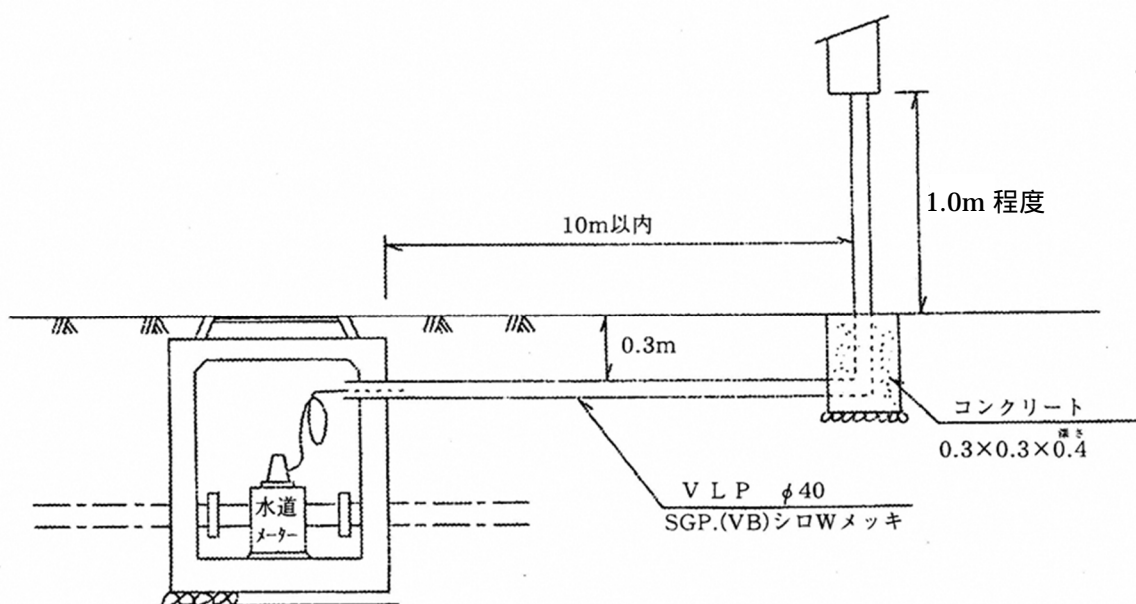


図 5 - 3 遠隔装置盤設置標準図



遠隔装置盤及び電線は、上下水道部が貸出を行う。

5 - 6 給水管の配管

(1) 分岐部からメータまでの配管

道路部分(分岐部)からメータまでの配管は管理者が指定した構造・材質により施工すること。

給水管の管種

使用する給水管の管種は、次のとおりとする

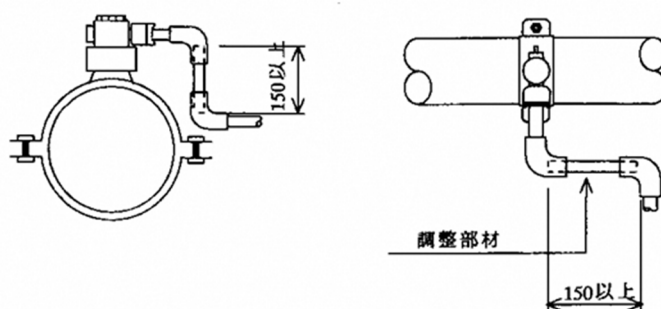
メータ口径 (mm)	管 種	備 考
20～ 50	耐衝撃性塩化ビニル管(HIVP)	
75 以上	ダクタイル鋳鉄管 (DIP K形 1種管) (DIP NS形 1種管) (DIP GX形 1種管・S種管)	

止水栓の設置

下記の止水栓を敷地内に設置すること。

メータ口径(mm)	種 類	備 考
20、 25	M型止水栓	
40、 50	青銅製仕切弁、M型止水栓	
75 以上	ソフトシール仕切弁	

配水管からサドル付分水栓で分岐する場合は、HIVP との接続部分に伸縮可とう継手を使用すること。また給水管(HIVP)は、配水管付近でL字に配管する。



M型止水栓の上流側には、フレキシブル継手（L=0.6m以上）を設置すること。

給水管（口径 20～50 mm）には、埋設管調査用の電線を設置すること。

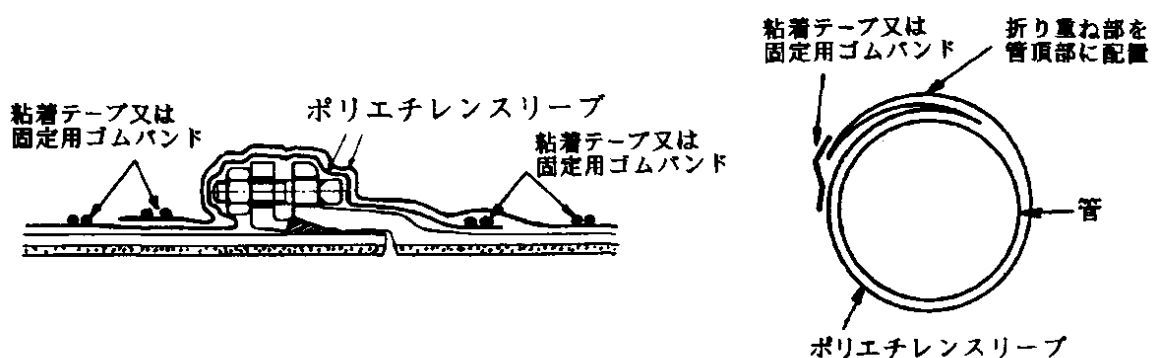
埋設管調査用電線は、サドル付分水栓より約 10cm 離れたところから M 型止水栓まで布設し、固定方法は両端及び曲がり部分、直線部については 50cm ピッチで年号テープを 2 重巻きにして固定する。

なお、電線は M 型止水栓側のみビニール被膜を取除き金属部分に固定する。サドル付分水栓側は、ビニール被膜を取除かず金属部分にも固定しないこと。

また、ロケーティングワイヤーを使用する場合、ビニール被覆を取除く必要はない。

事故防止及び修理作業のスペースを考慮して、他の埋設物との間隔を 30cm 以上確保すること。

ダクタイル鋳鉄管の配管については、ポリエチレンスリーブを被覆し防食を行うこと。



ダクタイル鋳鉄管の K 形継手には、3DkN 対応の特殊押輪を使用すること。

給水管の構造

図 5 - 4 20・25mm

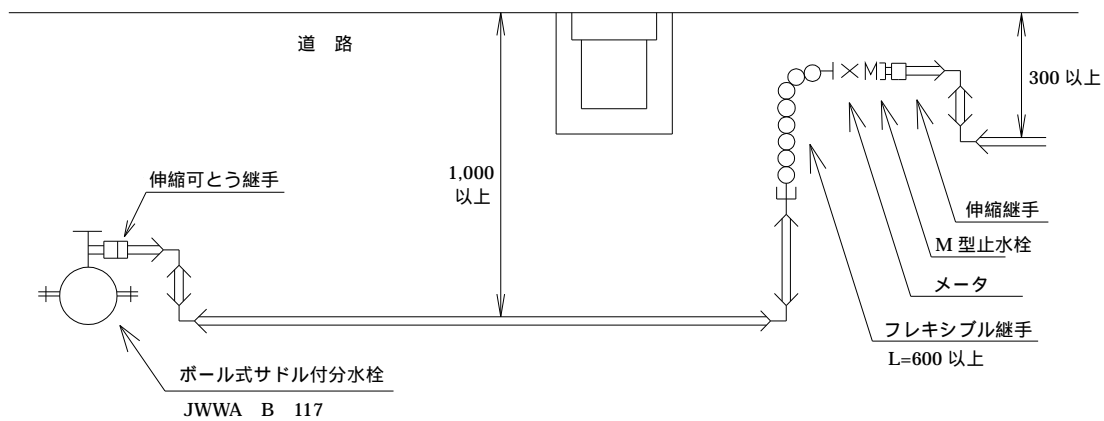


図 5 - 5 40mm

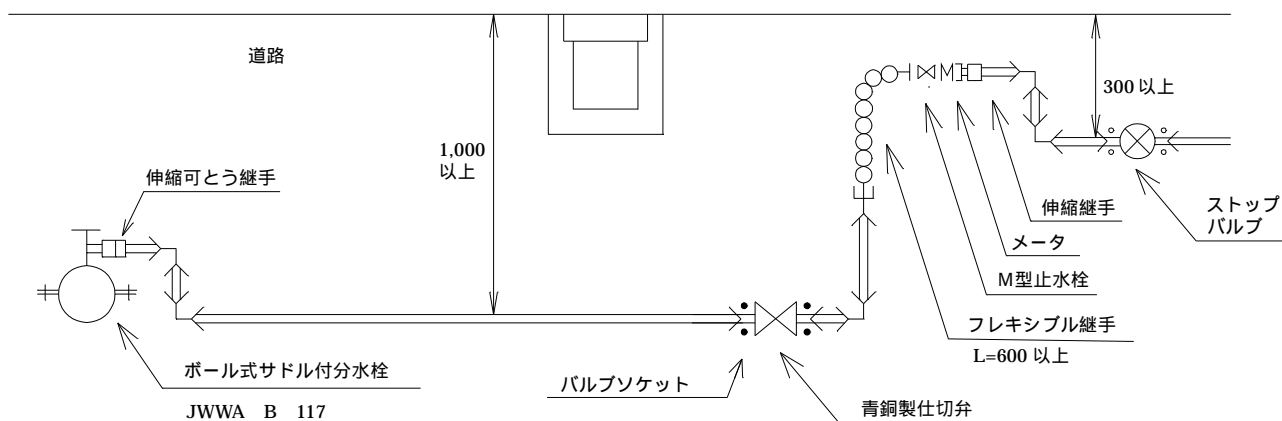


図 5 - 6 50mm

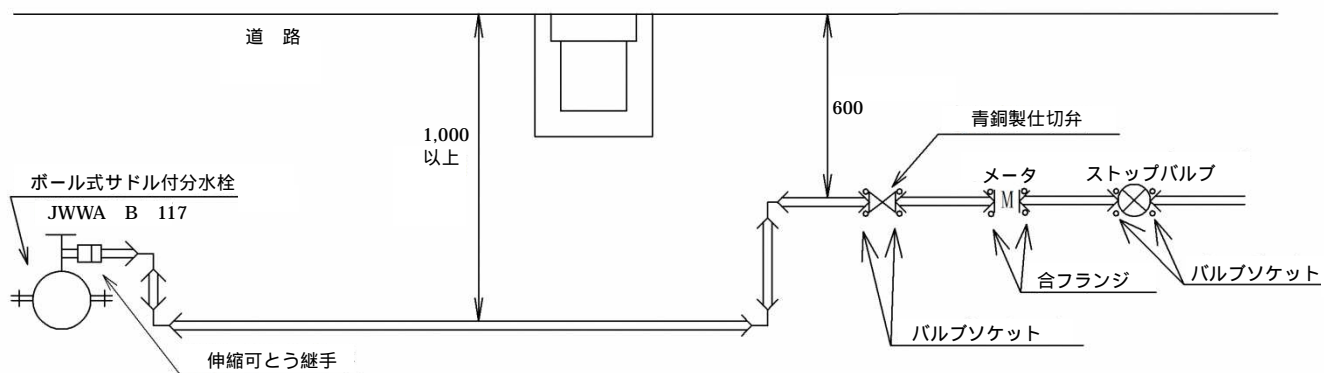
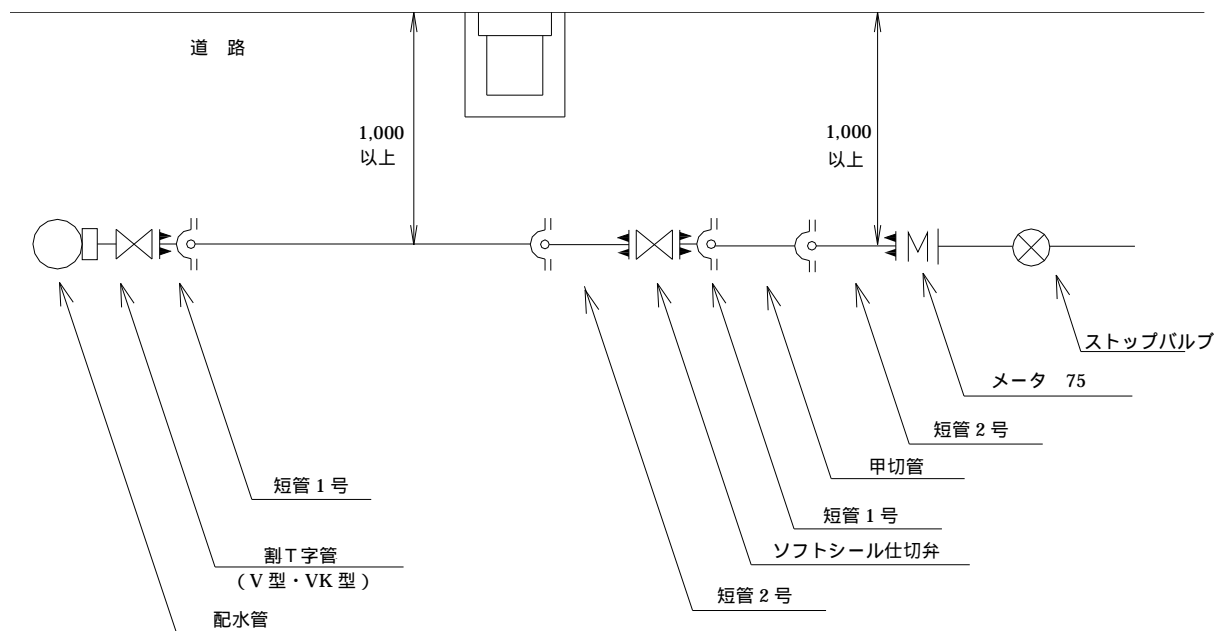
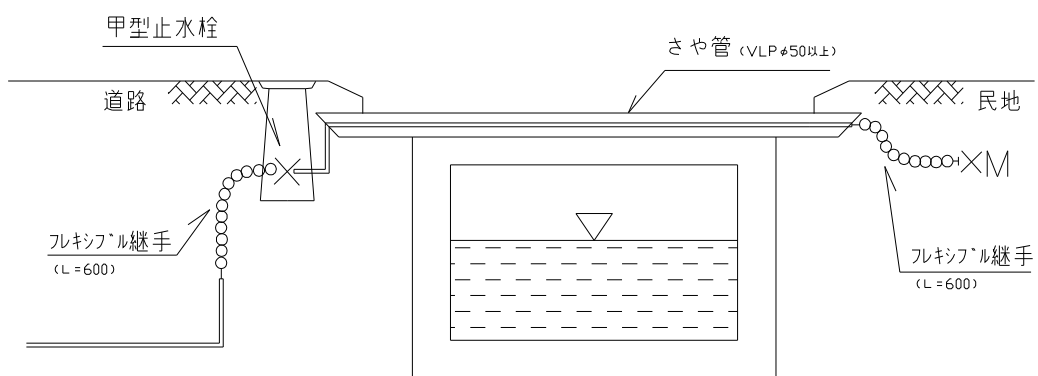


図 5 - 7 75mm 以上



給水管が側溝または水路等を横断する場合は、下越しにより布設すること。
やむを得ず上越しを行う場合は、道路管理者または水路管理者と協議を行うこと。
施工にあたっては、給水管が破損しないように、さや管（鋼管）で保護し、防寒につ
いて適切な措置をすること。

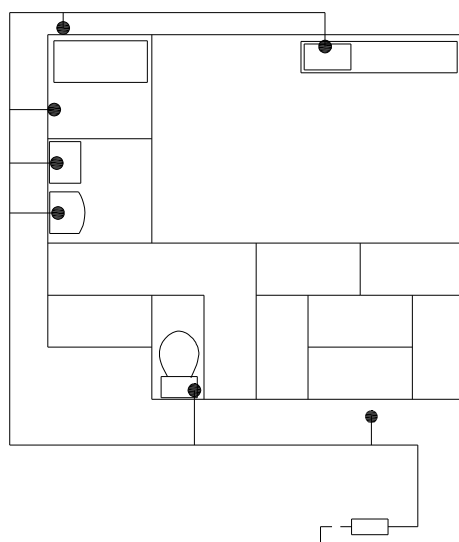
図5 - 7 水路上越し配管例



2) 敷地内配管

家屋の主配管が、家屋等の構造物の下を通過し、構造物を除去しなければ漏水修理を行うことができないような場合、需要者にとっても水道事業者にとっても大きな支障が生じるため、主配管は、家屋の基礎の外回りに布設することを原則とする。主配管とは一般的には、1階部分に布設された水道メータと同口径の配管がこれに該当する。

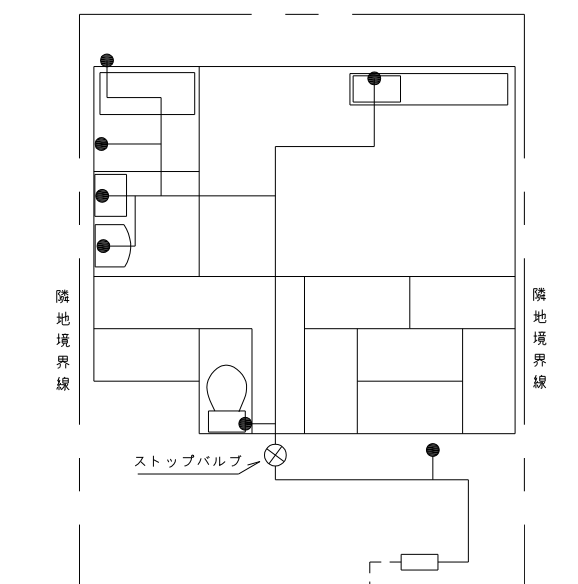
図5 - 8 配管例



スペース等の問題でやむを得ず構造物の下を通過させる場合は、さや管ヘッダ方式等とし給水管の交換を容易にするとともに、点検・修理口を設ける等、漏水の修理を容易にするために十分配慮する必要がある。

なお、床下配管とする場合は、構造物の手前にストップバルブを設置すること。

図5 - 9 床下配管例（外部配管スペースがない場合）



設置場所の荷重条件に応じ、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定すること。

給水装置の材料は、当該給水装置の使用実態に応じ必要な耐久性を有するものを選定すること。

給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。施工上やむを得ず加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行うこと。

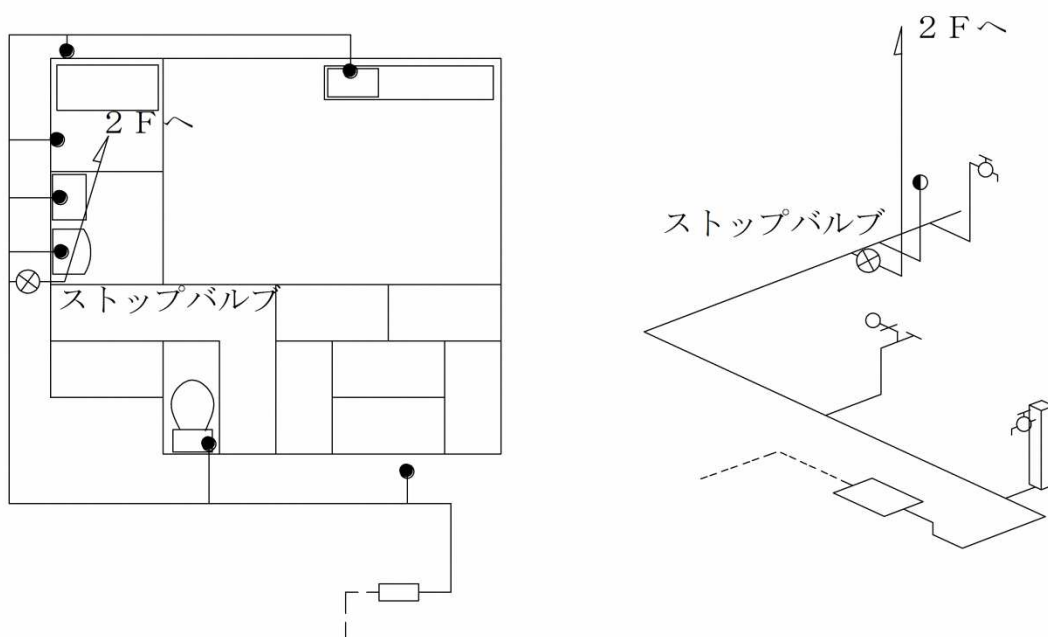
敷地内配管は、将来の取り替え、漏水修理等の維持管理を考慮してできるだけ直線配管とすること。

水圧、水撃作用等により給水管が離脱する恐れがある場所にあつては、適切な離脱防止のための措置を講じること。

給水装置は、ボイラー・煙道等高温となる場所を避けて設置すること。

地階または2階以上に給水管を配管する場合は、各階ごとにストップバルブを設置すること。

図5 - 10 2階配管例

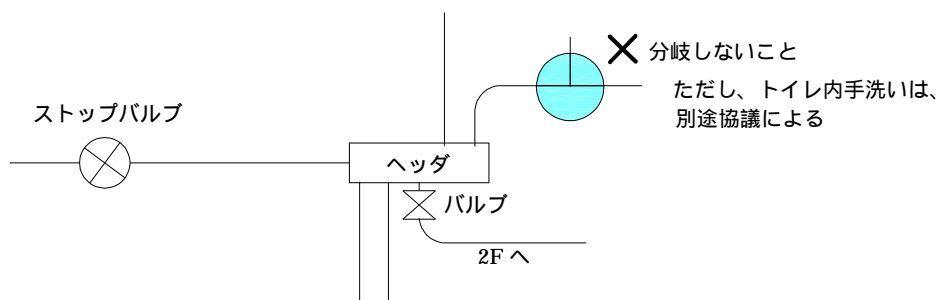
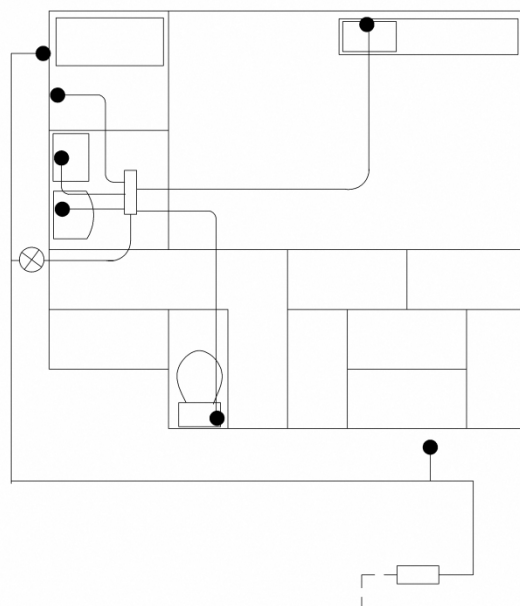


さや管ヘッダ方式は、ヘッダから分岐し、それぞれの給水用具まで途中で分岐せず直接接続する方式である。

また、構造物の手前にストップバルブを設置し、ヘッダまで配管すること。

ヘッダの位置には、目視点検ができるように床等に点検口を設けること。

図5 - 1 1 ヘッダ配管例



給湯器には、逆止弁付止水栓（逆止弁付ボールバルブ等）を設置すること。

5 - 7 給水管の撤去

不用となった給水管は、配水管との分岐箇所撤去しなければならない。

撤去方法は、下記によるものとする。

ただし、道路管理者から指示がある場合はそれに従うこと。(給水管全撤去等)

(1) 給水管の撤去

サドル付分水栓により分岐している給水管

コックを閉じ、給水管を取り外した後、キャップ止めとすること。

T字管により分岐している給水管

T字管にフランジ蓋止めまたは栓止めとすること。

割T字管により分岐している給水管

割T字管のバルブを閉止し、フランジ蓋止めまたは栓止めとすること。

5 - 8 土工事

工事は、関係法令を遵守して、各工法に適した方法に従って行い、事故等を起こすことがないようにする。

道路掘削工事を伴う場合は、その工事箇所の施工手続きを当該道路管理者及び所轄警察署等に行い、その許可条件を遵守して適正に施工し、事故防止に努めなくてはならない。

(1) 掘削工

掘削に先立ち事前の調査を行い、現場条件を把握するとともに、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とする。

掘削断面は、道路管理者が指示する場合を除き、施工箇所の道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及び給水管の土被り等を総合的に判断し、最小で安全かつ確実な施工ができる断面及び土留工法を決定する。

舗装道路の掘削については、コンクリートカッター等で所定の幅及び長さ切断し、必要箇所以外に影響箇所を生じさせない。また、掘削は、所定の断面に従って行い、掘りすぎ、えぐり掘り等はしない。

掘削深さが 1.5m を超える場合及び掘削深さが 1.5m 以内であっても軟弱な地山の場合は、施工の安全性を確保するため、土留工を施すこと。

掘削は、一日に仮復旧まで可能な範囲とし、掘り置きはしない。

掘削は、既設地下埋設物に十分注意し、必要により埋設物の管理者の立会を求めると。

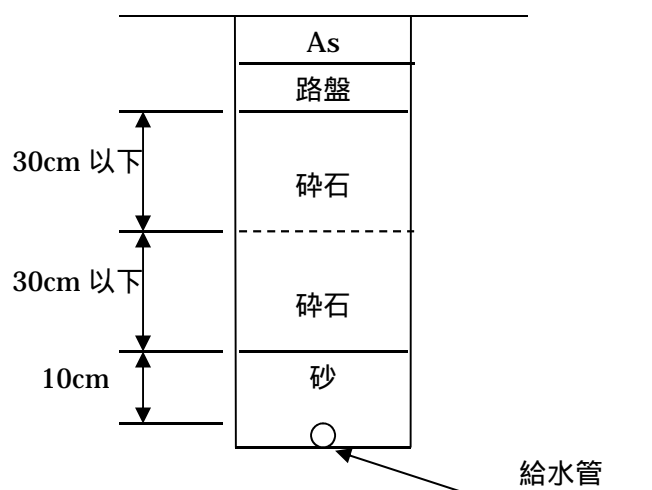
(2) 埋戻し工

道路及び宅地の掘削箇所の埋戻しは、砂及び良質土を使用して十分締め固めを行い、施工後に陥没や沈下等が発生しないようにすること。

道路掘削箇所は、管頂から 10cm まで管の保護のため砂を用い、その上部は砕石を用い一層が 30cm を超えない範囲で埋戻しを行い、各層ごとにタンパ等で転圧を行うこと。

道路以外の掘削箇所は、土地管理者の承諾を受け良質土を用いて埋戻しを行うこと。

図 5 - 1 2 道路部埋戻し図



(3) 舗装復旧工

舗装仮復旧工

舗装道路については、埋戻し完了後速やかに加熱アスファルト合材を用い舗装仮復旧を行うこと。

舗装本復旧を行うまで、掘削箇所を巡回し路面の沈下等が生じた場合、直ちに補修すること。

舗装本復旧工

舗装本復旧は、占用許可条件等を遵守し、道路管理者の指示のもと指定業者の責任において施工すること。

なお、掘削範囲に近接して他の占用工事等がある場合は、道路管理者と立会のうえで施工すること。

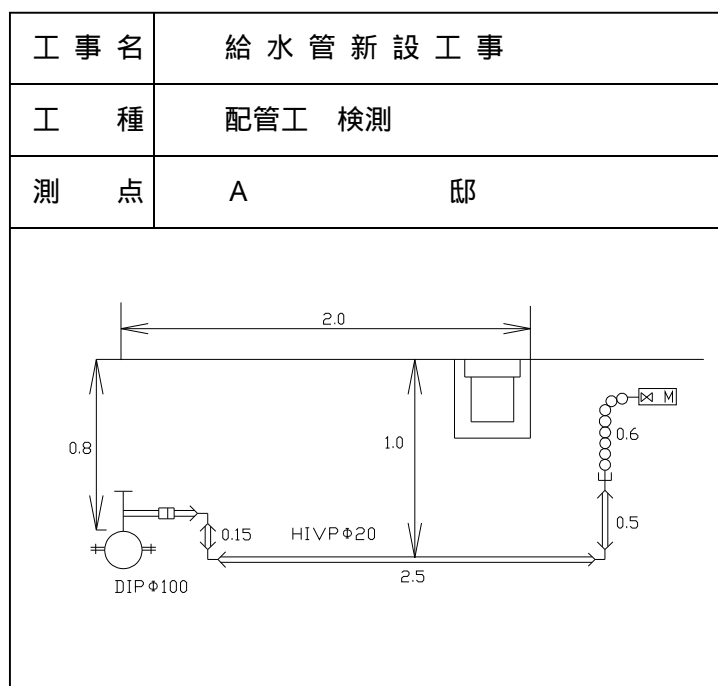
5 - 9 工事写真

道路掘削を行い給水管の新設または撤去を行った場合、工事写真を撮影すること。

(1) 撮影項目

	撮影項目	撮影上の注意事項	国道・府道	宇治市道・私道
1	着工前	周囲の地形を背景にいれ、メータボックス設置の位置がわかるように撮影すること。		
2	舗装版切断状況			-
3	舗装版取壊し状況	現況舗装厚の検測をすること。		
4	ガラ積込み状況			-
5	床掘状況			-
6	残土積込み状況			-
7	サドル付分水栓取付状況			
8	穿孔状況			
9	密着式銅コア挿入状況			
10	配管検測	黒板に使用材料・配管図及び土被りを記入し、箱尺で検測すること。(黒板記入例参照) 本管側及び民地側を撮影し、配管及び土被りが確認できるように撮影すること。 分水位置の検測も行うこと。		
11	ポリレンスリーブ設置状況			
12	保護砂埋戻し状況	保護砂厚の検測をすること。		
13	埋戻し転圧状況	一層 30cm を超えないこと。 各層の検測をすること。		
14	路盤工敷均し転圧状況	路盤厚の検測をすること。		
15	舗装仮復旧・本復旧状況	舗装厚の検測をすること。		
16	完成	着工前と同じ位置で撮影すること。		

【黑板記入例】



6 . 検 査

6 . 検査

検査には、施工の途中において行う中間検査と、工事完了時に義務付けされているしゅん工検査とがある。

宇治市上下水道部のしゅん工検査は、指定業者より提出されたしゅん工図等に基づき、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認する。

しゅん工検査を受ける場合には、しゅん工検査依頼書及びしゅん工図(写真)を事前に提出し、上下水道部職員と検査日の調整を行うこと。

なお主任技術者はしゅん工検査に立会わなければならない。

また、検査に必要な下記の機材は、指定業者が準備すること。

- ・ 水圧テストポンプ
- ・ 巻尺
- ・ 懐中電灯
- ・ その他検査に必要な機材

6 - 1 書類検査

しゅん工検査においてしゅん工図等を確認する内容は、以下のとおりである。

検査項目	検査内容
平面図及び立面図	<ul style="list-style-type: none">・ 方位が記入されていること。・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。・ 配水管及び給水管の管種、口径が記入されていること。・ 隣接家屋との境界が記入されていること。・ 平面図と立面図が整合していること。・ 各部の材料、口径、延長が記入されていること。・ メータ位置が記入されていること。・ 分岐工事を行った場合は、分岐位置のオフセットが記入されていること。・ 工事写真と整合していること。

6 - 2 現地検査

しゅん工検査において現地で確認する内容は、以下のとおりである。

検査項目	検査内容
メータ及び分岐位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確に測定されていること。 ・ 標示ピンが設置されていること。
水道メータ及び止水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検針、メータ交換に支障がないこと。 ・ メータボックスの開閉方向、傾きがないこと。 ・ 止水栓の操作に支障がないこと。
配管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長、給水用具等の位置がしゅん工図と整合していること。 ・ 規定の埋設深さが確保されていること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・ クロスコネクションがなされていないこと。 ・ 性能基準適合品が使用されていること。 ・ 適切な接合が行われていること。
給水用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能基準適合品が使用されていること。 ・ 適切な接合が行われていること。
耐圧試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.75MPa の試験水圧を 1 分間以上保持し、水圧低下の有無を確認する。

耐圧（水圧）試験の手順

- 1) メータ接続部にテストポンプを連結する。
- 2) 給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- 3) 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- 4) 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- 5) 加圧を行い水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを開けて 1 分間以上その状態を保持し水圧の低下の有無を確認する。
- 6) 試験終了後は、給水栓を開いて圧力を下げてテストポンプを取り外す

7 . 水の安全・衛生対策

7. 水の安全・衛生対策

7 - 1 水の汚染防止

- (1) 飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。
- (2) 配管規模の大きい給水装置等で配管末端に給水栓等の給水用具が設置されない行き止まり管は、配管の構造や使用状況によって停滞水が生じ、水質が悪化するおそれがあるので極力避ける必要がある。ただし、構造上やむを得ず停滞水が生じる場合は、末端部に排水機構を設置する。
- (3) 学校等のように一時的、季節的に使用されない給水装置には、給水管内に長期間水の停滞を生ずることがある。このような衛生上好ましくない停滞した水を容易に排除できるように排水機構を適切に設ける必要がある。
- (4) 給水管路の途中に有毒薬品置場、有害物の取扱場、汚水槽等の汚染源がある場合は、給水管等が破損した際に有毒物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響のないところまで離して配管すること。
- (5) ビニル管等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所には使用しないこととし、金属管(鋼管、ステンレス管等)を使用することが望ましい。合成樹脂管を使用する場合は、さや管等で適切な防護措置を施すこと。
- (6) 管の接合作業において、接着剤、切削油、シール材等の使用が不適当な場合、これらの物質の流失や油臭、薬品臭等が発生する場合がありますので、必要最小限の材料を使用し、適切な接合作業をすること。

7 - 2 破壊防止

(1) 水撃作用の発生と影響

配管内の水の流れを給水栓等により急閉すると、運動エネルギーが圧力の増加に変わり急激な圧力上昇(水撃作用)がおこる。

水撃作用の発生により、配管に振動や異常音がおこり、頻繁に発生すると管の破損や継手の緩みを生じ、漏水の原因ともなる。

(2) 水撃作用を生じるおそれのある給水装置

水撃圧は、流速に比例するので、給水管における水撃作用を防止するには基本的には管内流速を遅くする必要がある。(一般的には 1.5~2.0m/sec)しかし、実際の給水装置においては安定した使用状況の確保は困難であり流速はたえず変化しているので次のような装置または場所においては水撃作用が生じるおそれがある。

閉時間が短い給水栓

レバーハンドル式(ワンタッチ)給水栓

ボールタップ

電磁弁

元止め式瞬間湯沸器

水撃圧が増幅されるおそれがある場所

管内の常用圧力が著しく高い所

水温が高い所

曲折が多い配管部分

(3) 水撃作用の発生防止と吸収措置

給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁、定流量弁等を設置し給水圧または流速を下げることを。

水撃作用発生のおそれのある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置すること。

ボールタップの使用にあたっては、比較的水撃作用の少ない複式及び定水位弁等からその給水用途に適したものを選定すること。

受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板等を施すこと。

水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれのある鳥居配管等は避けること。

水路の上越し等でやむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これを排除するため、空気弁または排気装置を設置すること。

(4) 剛性の高い給水管においては、地盤沈下や地震の際に発生する給水管と配水管または地盤との相対変位を吸収し、給水管に及ぼす異常な応力を開放するため、管路の適切な箇所に可とう性のある伸縮継手を取り付けることが必要である。

(5) 給水管の損傷防止

建物の柱や壁等に添わせて配管する場合には、外力、自重、水圧等による振動やたわみで、損傷をうけやすいので、管を支持金具等を使用し、1～2mの間隔で建物に固定する。

給水栓取付部は、特に損傷しやすいので堅固に取り付けること。

給水管が、構造物の基礎及び壁等を貫通する場合

構造物の基礎及び壁等の貫通部に配管スリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。

給水管は、他の埋設物（既設管、構造物の基礎等）より30cm以上の間隔を確保し、配管するのが望ましい。やむを得ず、間隔がとれず近接して配管する場合には、給水管に発泡スチロール、ポリエチレンフォーム等を施し損傷防止を図ること。

給水管が水路を横断する場合には、原則として水路等の下に給水装置を設置すること。やむを得ず、水路等を上越しして設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等により防護措置を講じること。

7 - 3 侵食防止

(1) 腐食の種類

自然腐食

埋設されている金属管は、管の内面を水に、外面は湿った土壌、地下水等の電解質に常に接しているため、その電解質との電気化学的な作用でおこる侵食及び微生物作用による腐食を受ける。

電気侵食（電食）

金属管が鉄道、変電所等に接近して埋設されている場合に、漏洩電流による電気分解作用により侵食を受ける。

異種管接合箇所等、電位差による電気分解作用によって侵食を受ける。

(2) 腐食の形態

前面腐食

前面が一様に表面的に腐食する形で、管の肉厚を全面的に減少させて、その寿命を短縮させる。

局部腐食

腐食が局部に集中するため、漏水等の事故を発生させる。また、管に内面腐食によって発生する鉄錆のこぶは、流水断面を縮小するとともに摩擦抵抗を増大し、給水不良を招く。

(3) 腐食の起こりやすい土壌の埋設管

腐食の起こりやすい土壌

酸性またはアルカリ性の工場廃液等が地下浸透している土壌。

海浜地帯で地下水に多量の塩分を含む土壌。

埋立地の土壌（硫黄分を含んだ土壌、泥炭地等）

腐食の防止対策

非金属管を使用する。

金属管を使用する場合は、適切な電食防止措置を講じること。

7 - 4 逆流防止

給水装置は、通常有圧で給水しているため外部から水が流入することはないが、断水、漏水等により、逆圧または負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該需要者はもちろん、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。このため吐水口を有し、逆流を生じるおそれのある箇所ごとに、吐水空間の確保、逆流防止性能を有する給水用具の設置または負圧破壊性能を有する給水用具の設置のいずれかの措置を講じなければならない。

(1) 吐水口空間

吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。受水槽、流し、洗面器、浴槽等に給水する場合は、給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐

水口空間を確保する。この吐水口空間は、ボールタップ付きロータンクのように給水用具の内部で確保されていてもよい。

吐水口空間とは給水装置の吐水口端から越流面までの垂直距離をいう。

越流面とは洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう。

また、水槽等の場合は立取出しにおいては越流管の上端、横取出しにおいては越流管の中心をいう。

ボールタップの吐水口切り込み部分の断面積(バルブレバーの断面積を除く)が、シート断面積より大きい場合には、切り込み部分の上端を吐水口の位置とする。

図7-1 ボールタップの吐水口
(切り込み部分の断面)

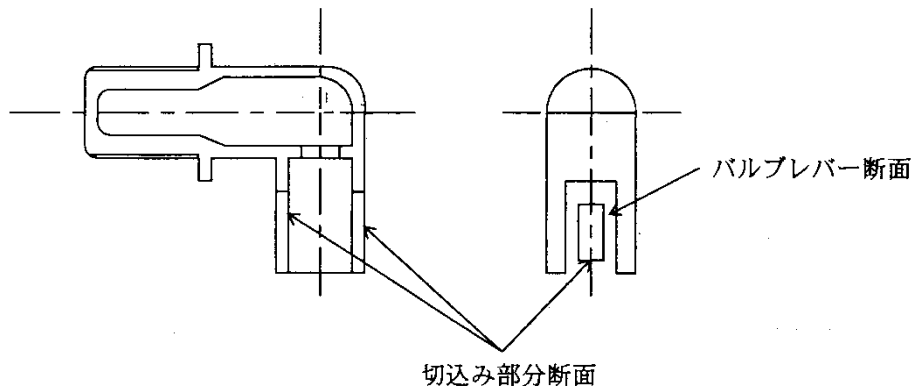
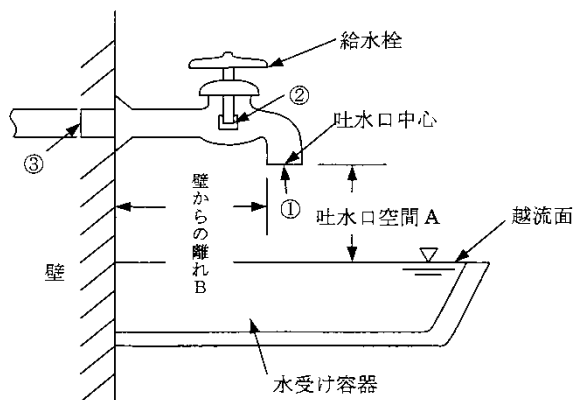


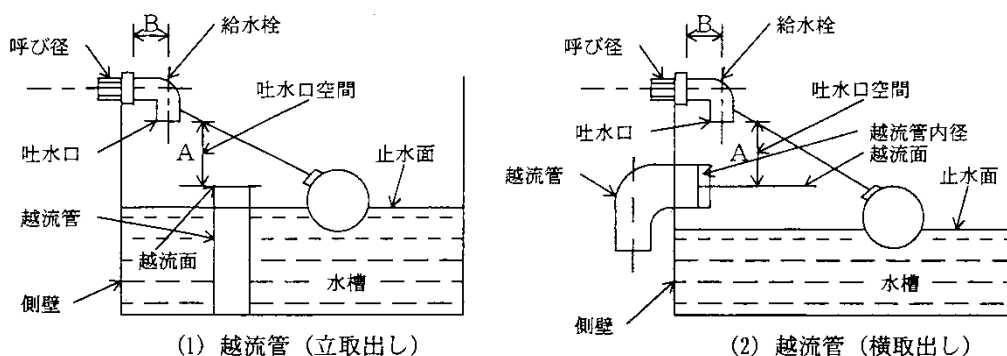
図7-2 洗面器等の場合



吐水口の内径 d
 こま押さえ部分の内径
 給水栓の接続管の内径
 以上三つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径 d' として表わす。

(注: B の設定は呼び径が 25mm を超える場合の設定)

図 7 - 3 水槽の場合



規定の吐水口空間

・呼び径が 25mm 以下のものについては、次表による。

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離 A
13mm 以下	25mm 以下	25mm 以下
13mm を超え 20mm 以下	40mm 以下	40mm 以下
20mm を超え 25mm 以下	50mm 以下	50mm 以下

浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 50mm 未満であってはならない。

プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤または薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 200mm 未満であってはならない。

上記 及び は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

・呼び径が 25mm を超える場合にあっては、次表による。

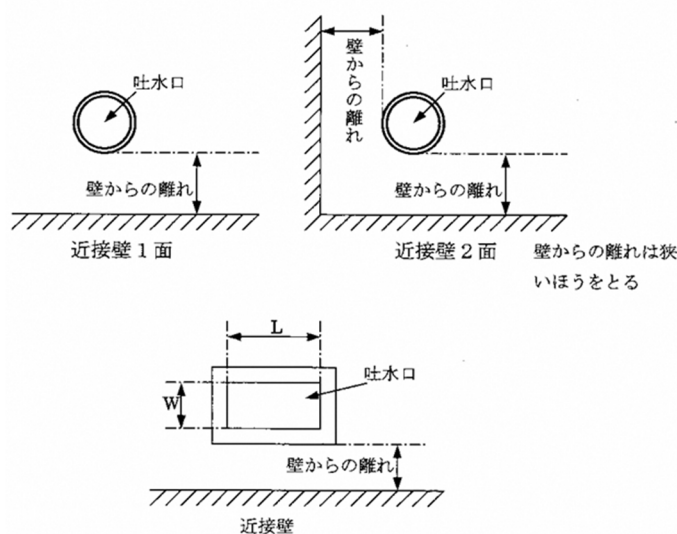
区分		壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響がない場合			1.7d' +5mm 以上
近接壁の影響がある場合	近接壁 1 面の場合	3d 以下	3.0d' 以上
		3d を超える 5d 以下	2.0d' +5mm 以上
		5d を超えるもの	1.7d' +5mm 以上
	近接壁 2 面の場合	4d 以下	3.5d' 以上
		4d を超え 6d 以下	3.0d' 以上
		6d を超え 7d 以下	2.0d' +5mm 以上
		7d を超えるもの	1.7d' +5mm 以上

注 1) d : 吐水口の内径 (mm) d' : 有効開口の内径 (mm)

2) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。

- 3) 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。
- 5) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤または薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200mm未満であってはならない。
- 6) 上記4)及び5)は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

図7-4 水槽の場合



Lを吐水口内径dとする。ただし、 $L > W$

(2) 逆流防止措置

吐水口空間の確保が困難な場合、あるいは給水栓などにホースを取り付ける場合は、断水、漏水等により給水管内に負圧が発生し、吐水口において逆サイホン作用が生じた際などに逆流が生じることがあるため、逆流を生じるおそれのある吐水口ごとに逆止弁、バキュームブレーカまたは、これらを内部に有する給水用具を設置すること。

また、管内に停滞水を生じるおそれのあるものについては、逆止弁等を設けること。

(3) 水道水を汚染するおそれのある有害物質等を取り扱う場所

化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、メッキ工場等水を汚染するおそれのある有害物等を取り扱う場所に給水する給水装置にあっては、一般家庭等よりも厳しい逆流防止措置を講じる必要がある。

このため、最も確実な逆流防止措置として、受水槽式とすることを原則とする。

なお、確実な逆流防止機能を有する減圧式逆流防止器を設置することも考えられるが、この場合、ごみ等により機能が損なわれないように維持管理を確実に行う必要がある。

7 - 5 凍結防止

- (1) 凍結のおそれのある場所の屋外配管は、原則として、土中に埋設し、かつ埋設震度は凍結震度より深くすること。
- (2) 凍結のおそれのある場所の屋内配管は、必要に応じ管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置すること。
- (3) 結露のおそれがある給水装置には、適切な防露措置を講じること。

7 - 6 クロスコネクション防止

一つの給水装置があるとき、これを他の管、設備または施設に接合することをクロスコネクション(誤接合)という。特に、水道以外の配水管との誤接合の場合は、水道水中に排水、化学薬品、ガス等が混入するおそれがある。

安全な水の確保のため、給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備とを直接連結することは絶対にさげなければならない。多目的に水が使用されることに伴い、用途の異なる管が給水管と近接配置され、外見上判別しがたい場合もある。

したがって、クロスコネクションを防止するため、管の外面にその用途が識別できるように表示する必要がある。

(1) 給水装置と接続されやすい配管を例示すると次の通りである。

- ・ 井戸水、工業用水、再生利用水の配管
- ・ 貯水槽水道の配管
- ・ プール、浴場等の循環用の配管
- ・ 水道水以外の給湯配管
- ・ 水道水以外のスプリンクラー配管
- ・ ポンプの呼び水配管
- ・ 雨水管
- ・ 冷凍機の冷却水配管
- ・ 排水管等

8 . 三階建て以上直結給水施工基準

8 . 三階建て以上直結給水施工基準

8 - 1 目 的

この基準は、三階建て以上の建築物へ直結給水する場合における、給水装置の設計及び施工に関して基準を定めるものとする。

なお、この基準に明記されていない事項については「給水装置工事基準」によるものとする。

8 - 2 適用範囲

配水管の水圧でもって三階建て建築物へ直結給水することができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般的な三階建て以上の一戸建一般個人住宅（自己用店舗付住宅を含む）を対象とし、集合住宅その他の建築物は除く。
- (2) 給水装置口径は口径 20 mm以上とする。
尚、三階 1 栓のみの場合は別途協議するものとする。
- (3) 屋内配管において各階への立ち上がり管は単独配管が望ましい。
- (4) 止水栓は、伸縮ボール止水栓を使用し単式逆止弁を設置する。

8 - 3 水量計算

以下の計算例を参考に水量計算書を提出すること。

計算例

- ・ 3 階 2 栓、2 階 1 栓の同時使用
- ・ 3 階まで口径 25 mm、3 階部分の立上がり管口径 20 mm

別図において給水管の必要口径を検討する。

設計水圧 20m

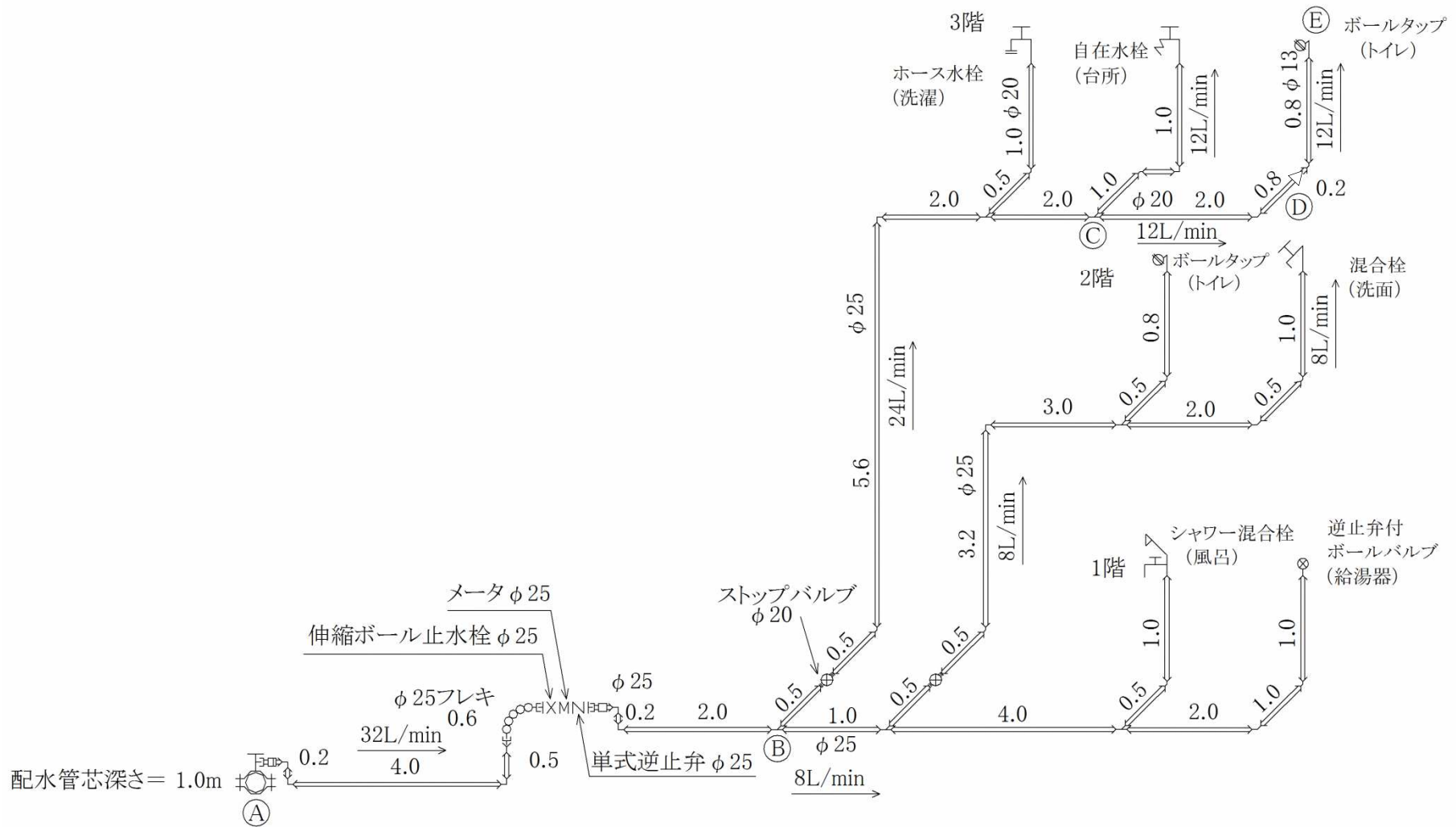
2F 洗面 $Q = 8$ /min

3F 台所 $Q = 12$ /min

3F トイレ $Q = 12$ /min

余裕水頭 5m

とする。



区間	口径 (mm)	水量 (ℓ/min)	流速 (m/s)	延長 (m)	器具類直管換算延長(m)											計 (m)	動水 勾配 (‰)	損失 水頭 (m)	
					エルボ	チーズ (分流)	チーズ (直流)	仕切弁	玉形弁	単式逆止弁	給水栓	メータ	伸縮ボール 止水栓	分岐	異径				その他
A~B	φ25	32	1.08	6.9	0.9×5= 4.5					4.6		12.0	0.5	0.5		フレキ 0.6	29.60	64	1.90
B~C	φ25	24	0.81	10.6	0.9×2= 1.8	1.5	0.27		7.5								21.67	39	0.85
C~D	φ25	12	0.40	2.8	0.9		0.27										3.97	12	0.05
D~E	φ13	12	1.50	1.0	0.6						3.0				0.5		5.10	228	1.17
																	合計		3.97

総損失水頭 3.97m

配水管から給水栓までの高さ 7.4m (配水管芯深さ 1.0m + 立上り 5.6m + 給水高さ 0.8m)

よって、 $20.00 - (3.97 + 7.40) = 8.63\text{m}$ 5.00m

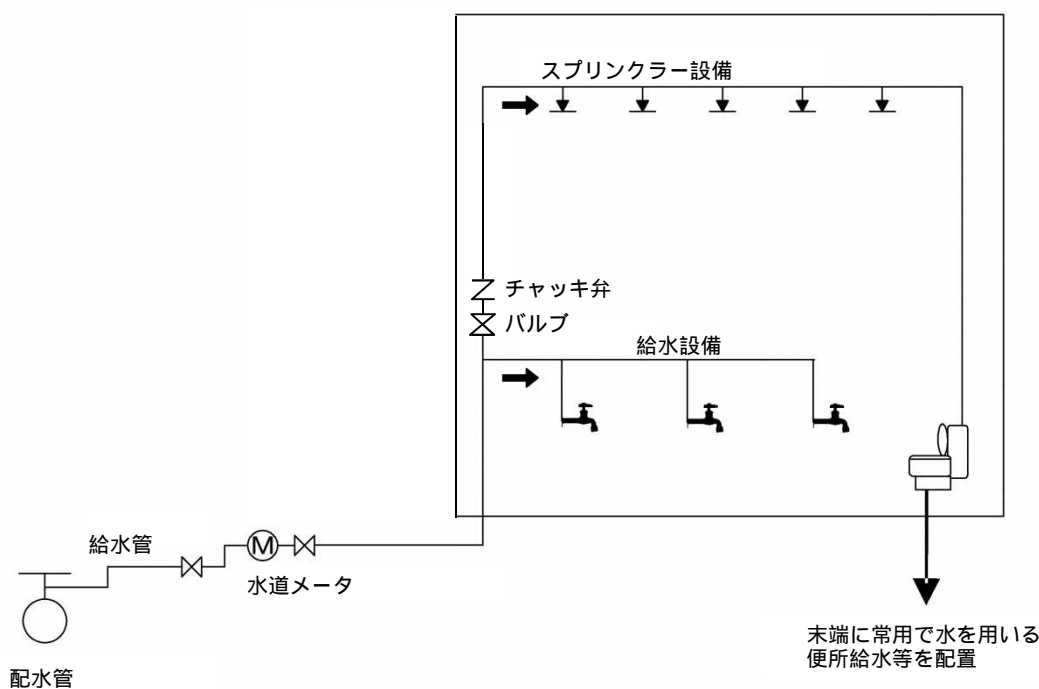
以上のように余裕水頭 5.0mより大きいので、この配管口径で給水可能となります

9 . 水道直結式スプリンクラー設備

9. 水道直結式スプリンクラー設備

- (1) 消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正によるスプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、特定施設においてはスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、給水装置に直結する範囲については、水道法の適用を受けなければならない。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の工事及び整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定業者が消防設備士の指導の下で行うこと。また、所管消防署等と十分協議を行うこと。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置に当たり、分岐する配水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算及び給水管、給水用具の選定は、消防設備士が行うこと。
- (5) 給水管内に停滞水を生じないように、末端に便所給水等の常用的に水を用いる装置を配置すること。

< 図 9-1 スプリンクラー配管例 >



- (6) 水道工事や事故等による断水や減水の際には、スプリンクラー設備の性能が十分に発揮できない状況が生じるおそれがあることから給水装置工事申込時に誓約書を添付すること。
- (7) 受水槽以下のスプリンクラー設備の設置についても、上記事項に準ずること。

10 . 受水槽以下の設置基準

10．受水槽以下の設置基準

10 - 1 目的

受水槽以下の給水設備は、水道法（昭和32年 法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置でないため、給水設備の維持管理については所有者の責任において行うものであるが、その構造及び材質に不備があるときは、水道利用者の不安を引き起こし、水質上問題を生ずる恐れがあるので、受水槽以下の取扱い基準を定め給水設備の適性を期することを目的とする。

10 - 2 適用範囲

次のような場合には、受水槽式とすることが必要である。

- (1) 需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合。
- (2) 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合。
- (3) 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。
- (4) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- (5) 有害薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。
- (6) 機械装置等の冷却や洗浄用に使用する場合。
- (7) 集合住宅（ただし、直結式給水事前協議を経たものを除く）
- (8) 3階以上に給水設備のある建物（ただし、直結式給水事前協議を経たものを除く）
- (9) その他、上下水道部が特に指定したもの

<対象となる建築物の例>

病院、飲食店、スーパーマーケット、宿泊施設、銭湯、遊技場、理美容院、学校、幼稚園、保育所、工場、福祉施設、葬祭場、水冷式冷蔵庫使用の場合、メッキ処理槽、クリーニング店等

10 - 3 給水方式の原則

- (1) 受水槽給水式の建物には、直結給水方式と受水槽給水方式との併用は認めない。
- (2) 給水設備は道路に設置してはならない。
- (3) 原則として建物一棟ごとに受水槽一基とする。ただし上下水道部が認めた場合は、数棟をまとめて受水槽・高置水槽を設置できる。
- (4) 高層建築物は、8階程度をもって配管系統を分離し、超高圧給水を避けること。
- (5) 目的別系統とし、受水槽より高置水槽までの中間分岐は認めない。
- (6) 防火用受水槽等を設置するときは、配管並びにポンプは別系統とし、一般飲料用給水と連絡してはならない。
- (7) 停電事故に供え、50戸以上の集合住宅等は自家発電装置を設置することが望ましい。

10 - 4 協議内容

受水槽以下の給水設備を設置する者は、設計に先立ち上下水道部と協議し、その後において設計及び施工に当たるものとする。なお、協議に必要な事項・書類・図面等は次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 建築物の用途
- (3) 給水量の計算
- (4) 受水槽・高置水槽に関する図面及び容量計算書
- (5) 各階ごとの配管図
- (6) 配管系統図
- (7) 貯水槽の材質及び構造図
- (8) 揚水ポンプの型式・揚水量等
- (9) 警報器等の設置場所

10 - 5 受水槽

(1) 設置位置

受水槽はし尿浄化槽、汚水ます等の汚染源に接近せず衛生的、かつ管理の容易な位置に設けなければならない。

受水槽は地上に設けること。屋外に設ける場合、保守点検が外部から容易に出来るよう、上部には 1.00m 以上の空間を、底および壁の周辺には 0.60m 以上の空間を確保すること。やむを得ず建物の地階等に設ける場合は、その直上の階及び同じ階の使用内容を十分に考慮し、最も安全である位置とし、床または地盤より 0.60m 以上立上げ、かつ、天井より 1.00m 以上、外側（耐力壁）より 0.60m 以上離し、排水等が浸透しないようにする。

受水槽は、受水により付近の水圧を著しく低下させ、周囲の給水に支障を及ぼす位置に設けてはならない。やむを得ず建物の地階等に設けるときは流入管を 1.5m の高さまで立上げること。

高置水槽は、建物の最上階及び最地階の給水栓の使用に支障をきたさない位置を考慮して設けること。

(2) 受水槽の容量

受水槽の容量は、計画一日使用水量の $4/10 \sim 6/10$ を標準とすること。

高置水槽の容量は受水槽容量の $1/10$ 程度を標準とすること。

(3) 構造

受水槽は、ステンレスまたはガラス繊維強化ポリエステル（FRP）その他堅固な材質のものを使用し、水密な構造であること。

材質及び防水防食塗料は、水質に影響を及ぼさないものであること。

受水槽は、点検修理または内部清掃のため、マンホール（60cm 以上）タラップ等を設けること。

マンホールは、雨水、汚水の流入を防止するため、嵩上げ（10cm 以上）し、水密性の蓋を設け施錠すること。

受水槽の流入口と流出口の位置は、できるだけ反対方向になるような位置に設けると共に、容量の大きなものは、内部に導流壁を設けるなど水の滞留を防ぐための適当な措置を講ずること。

有効容量が 5 m³以上となるものは、2 槽式を検討すること。また、有効容量が 10 m³以上となるものについては、2 槽式とし、各槽を連通管で連絡し、仕切弁で区分する構造とすること。

受水槽の底部は、点検、清掃等を容易にするため、排水口に向かい適当な勾配を取ること。（勾配 100 分の 1 以上）

受水槽の内部には污水管等の構造物が貫通しないこと。

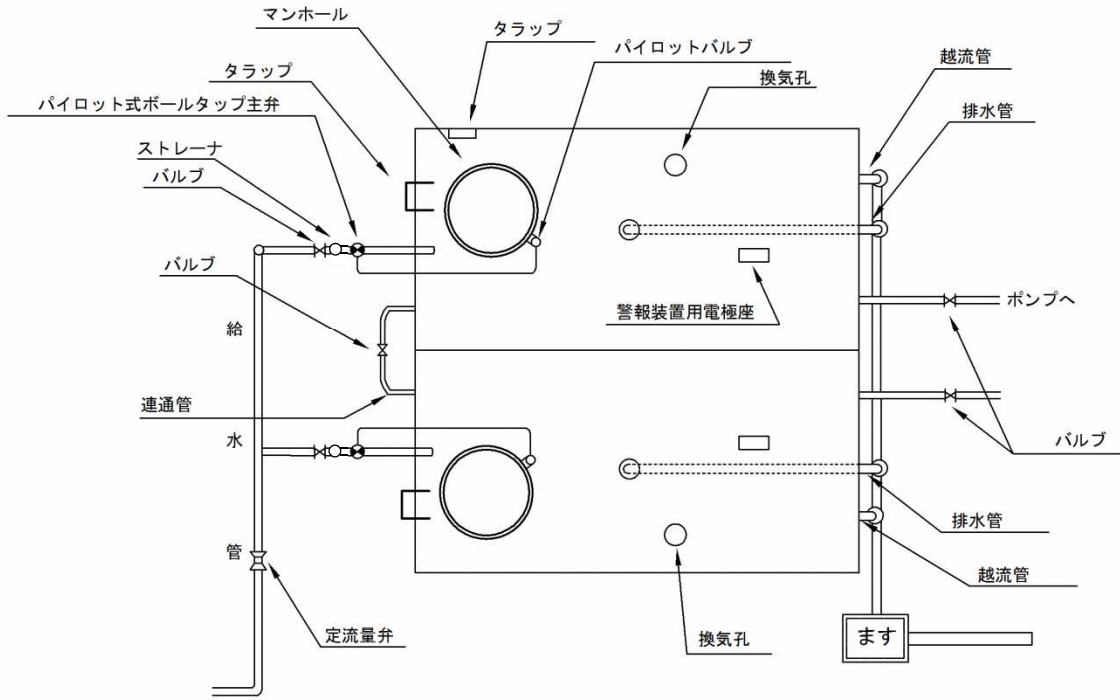
受水槽の天井上部には、飲料水を汚染する恐れのある設備や機器を設けては成らない。

高置水槽の構造、材質は、受水槽に準ずる。

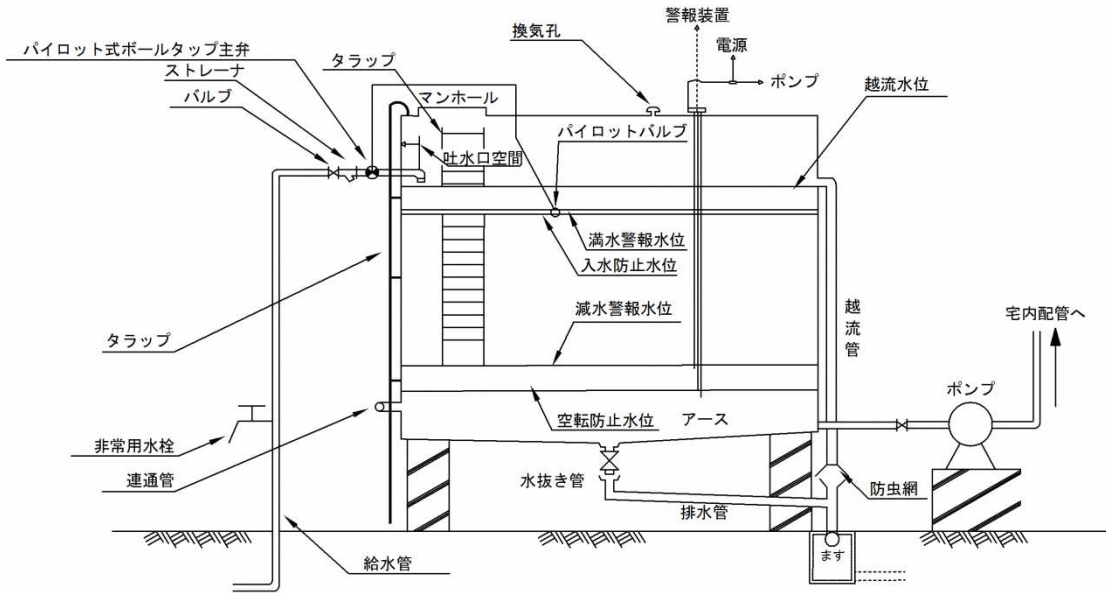
（４）その他

受水槽周りに高さ 1.8m 以上のフェンスを設置すること。

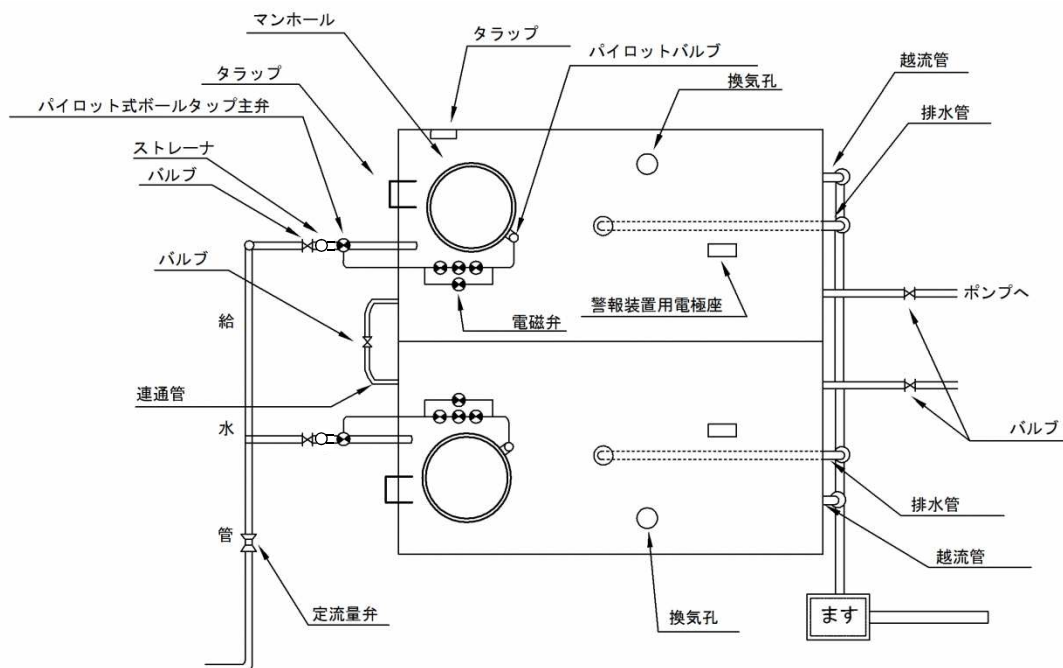
受水槽標準構造図(1)



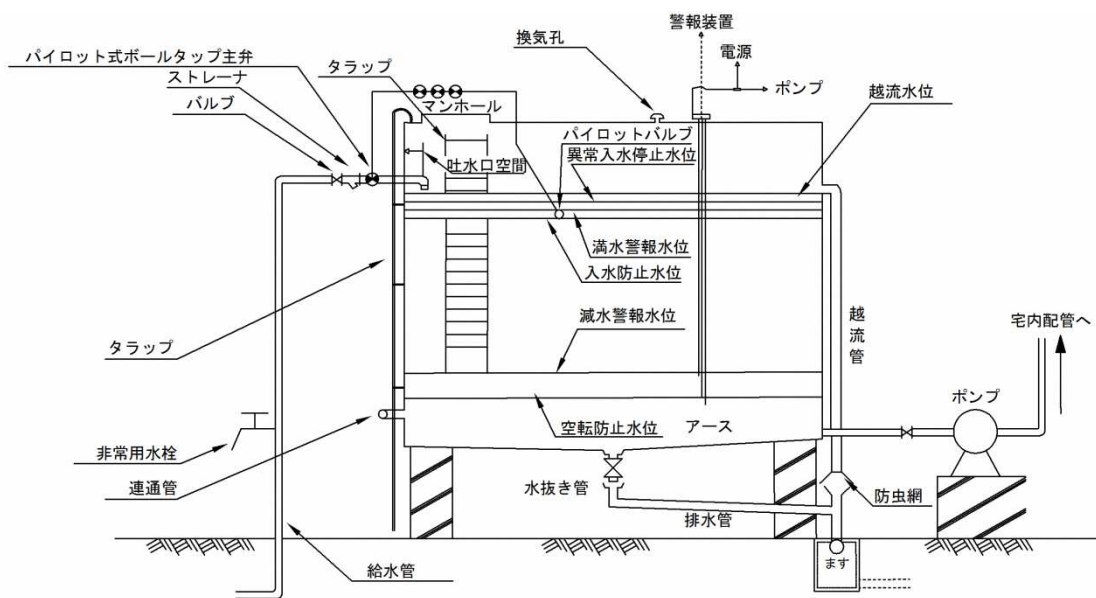
断面図



受水槽標準構造図(2)
 (定水位弁パイロットを電磁弁により制御する場合)



断面図



10-6 付属設備

(1) ボールタップ

ボールタップの取り付け位置は、点検修理に便利な場所を選定し、この近くにマンホールを設置すること。

ボールタップは、故障に備え予備(2組並列)の設置も併せ考慮する。なお、1組とは、上流側よりバルブ、ストレーナー、ボールタップとする。

呼び径25mm以上のボールタップは、水撃作用を防止するため定水位弁等を使用すること。

加圧給水とする場合は、定水位弁に併せて電磁弁による入水制御を考慮すること。

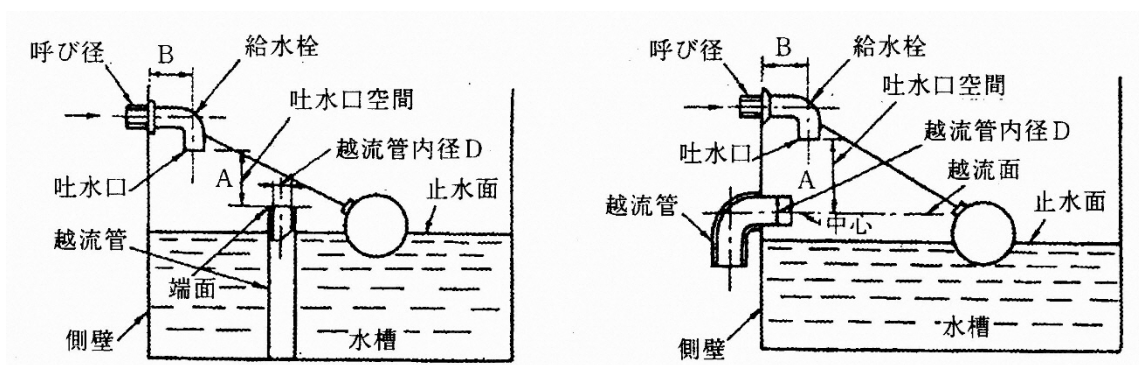
(2) 逆流防止

受水槽への給水は落とし込みとし、吐水口と越流水面は吐水口の口径に応じ次に掲げる図表によるものとする。また、ドレン管口径は、給水管口径と同口径以上とする。

吐水口空間 (単位mm)

呼び径	オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ(A)	側壁と給水栓吐水口中心との距離(B)
13	25以上	25以上
20	40以上	40以上
25~50	50以上	50以上
75以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上

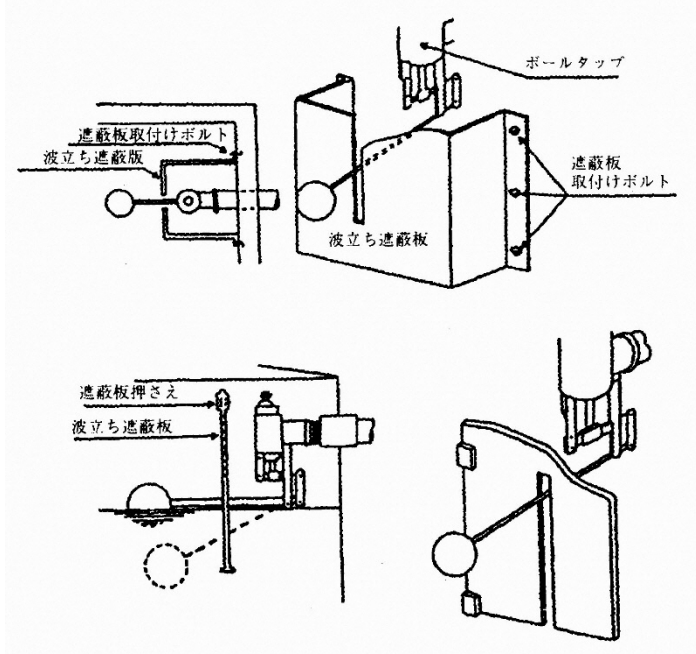
吐水口空間の例



逆流防止のため、吐水口空間は確保すること。

(3) 波立ちの防止

受水槽内の水面の波立ちを防止するため、適切な処置を講ずること。



(4) 警報装置

異常高水位による、越流及び異常低水位の警報をすることができるものであること。
警報は、管理室等管理人が常駐する場所に警報・ブザー及び警報ランプを設け、確実に察知することができるものであること。

集合住宅等で、専用の管理人室がないときは、階段・廊下またはポンプ室外部で使用者が発見しやすい位置、または室内からでも感知することができる大型の警報ブザー及び点滅警報ランプを設置すること。

(5) 空気弁

受水槽が地下式の場合は、水道メーターの下流側に地表面より 1.5m 以上給水管を立上げ最高所に空気弁を取付けること。

地表面から 1.5m 以上の位置に給水(吐水)口が設置される場合は、必要としない。

(6) 汚染防止

越流管は、地上または床上 30cm 位の高さで間接排水とし、外部から早期に発見できるように設けること。また、越流管の管径は水道引込み口径の 1.5 倍以上の管径とする。

水抜管は、間接排水とし排水枳及び排水管に直接接続しないこと。

換気孔及び越流管には、管端開口部に金網等(防虫網)を取付けること。

(7) 排水設備

受水槽をやむを得ず地下室に設けるときは、ボールタップ等の給水器具の故障に備えて給水管事故時の水量を排水できる設備を設け、排水ピット等の異常高水位の警報装置を設ける等十分な配慮をしておくものとする。

(8) 表示

貯水タンク等には、「飲料水」であることを明示すること。また、貯水タンクの排水仕切弁等には、「使用禁止」の表示をすること。

ポンプ室にあっては、ポンプ警報装置等の操作方法・応急処置・管理責任者及び修繕工事店等の連絡場所その他必要な事項を明示すること。

○		○
水道故障時の連絡先		
ポンプなどが故障した時には、下記へ ご連絡ください。		
1. 建物管理連絡先		
○○○○ 電話 ○○-○○○○		
2. 水道指定業者		
△△△△ 電話 △△-△△△△		
3. ポンプ設置会社		
□□□□ 電話 □□-□□□□		
○		○

配管等にあっては、パイプシャフトの点検口付近並びに仕切弁及び機械設備に接続した配管等の直前直後等に識別表示をすること。

識別表示とは、流水方向、有効容量、常時開閉札等を表す。

(9) 揚水ポンプ

揚水ポンプは故障時に備えて、原則として予備ポンプをすえつけること。

揚水ポンプの設置に際しては、ポンプの振動による影響を考慮し、防振ゴム台・可とう継手等を使用すること。また、水撃防止対策として、無水撃チャッキ弁等の使用を考慮し油漏れに対する適切な処置を施し、照明設備・排水溝等を設けること。

ポンプの吸込口は受水槽の給水位置と対角方向に設け、受水槽の循環を図ること。

揚水ポンプは、受水槽・高置水槽に設ける電極棒等による自動制御によって運転を行うものとし、受水槽が濁水状態になったときに自動停止ができるように、空転防止装置を設けること。

(10) 凍結防止

屋内外の露出配管部、壁の中の立上り管等、凍結の恐れのある部分、止水栓等の給水設備については、保温巻等を行い凍結防止の処置を施すこと。

(11) 非常用給水栓

受水槽の近くに 1 栓を直圧部から設置すること。

10 - 7 流量調整

大口径等（口径 40mm 以上）受水量の多い給水については、定流量弁等を設置し、流量調整を図ること。

10 - 8 しゅん工検査

受水槽以下設備（給水設備）報告書及び給水装置工事設計書に基づき検査を行う。なお、必要に応じ中間検査を実施する。

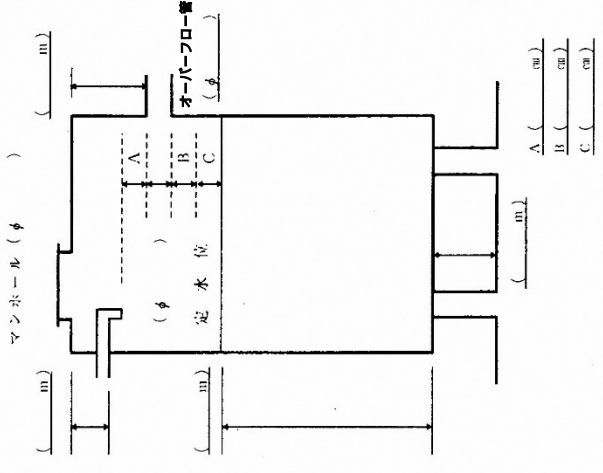
テナントビル等で入居者が決まらずバルブ止めの場合は、後日内部設計書を指定業者から提出することを確約する誓約書が必要。

10 - 9 受水槽以下の維持管理

受水槽以下の給水設備の所有者または使用者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号以下「ビル管理法」という。）宇治市貯水槽水道管理指導要綱の定めにより、自らの責任において水質の保全につとめるとともに、設備の維持管理を行うものとする。

受水槽以下設備（給水設備）報告書

設置場所		宇治市		受付番号		
名称	() (階建)		用途	指定業社名		
代表者名			電話	竣工検査日		
受水槽管理者			1日最大使用水量	検査員		
利用人数	人		防火水槽	水栓番号	-	
給水引込口径	φ mm		非常用給水栓			
容量	() m ³	寸法	縦 () m	横 () m	深さ () m	有効容量 () m ³
設置方法	地上式・地下式		識別表示			
設置場所			異質水の混入			
受水槽は建物と分離・一体化			オーバーフロー管		有・無	
受水槽の材質	ステンレス		排水管の放流先		有・無	
	ガラス繊維強化ポリエステル					
	その他 ()					
水密性	良・不良		オーバーフロー管防虫網		有・無	
マンホールの蓋は雨水	している		排水管の防虫網		有・無	
その他の侵入を防止	していない		水槽内の異臭		有・無	
マンホールの施錠	有・無		水槽内の異物等		有・無	
防護柵（フェンス等）	有・無		水槽内は透き通って		有・無	
防護柵の施錠	有・無		水槽内の残留塩素		PPM	
受水槽上の機器等	有・無		満水濁水警報器		有・無	
波立ち防止板	有・無		設置場所			
通気孔	有・無		受水槽は		1 槽式	
空気弁	有・無		縦 () m		2 槽式	
高置水槽	有・無	容量 () m ³	寸法	縦 () m	横 () m	深さ () m
						有効容量 () m ³



參考資料

給水装置工事申込書		給水装置種類	工事種類	用途			
申込者	年 月 日			受付年月日	メータ 口 径		
	宇治市長 あて			設計審査年月日			
	住 所.....			工事着工年月日			
	ふりがな.....			検 査 年 月 日			
	氏 名			スキャンニング年月日			
	私は、宇治市水道事業給水条例及びこれに基づく規程を遵守し、次のとおり給水装置工事を申し込みます。 また、この給水装置工事の手續に関する事項を、次の指定給水装置工事業者に委任します。			設 計 審 査			
				課 長	係 長	検 算	担 当
				市 納 付 金		検 査	
				課 長	係 長	担 当	検 査 員
	使用者	工事場所.....			市 納 付 金		
ふりがな.....							
氏 名							
指定給水装置工事事業者	住所又は所在地			市 納 付 金			
	氏名又は名称						
	代表者氏名						
	TEL						
	主任技術者						
建築確認	第 号 年 月 日			収納印			
道路種別	(国・府・市・私)道			加 入 金			
	路線名						
			門 標 代				
			計				
付近見取図 1/800 頁 住宅地図 北・南 頁 -							
水 栓 番 号	指定給水装置 工事業者			受 付 番 号	担 当		

使用材料

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓											
密着型銅コア											
伸縮可とう継手											
HIVP											
フレキシブル継手											
止水栓											
HIユニオン											
HIソケット											
HIエルボ											
電線											
給水管標示ピン											
撤去工											

平面図・立面図（水栓数 栓）

使用材料

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓											
密着型銅コア											
伸縮可とう継手											
HIVP											
フレキシブル継手											
止水栓											
HIユニオン											
HIソケット											
HIエルボ											
電線											
給水管標示ピン											
撤去工											

工事年月日	管種	口径	深度	寄り幅	道路幅	メータ位置 側	より 側	m
-------	----	----	----	-----	-----	------------	---------	---

しゅん工平面図・立面図（水栓数 栓）	メータ位置 側	より 側	m
--------------------	------------	---------	---

水栓 番号		指定給水装置 工事事業者		受付 番号		担当	
----------	--	-----------------	--	----------	--	----	--

水道管布設承諾書

年 月 日

宇治市長 あて

私は、私の所有する次の土地に配水管・給水管（以下「水道管」という。）(mm) を布設すること及び以下の内容について承諾します。

- 1 土地に布設する水道管の存置期間は、宇治市上下水道部が必要とする期間とします。
- 2 土地の使用料は無償とします。
- 3 土地の所有権等を他に譲渡するときは、その譲受人に対し、この承諾内容を引き継ぎます。
- 4 土地の現況の変更に伴う当該水道管の撤去及び布設替えの必要が生じたときは、宇治市上下水道部と協議し、費用は原因者が負担します。
- 5 水道管の上に維持管理に支障となるような、工作物は設置しません。
- 6 水道管の維持管理のために必要な作業や工事には協力します。
- 7 水道管布設後に問題が生じた場合、宇治市上下水道部が原因でない限り、水道管に関する異議・苦情等は一切申しません。

	水道管布設地の地番	土地所有権者		
		住 所	氏 名	承諾印
1				
2				
3				
4				
5				

注) 位置図、法務局備え付けの公図、私道部分の登記簿謄本等を添付してください。

工 事 場 所	申 込 者		
	住 所	氏 名	印

給水装置設置に関する誓約書

年 月 日

宇治市長 あて

工事場所（申請地）：_____

申込者住所：_____

申込者氏名：_____

給水装置設置場所
（他の土地等）：_____

本件工事場所（申請地）は（民法第 213 条の 2・第 213 条の 3）に該当し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者（以下、所有権者等）に対し、民法第 213 条の 2 第 3 項に基づく通知を、 年 月 日に行ったこと。
- 2 給水装置を設置する土地の所有権者等との間で紛争等が生じた場合は、私の責任において対応し解決すること。
- 3 上記の工事場所（申請地）を第三者に譲渡し又は貸付、もしくは給水装置の使用者を第三者に変更する場合は、この誓約内容を当該第三者に引き継ぐこと。

水栓番号：_____

水道管撤去工事承諾書

年 月 日

宇治市長 あて

私は、私の所有する次の土地に布設されている水道管の撤去工事を行うことについて承諾します。

なお、将来においても、このことについて宇治市長に対する異議は申しません。

	水道管撤去地の地番	土地所有者		
		住 所	氏 名	承諾印
1				
2				
3				
4				
5				

注) 位置図・法務局備え付けの公図・私道部分の登記簿謄本等を添付してください。

工 事 場 所	申 込 者		
	住 所	氏 名	印

年 月 日

着 工 届

宇治市長 あて

指定給水装置
工事事業者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

TEL

次のとおり工事着工しますので届け出ます。

路 線 名	線		
工 事 場 所	宇治市		
申 込 者		水栓 番号	
工事着工年月日	年 月 日		
現 場 責 任 者	緊急連絡先(携帯)		
道路占用許可番号	年 月 日付	第	号
道路使用許可番号	年 月 日付	第	号
	受付 番号		担当者

年 月 日

完 成 届

宇治市長 あて

指定給水装置
工事事業者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

TEL

次のとおり工事が完成しましたので届け出ます。

路 線 名	線		
工 事 場 所	宇治市		
申 込 者		水栓 番号	
工事完成年月日	年 月 日		
道路占用許可番号	年 月 日付 第 号		
	受付 番号		担当者

舗装本復旧工事の写真を添付すること。

しゅん工検査依頼書

年 月 日

宇治市長 あて

指定給水装置	住所又は所在地
工事事業者	氏名又は名称
	代表者氏名

次の給水装置工事がしゅん工しましたので、検査を依頼します。

検査希望日	年 月 日		
工事場所	宇治市		
申込者氏名		水栓番号	
主任技術者氏名		電 話	

.....

検査事項

水 圧		材 料 確 認		判 定	
メーター位置		しゅん工図との照合		合 ・ 否	
門 標		施 工 方 法			
標 示 ピ ン					
		受付番号		担当者	

1 検査年月日

年 月 日

2 検査員

給水装置工事 設計変更・工事中止・申込取消 届

年 月 日

宇治市長 あて

申請者 住 所

氏 名

次のとおり給水装置工事の設計変更・工事中止・申込取消を行いたいので届け出ます。

受 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工 事 の 種 類	
工 事 場 所	宇治市
指定給水装置工事 事 業 者	住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名
設計変更の場合の 変 更 内 容	

還 付 申 請 書

年 月 日

宇治市長 あて

申請者
住所
氏名
TEL

次のとおり納付済

の還付を申請します。

申請場所	宇治市
還付申請額	
理由	

給水工事連絡表

指定給水装置 工事事業者	TEL 担当者		
工事場所			
申込者名			
路線名	国・府・市・私道 線		
道路幅員	As・Con・Gr W = m t = cm		
占用数量	新設 DIP mm L = m HIVP mm L = m	撤去 DIP mm L = m HIVP mm L = m	
掘削面積	延長 幅 面積 m x m = m ²		
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (内 日間)		
交通規制	昼・夜 車両通行止め・片側交互通行		
道路占用許可	年 月 日付 第 号		
	仮復旧 号工(交通)	復旧面積	全幅・半幅・後日現地立会
道路使用許可	年 月 日付 第 号		
	午前 時 ~ 午後 時 午前 時 ~ 午後 時	ガードマン	名
備考			
	受付番号		担当者

印の欄のみ記入してください。

道路復旧工事届

年 月 日

宇治市長 あて

指定給水装置 住所又は所在地
 工事事業者 氏名又は名称
 代表者氏名

TEL

給水装置工事等の道路掘削に伴う舗装本復旧工事については、道路占用許可条件等を遵守し当方の責任において速やかに施工するとともに、他工事等で施工する場合においても、完了するまで当方が責任をもって適正な履行を確保します。

また、舗装本復旧工事に起因する第三者への損害または問題等が生じた場合は、当方の責任において解決します。

なお、施工後に、道路管理者又は上下水道部から修補等の指示があった場合はその指示に従います。

工事場所			
申込者名			
路線名	国・府・市・私道		線
本復旧工法	号工(交通)	As・Con・Gr t =	cm
道路占用許可	年 月 日付	第	号
他の占用工事	有(工事)	・	無
受付番号		起案番号	宇水工第 号

印の欄のみ記入してください。

道路占用掘削申請図

路線名 : _____ 線

平面図 S = 1 :

工事場所 : _____

申込者 : _____

指定業者 : _____

付近見取図

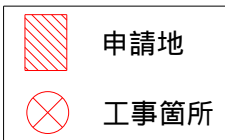
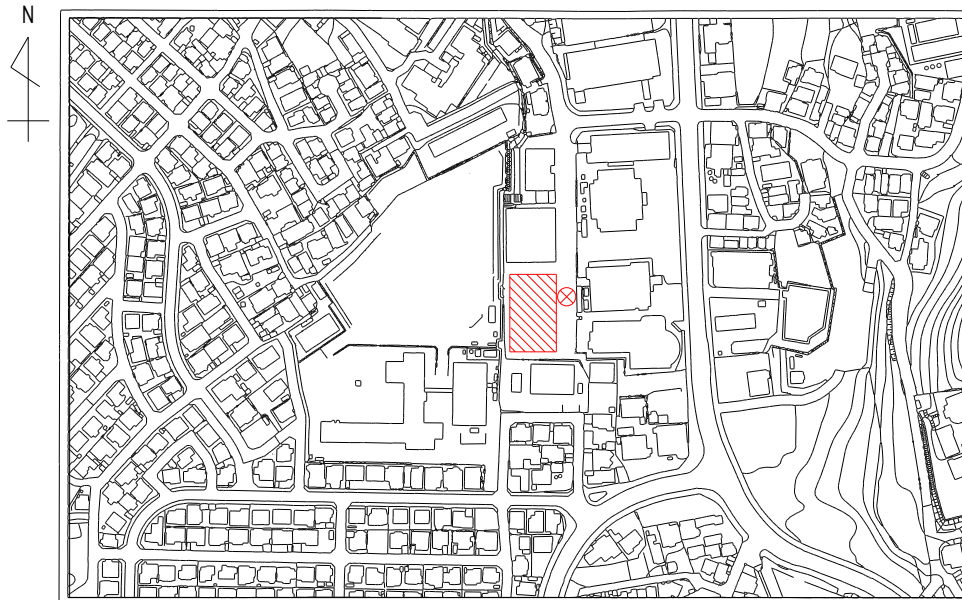


断面図 S = 1 :

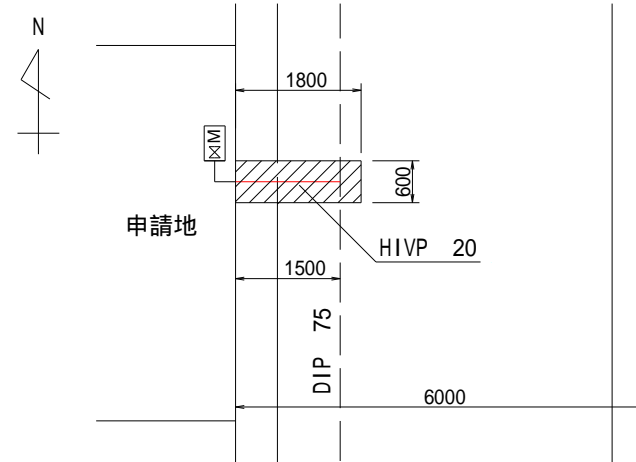
道路占用掘削申請図

路線名 : 宇治〇〇線
 工事場所 : 宇治市宇治琵琶45-2
 申込者 : 宇治 太郎
 指定業者 : 株式会社 ○×設備

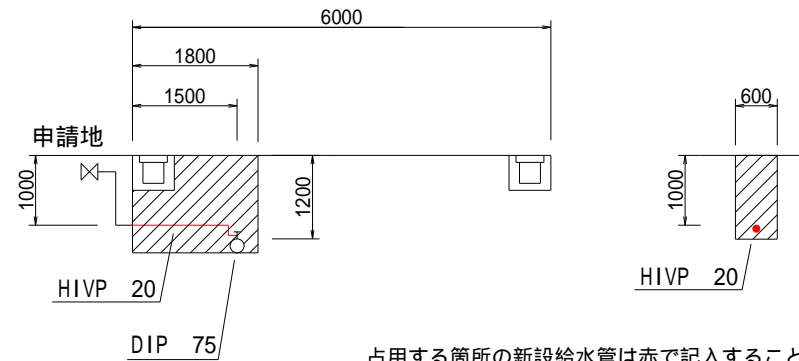
付近見取図



平面図 S=1:100



断面図 S=1:100



占用する箇所の新設給水管は赤で記入すること。

給水装置工事申込書の記入方法

申込書（表面）

- 1．申込日を記入してください。
- 2．使用者欄には、工事場所を記入してください。
料金の請求先が異なる場合は、その住所を下に記入してください。
- 3．使用者名は、水道を使用する人の氏名を記入してください。
使用者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。
氏名には、ふりがなを記入してください。
- 4．指定給水装置工事事業者の主任技術者名は、代表者名でなく宇治市に登録されている主任技術者名を記入してください。
- 5．建築確認済証の番号及び日付を記入してください。また、建築確認済証の写しを添付してください。
- 6．道路掘削を行う場合は、施工場所の路線名を記入してください。
私道の場合は、水道管布設承諾書等が必要です。
- 7．工事種類・用途及びメータ口径を鉛筆で記入してください。
- 8．付近見取図は、配管図及び住宅地図のページを記入するとともに、目標物などを記入し申請地がわかるように作成してください。地図の貼り付けは不可です。
申請地を赤で表示し、両隣の水栓番号を記入してください。

申込書（裏面）

- 1．使用材料は、一次側（分岐からメータまで）と二次側（メータから水栓まで）を分けて記入してください。
- 2．平面図及び立面図には、配水管及び給水管の管種・口径を記入してください。
既設管の場合は破線で記入してください。
- 3．水栓数を記入してください。
- 4．申請平面図には、方位を記入してください。
申請平面図の新設配管は、赤色で記入してください。

竣工図

- 1．申込書（裏面）の記入方法と同様に記入してください。
- 2．メータ位置を記入してください。
- 3．分岐工事を行った場合、工事年月日、配水管の管種・口径等及び分水位置を記入してください。

給水装置工事申込書		給水装置 種類	工事 種類	改造	用途	家庭用
申込者	宇治市長 あて 住所 宇治市宇治琵琶33			受付年月日		メータ 口径
	ふりがな うじ たろう			設計審査年月日		20
	氏名 宇治太郎			工事着工年月日		
	私は、宇治市水道事業給水条例及びこれに基づく規程を遵守し、次のとおり給水装置工事を申し込みます。 また、この給水装置工事の手續に関する事項を、次の指定給水装置工事業者に委任します。			検査年月日		
				スキャンング年月日		
				設計審査		
				課長	係長	検算
				市納付金		
				課長	係長	担当
				検査		
				課長	係長	担当
				検査員		
				項目	金額	摘要
				設計審査手数料		市納付金
				しゅん工検査手数料		
				分岐工事立会手数料		
				工事負担金		
				申請事務負担金		
				収納印		
				予納金		金
				加入金		
				門標代		
				計		

付近見取図 1/800 12-25 頁
住宅地図 北・南 44 頁 E-2

地図の貼付は不可です

水栓 番号	G00000	指定給水装置 工事業者	(株)〇×設備	受付 番号		担当
----------	--------	----------------	---------	----------	--	----

使用材料

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓	100×20	1	メータBOX	中	1	散水栓	13	1			
密着型銅コア	20	1	伸縮継手	20	1	アングル止水栓	13	2			
伸縮可とう継手	20	1	HIVP	20	20.2	万能栓	13	1			
HIVP	20	2.2	HIVP	13	12.6	自在栓	13	2			
フレキシブル継手	20×600	1	HIソケット	20×13	1	逆止付ボ-ルバルブ	13	1			
止水栓	M型20	1	HIソケット	20	1						
HIユニオン	20	1	HIチ-ズ	20×13	6						
HIソケット	20	1	HIエルボ	20	5						
HIエルボ	20	3	HIエルボ	13	7						
電線		3.3	水栓エルボ	13	6						
給水管標示ピン		1	水栓ソケット	13	1						
撤去工											

分岐からメータまでの材料を記入

メータから水栓までの材料を記入

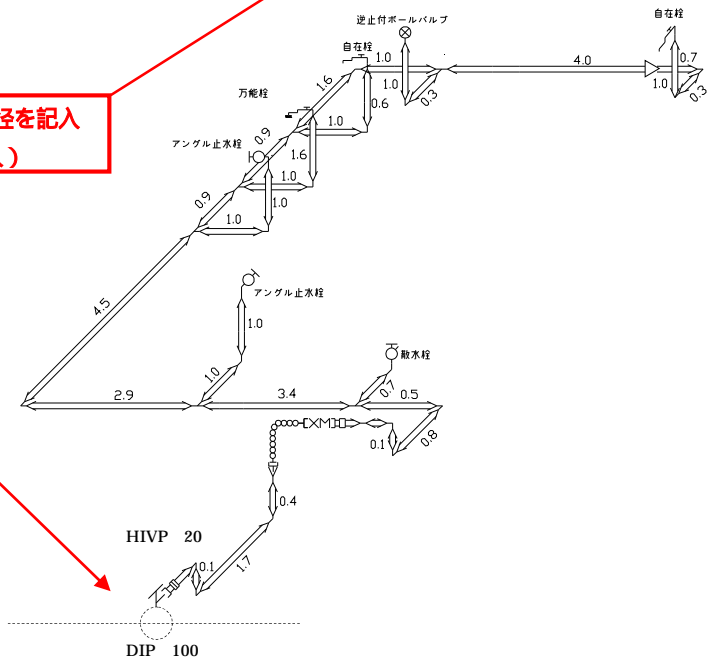
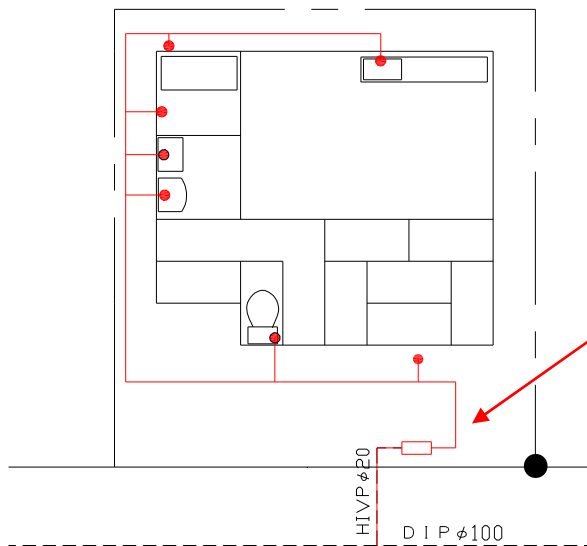
平面図・立面図（水栓数 7 栓）

水栓数を記入

方位を記入

平面図の新設配管は赤で記入

配水管及び給水管の管種・口径を記入
（既設管は、破線で記入）



使用材料

名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量	名称	寸法	数量
サドル付分水栓	100×20	1	メータBOX	中	1	散水栓	13	1			
密着型銅コア	20	1	伸縮継手	20	1	アングル止水栓	13	2			
伸縮可とう継手	20	1	HIVP	20	20.2	万能栓	13	1			
HIVP	20	2.2	HIVP	13	12.6	自在栓	13	2			
フレキシブル継手	20×600	1	HIソケット	20×13	1	逆止付ボ-ルバルブ	13	1			
止水栓	M型20	1	HIソケット	20	1						
HIユニオン	20	1	HIチーズ	20×13	6						
HIソケット	20	1	HIエルボ	20	5						
HIエルボ	20	3	HIエルボ	13	7						
電線		3.3	水栓エルボ	13	6						
給水管標示ピン		1	水栓ソケット	13	1						
撤去工											

工事年月日等を記入
(分岐工事を行った場合)

分岐からメータまでの材料を記入

メータから水栓までの材料を記入

メータ位置を記入

工事年月日	管種	口径	深度	寄り幅	道路幅	メータ位置 A より
平成 年 月 日	DIP	100	1.0	1.0	6.0	西側 2.5 m・北側 0.5 m

しゅん工平面図・立面図 (水栓数 7 栓)	分水位置 A より
	西側 3.0 m・南側 1.0 m

水栓数を記入

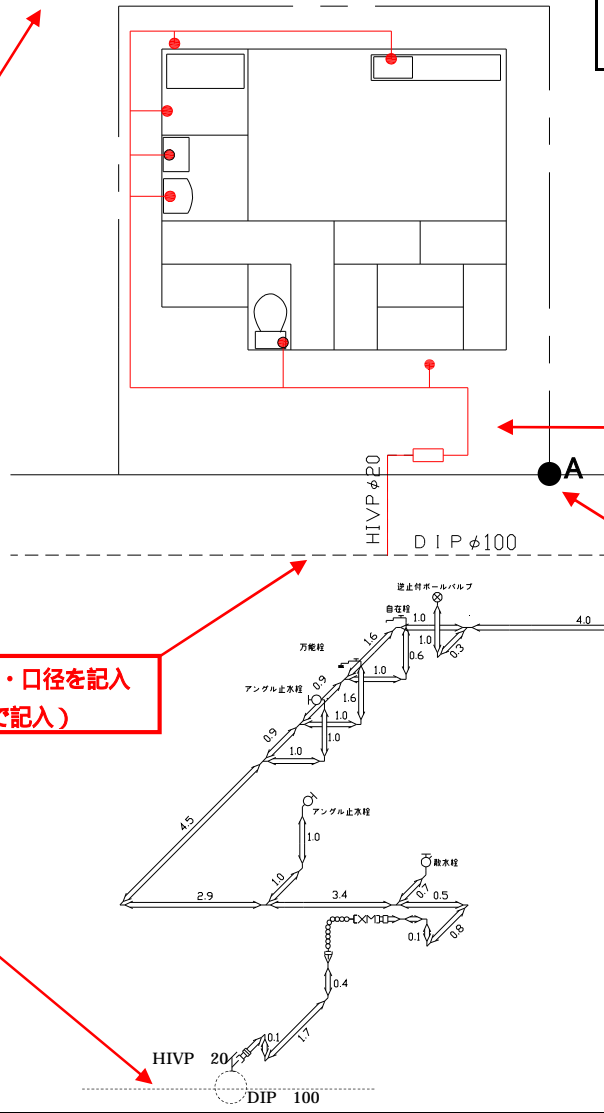
分水位置を記入
(分岐工事を行った場合)

方位を記入

平面図の新設配管は
赤で記入

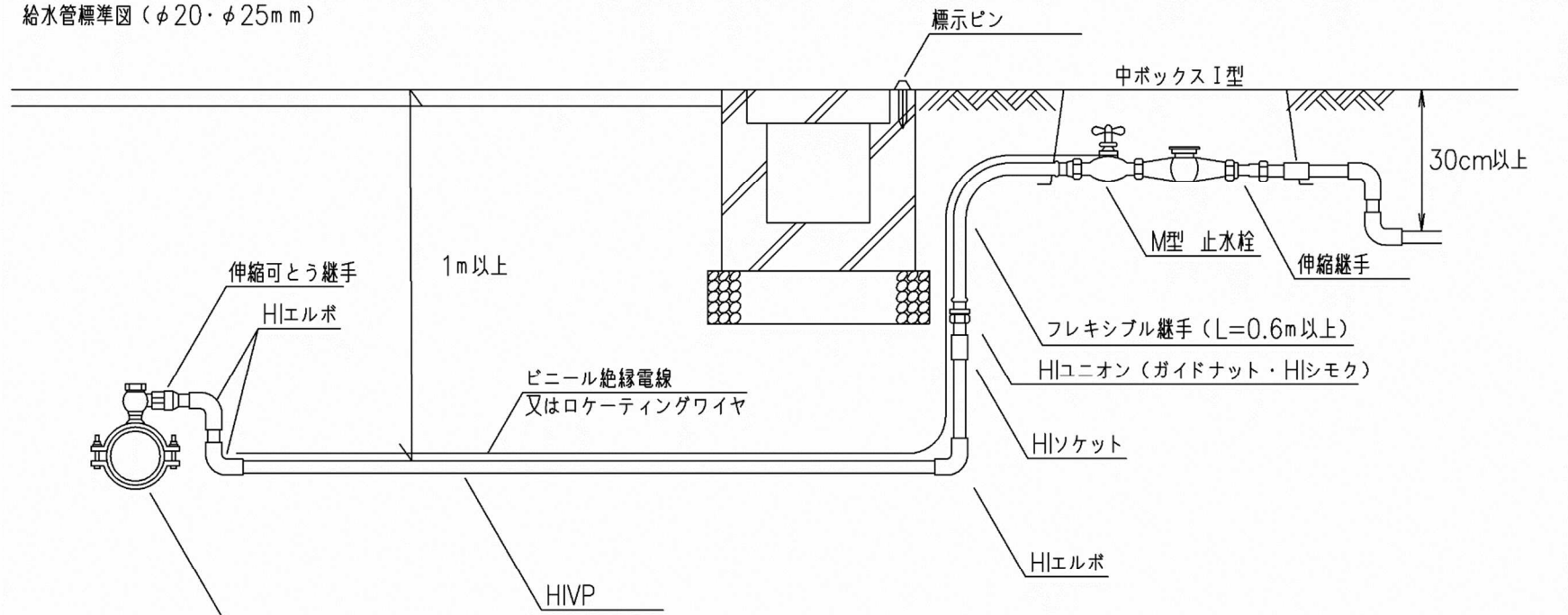
A点を記入

配水管及び給水管の管種・口径を記入
(既設管は、破線で記入)



水栓番号	G○○○○○	指定給水装置 工事事業者	(株)○×設備	受付番号		担当	
------	--------	-----------------	---------	------	--	----	--

給水管標準図 (φ20・φ25mm)



ボール式サドル付分水栓
JWVA B 117

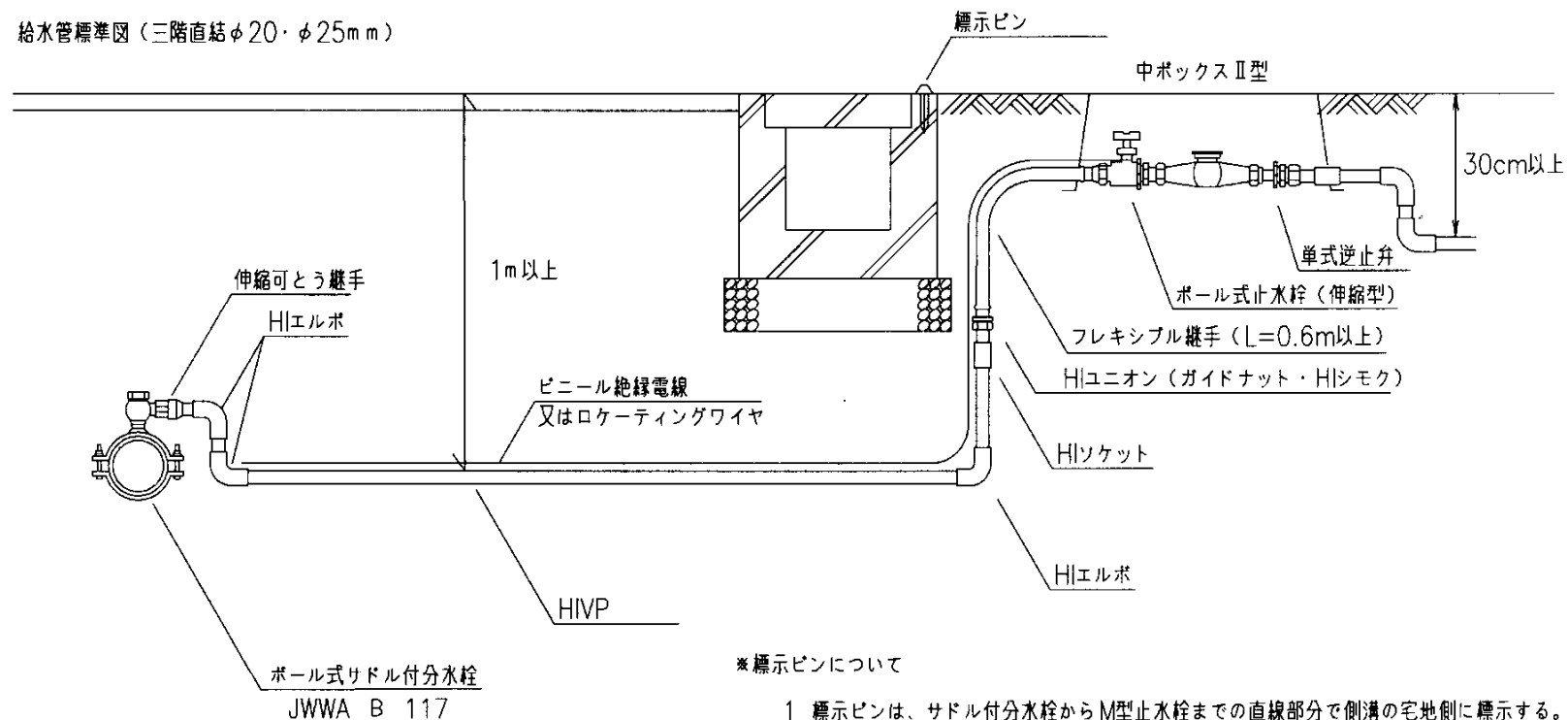
※標示ピンについて

- 1 標示ピンは、サドル付分水栓からM型止水栓までの直線部分で側溝の宅地側に標示する。
(ただし、宅地側に標示できない場合は、協議するものとする。)

※埋設管調査用電線について

- 1 電線は、サドル付分水栓より約10cm離れたところからM型止水栓まで布設する。
(ピニール絶縁電線の場合は、M型止水栓側のみピニール被膜を取除き金属部分に固定する。
また、ロケーティングワイヤの場合は、ピニール被膜を取除く必要はない。)
- 2 電線の固定方法は、両端及び曲がり部分、直線部においては50cmピッチで年号テープを2重巻きにして固定する。

給水管標準図（三階直結φ20・φ25mm）



※標示ピンについて

- 1 標示ピンは、サドル付分水栓からM型止水栓までの直線部分で側溝の宅地側に標示する。
(ただし、宅地側に標示できない場合は、協議するものとする。)

※埋設管調査用電線について

- 1 電線は、サドル付分水栓より約10cm離れたところからM型止水栓まで布設する。
(ビニール絶縁電線の場合は、M型止水栓側のみビニール被膜を去除き金属部分に固定する。
また、ロケーティングワイヤの場合は、ビニール被膜を去除する必要はない。)
- 2 電線の固定方法は、両端及び曲がり部分、直線部においては50cmピッチで年号テープを2重巻きにして固定する。

宇治市水道事業給水条例

昭和 37 年 4 月 13 日

条例第 10 号

昭和 26 年 7 月 26 日条例第 44 号(制定)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 8 条)
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用(第 9 条 第 16 条)
- 第 3 章 給水(第 17 条 第 23 条)
- 第 4 章 料金及び手数料(第 24 条 第 36 条)
- 第 5 章 管理(第 37 条 第 41 条)
- 第 5 章の 2 貯水槽水道(第 41 条の 2・第 41 条の 3)
- 第 6 章 布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準(第 42 条 第 44 条)
- 第 7 章 雑則(第 45 条・第 46 条)
- 第 8 章 補則(第 47 条)

附則

第 1 章 総則

(条例の目的)

第 1 条 この条例は、宇治市水道事業の給水に関し、法令その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第 2 条 宇治市水道事業の給水区域は、宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年宇治市条例第 30 号)第 2 条第 2 項に規定する区域とする。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「家庭用」とは、一般家庭が生活の用に水道を使用するものをいう。
- (3) 「低所得者用」とは、別に定める基準により低所得のため生活困窮の状態にある一般家庭が生活の用に水道を使用するもので、申請に基づき水道事業の管理者の権限を行う市長(第 8 条第 1 項及び第 20 条第 2 項を除き、以下「管理者」という。)が認定したものをいう。
- (4) 「官公署、学校、保育所、団体用」とは、官公署、学校、保育所又は公的団体及びこれに準じるものが、その事務事業の用に水道を使用するものをいう。

- (5) 「工場、事業所用」とは、工場、事業所又は事務所がその事務事業の用に水道を使用するものをいう。
- (6) 「営業用」とは、旅館、料理飲食店等が営業用に水道を使用するもの又は病院、診療所等がその業務の用に水道を使用するものをいう。
- (7) 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場に水道を使用するものをいう。
- (8) 「臨時工事用」とは、臨時工事の用に水道を使用するものをいう。
- (9) 「定例日」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯(戸)又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯(戸)若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が、市内に居住しないときまたは管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

2 給水装置の所有者及び代理人が所在不明のときは、管理者が維持管理し、給水装置の変更及び給水管の分岐は、管理者において行なうことができる。

(総代理人の選定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めたる者

2 管理者は、前項の総代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 水道の使用人、総代理人又は給水装置の所有者(以下「水道使用者等」と総称する。)は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに水道事業の管理者の権限を行う市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第9条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去に関する工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置工事の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(加入金)

第10条 給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径を増径する場合に限る。以下同じ。)を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額の加入金を納付しなければならない。

給水管の呼び径	加入金の額	
	新設	改造
13ミリメートル	116,000円	新口径による加入金の額と旧口径による加入金の額との差額(給水管の呼び径を13ミリメートルから20ミリメートルに増径する場合は、当該差額の2分の1の額)
20ミリメートル	174,000円	
25ミリメートル	378,000円	
40ミリメートル	1,170,000円	
50ミリメートル	2,012,000円	
75ミリメートル	5,450,000円	
100ミリメートル以上	流量比等を勘案して管理者が定める額	

2 加入金は、給水装置の新設又は改造工事の申込時に納付しなければならない。

(工事の施行)

第11条 給水装置工事は、管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、管理者が必要と認めた給水装置工事については自ら施行することができる。

2 前項本文の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、給水装置工事中に工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が定める。

(工事費の負担)

第12条 給水装置工事の工事費は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

2 給水装置工事の申込者が工事費を負担した場合であつても給水装置が公共地内にあるときは、その所有権は、市にあるものとする。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第 13 条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管の取付口から管理者が設置した水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取り付け口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第 1 項の規定による指定の権限は、法第 16 条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

- 第 14 条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、設計費、材料費、運搬費、労力費、工事監督費、路面復旧費及び間接経費の合計額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

- 第 15 条 管理者が給水装置工事を施行するときは、当該給水装置工事の申込者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の概算額は、施行後精算し、過不足があるときは、還付又は追徴する。

(給水装置の変更)

- 第 16 条 配水管の移転その他の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても管理者が施行することができる。
- 2 前項に要する費用は、原因者の負担とする。

第 3 章 給水

(給水の原則)

- 第 17 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷及び公益上若しくはその他やむを得ない事情並びに法令またはこの条例の規定による場合のほか、制限または停止することはない。
- 2 給水を制限または停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつど予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限、停止、断水または漏水のため損害を生ずることがあつても、管理者は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

- 第 18 条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第 19 条 給水量は、メーターにより計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第 20 条 メーターは、水道使用者等に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠つたためにメーターを忘失し、又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

4 メーターボックスは、給水装置工事の申込者の実費負担とする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第 21 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用の氏名又は住所に変更があつたとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 総代人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(私設消火栓の使用)

第 22 条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(給水装置及び水質の検査)

第 23 条 管理者は、給水装置又は供給する水の性質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第 24 条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によつて水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道使用料

用途	使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)			
	水量	基本使用料	1段	2段	3段	4段
家庭用	8立方メートル	910円	9立方メートルから20立方メートルまで 143円	21立方メートルから40立方メートルまで 174円	41立方メートルから60立方メートルまで 185円	61立方メートル以上 202円
営業用	8立方メートル	910円	9立方メートルから20立方メートルまで 143円	21立方メートルから40立方メートルまで 189円	41立方メートルから50立方メートルまで 239円	51立方メートル以上 249円
官公署・学校・保育所・団体用	10立方メートル	2,410円	11立方メートルから20立方メートルまで 214円	21立方メートルから100立方メートルまで 242円	101立方メートルから1,000立方メートルまで 276円	1,001立方メートル以上 310円
工場・事業所用	10立方メートル	2,410円	11立方メートルから20立方メートルまで 243円	21立方メートルから100立方メートルまで 289円	101立方メートルから1,000立方メートルまで 328円	1,001立方メートル以上 336円
低所得者用	8立方メートル	540円	9立方メートルから20立方メートルまで 86円	21立方メートルから40立方メートルまで 104円	41立方メートルから60立方メートルまで 111円	61立方メートル以上 121円
浴場営業用	8立方メートル	910円	9立方メートルから20立方メートルまで 143円	21立方メートル以上 86円		
臨時工事用	25立方メートル	7,890円	26立方メートル以上 315円			

(2) メーター使用料

口径	1個1月につき
13ミリメートル	40円
20"	80円
25"	90円
40"	160円
50"	900円
75"	1,200円
100"	1,500円
125"	1,500円
150"	2,900円

(水道使用料の算定)

- 第26条 水道使用料は、定例日にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日を変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、隔月の定例日にメーターの検針を行うことができる。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

(水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

- 2 届出がなく用途の変更をしたものと認められるものは、管理者がその用途を認定する。
(一の専用給水装置により2世帯以上の使用者がある場合の水量の認定及び水道使用料の算定)

第28条 一の専用給水装置により、2世帯(戸、箇所を含む。以下本条において同じ。)以上の使用者が、給水を受けている場合の使用水量は各世帯均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯につき使用水量を認定することができる。

- 2 前項の場合における水道使用料の算定については、各世帯ごとに第25条第1号の区分を適用するものとする。

(共用給水装置の水量の認定)

第29条 共用給水装置の水量は、各世帯(戸)均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯(戸)につき認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは中止したとき又は使用しない場合においても、その料金は1箇月分として算定する。

2 月の中途において、その用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の前納及び精算)

第 31 条 臨時給水その他で管理者が必要であると認めるときは、給水装置の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用終了の届出があつたときに精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めるときに、精算する。

第 32 条 削除

(用途その他の認定)

第 33 条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者が認定する。

(料金の徴収)

第 34 条 料金は、毎月徴収する。ただし、管理者が必要であると認めるときは、2 か月分をまとめて徴収することができる。

(手数料)

第 35 条 手数料は、次の各号に掲げる区分により、申込者から徴収する。

(1) 設計審査手数料及びしゅん工検査手数料 1 件につき

種別		新設及び全面改造	一部改造	軽微な改造
口径 25 ミリメートル以下	設計審査	6,800 円	4,000 円	800 円
	しゅん工検査	7,600 円	4,500 円	400 円
口径 40 ミリメートル及び 50 ミリメートル	設計審査	10,200 円	6,100 円	1,200 円
	しゅん工検査	11,400 円	6,800 円	600 円
口径 75 ミリメートル以上	設計審査	17,000 円	10,200 円	2,100 円
	しゅん工検査	19,100 円	11,400 円	1,000 円

備考 この表において「軽微な改造」とは、下水道工事に関連して行う給水栓 2 箇所までの改造工事をいう。

(2) 給水管分岐工事立会手数料 1 件につき 5,100 円

(3) 流末装置検査手数料 1 装置につき 2,000 円

(4) 法第 16 条の 2 第 3 項の確認手数料 1 件につき 100,000 円

(5) 指定給水装置工事事業者の指定手数料 1 件につき 15,000 円

(6) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 1 件につき 10,000 円

(7) 各種証明手数料 1 件につき 300 円

(8) 水道財産の境界明示手数料 申請土地 1 筆につき 1,500 円

(9) 前号の明示に基づく境界の奥書証明手数料 申請土地 1 筆につき 450 円

(10) 督促手数料 1 件につき 70 円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第 36 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 37 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 37 条の 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 38 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第 8 条第 2 項の修繕費、第 14 条の工事費、第 16 条第 2 項の工事に要する費用、第 25 条の料金又は第 35 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第 26 条のメーターの検針又は第 37 条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
- (4) 給水をその用途以外に使用し、又は濫用し、若しくは分与販売したとき。
- (5) その他水道を不正に使用し、又は使用しようとしたとき。

(過料)

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 9 条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(省令第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第 19 条第 2 項のメーターの設置、第 26 条のメーターの検針、第 37 条の給水装置の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 8 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第 25 条の料金又は第 35 条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第 39 条の 2 詐欺その他不正の行為により第 25 条の料金又は第 35 条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。

(給水管の切断)

第 40 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合管理上必要があると認めるときは、給水管を切断することができる。

(1) 給水装置所有者が 60 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(罰則)

第 41 条 この条例に違反し、みだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 5 章の 2 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第 41 条の 2 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第 41 条の 3 貯水槽水道(簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。)であるものに限る。)の設置者は、法第 34 条の 2 の規定により、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理についての検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道(前項に規定するものを除く。)の設置者は、管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理についての検査を受けるよう努めなければならない。

第 6 章 布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第 42 条 法第 12 条第 1 項の条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 43 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10 年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第 1 号又は第 2 号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者
(水道技術管理者の資格)

第 44 条 法第 19 条第 3 項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条に規定する資格を有する者
- (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校の卒業者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。第 4 号及び第 5 号において同じ。)については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校

の卒業者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校の卒業者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校の卒業者については 7 年以上、同条第 4 号に規定する学校の卒業者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第 2 号に規定する科目又は前号に規定する科目に相当する科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第 7 章 雑則

(分水)

第 45 条 管理者は、公益上必要があると認めるときは、市外に分水することができる。

(工事弁償)

第 46 条 給水装置工事の施行のため土地又は工作物に対する損害の復旧については、申込者の負担とする。ただし、公共地及び公共用工作物については、管理者が処理し、費用は、申込者の負担とする。

2 道路工事その他の理由によつて公共地内の給水装置に改造又は修繕等の必要が生じた場合の費用は、原因者の負担とする。

第 8 章 補則

(委任)

第 47 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。

2 宇治市上水道条例(昭和 26 年条例第 44 号)は、廃止する。

附 則(昭和 37 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 39 年条例第 18 号)抄

1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 41 年条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条の規定による第 26 条の規定は、昭和 42 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年条例第 9 号)

この条例は、昭和 45 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 48 年条例第 2 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 2 号)

この条例は、昭和 51 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宇治市水道事業給水条例第 25 条の規定は、昭和 54 年 12 月 1 日以降の検針分の料金から適用する。ただし、第 26 条第 2 項の規定により定例日を 2 か月にまとめメーターの検針を行う場合で、昭和 54 年 11 月分および同年 12 月分の使用料をまとめて算定したものについては、当該 11 月分に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年条例第 11 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 25 条の規定は、昭和 59 年 5 月 1 日以降の検針分の料金から適用する。ただし、第 26 条第 2 項の規定により定例日を 2 ヶ月にまとめてメーターの検針を行う場合で、昭和 59 年 4 月分及び同年 5 月分の使用料をまとめて算定したものについては、当該 4 月分に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 25 条の規定は、平成 6 年 5 月 1 日以後の検針分の料金から適用する。ただし、第 26 条第 2 項の規定により定例日を 2 箇月にまとめてメーターの検針を行う場合で、平成 6

年 4 月分及び同年 5 月分の使用料をまとめて算定したものについては、当該 4 月分に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 25 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用であつて、施行日以後に初めて使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則(平成 10 年条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 10 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金は、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 25 条の規定は、平成 10 年 5 月 1 日以後の検針分の料金について適用する。ただし、第 26 条第 2 項の規定により隔月の定例日にメータの検針を行う場合のうち、平成 10 年 4 月分及び 5 月分の水道使用料をまとめて算定した場合における当該 4 月分の水道使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第 32 条の規定は、施行日以後の届出に係る予納金について適用し、施行日前の届出に係る予納金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第 35 条の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年条例第 12 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 10 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

3 改正後の第 25 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用であつて、施行日以後に初めて水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の宇治市水道事業給水条例第 32 条第 1 項本文の規定により予納されている予納金は、管理者が定めるところにより、当該予納金を予納した者に返還する。

5 前項の規定にかかわらず、管理者が指定した期限において未納の水道料金があるときは、管理者は、同項の予納金を当該水道料金に充当することができる。

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、改正後の宇治市水道事業給水条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則(平成 27 年条例第 5 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 37 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に改正前の宇治市水道事業給水条例の規定に基づいてした届出、認定その他の行為は、改正後の宇治市水道事業給水条例の相当規定に基づいてしたものとみなす。

3 改正後の第 25 条の規定は、平成 28 年 6 月 1 日以後の検針に係る水道使用料について適用し、同日前の検針に係る水道使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条及び第 44 条の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 10 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 25 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用であつて、施行日以後に初めて水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行前に行われた技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の条例第 43 条第 8 号の規定の適用については、同項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
- 5 前 3 項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

附 則(令和元年条例第 7 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(代理人の選定届等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に規定する代理人を選定し、又は変更しようとする者は、代理人選定(変更)届(別記様式第 1 号)を水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(総代理人の選定届等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する総代理人の選定または同条第 2 項に規定する変更の届出は、総代理人選定(変更)届(別記様式第 2 号)によるものとする。

(総代理人の責務)

第 4 条 総代理人は、給水装置使用者から水道使用料、メーター使用料および修繕料を徴収し、これを一括して納付しなければならない。

(給水装置の異状届)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による届出は、給水装置異状届(別記様式第 3 号)によるものとする。

第 6 条 削除

(給水装置新設等の申込手続)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項に規定する工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書(別記様式第 4 号)を管理者に提出しなければならない。

(設計変更等の届出)

第 8 条 給水装置工事の申込みをした者が、その設計を変更し、若しくはその工事を中止し、またはその申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更・工事中止・申込取消届(別記様式第 6 号)を管理者に提出しなければならない。

(しゅん工検査依頼書の提出)

第 9 条 条例第 11 条第 2 項の規定により工事検査を受けようとする者は、しゅん工検査依頼書(別記様式第 6 号の 2)を管理者に提出しなければならない。

(工事費の予納)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項に規定する工事費の概算額を、工事着工日までに納入しないときは、当該工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(メーターの毀損等の届出)

第 11 条 条例第 20 条第 3 項の規定によるメーターを亡失し、又は毀損したときは、メーター亡失・毀損届(別記様式第 7 号)を速やかに管理者に届け出なければならない。

(条例第 18 条の申込み及び第 21 条の届出)

第 12 条 条例第 18 条の規定による申込み及び第 21 条の規定による届出の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を開始しようとするとき……給水装置(公共下水道)使用開始届(別記様式第 8 号)

(2) 給水装置の使用を中止しようとするとき……給水装置(公共下水道)使用中止届(別記様式第 9 号)

(3) 消火演習に消火栓を使用しようとするとき……消火栓使用届(別記様式第 10 号)

(4) 給水装置を季節的、一時的な施設等の用に使用開始し、又は使用廃止しようとするとき……給水装置臨時使用開始・廃止届(別記様式第 11 号)

(5) 給水装置の用途を変更しようとするとき、及び給水装置の使用者又は所有者に変更があつたとき……給水装置(公共下水道)用途使用者等変更届(別記様式第 12 号)

(6) 給水管の共用又は共用給水装置の使用世帯(戸)数若しくは箇所数に異動があつたとき……共用(専用)給水装置使用世帯異動届(別記様式第 14 号)

(検査の請求)

第 13 条 条例第 23 条第 1 項に規定する検査を請求しようとする者は、給水装置・水質検査請求書(別記様式第 15 号)を管理者に提出しなければならない。

(使用水量の補正)

第 14 条 管理者が、メーターの機能について検査した結果、メーター指示量の誤差が計量法(平成 4 年法律第 51 号)に規定する公差以上であるときは、その誤差の割合に応じて前回の検査以後の使用水量を補正する。

(使用水量の計算)

第 15 条 メーターの指示量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。

(低所得者用として認定する基準)

第 16 条 条例第 3 条第 3 号の規定により低所得者用として認定する基準は、次の各号のいずれかに掲げる世帯で、管理者が認めるものとする。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者の属する世帯

(2) 別表に掲げる世帯人員(低所得者用の認定を受けようとする者及び当該者と同一の世帯に属する者の数をいう。以下同じ。)の区分に応じ、同表に定める合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)以下の世帯

2 低所得者用の認定を受けようとする者は、低所得者用認定申請書(兼同意書)(別記様式第 16 号)に所得を証明する書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

3 管理者が特に認める場合は、前項の規定による書類の添付を省略することができる。
(決定)

第 17 条 管理者は、前条第 2 項に規定する申請書を受領したときは必要事項を審査し、低所得者用としての適否を決定したときは、低所得者用認定(不認定)通知書(別記様式第 17 号)により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により低所得者用としての認定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月分に係る水道料金から低所得者用の取扱いを行うものとする。
(料金等の軽減又は免除)

第 18 条 条例第 36 条に規定する料金、手数料その他の費用(以下「料金等」という。)の軽減又は免除を受けようとする者は、料金等軽減(免除)申請書(別記様式第 18 号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項本文に規定する申請に基づき、必要事項を審査し、料金等の軽減又は免除の適否を決定したときは、料金等軽減(免除)決定通知書(別記様式第 19 号)により申請者に通知するものとする。

(小規模貯水槽水道の管理及び検査の受検)

第 19 条 条例第 41 条の 3 第 2 項に規定する貯水槽水道の管理及びその管理についての検査の受検は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 55 条に規定する管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年水道事業管理規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日以降の検針による水道使用料から適用する。

附 則(昭和 56 年水道事業管理規程第 6 号)

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年水道事業管理規程第 5 号)

1 この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の際、改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、この規程の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規程の施行の際、改正前の規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則(昭和 58 年水道事業管理規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年水道事業管理規程第 7 号)

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年水道事業管理規程第 4 号)

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年水道事業管理規程第 4 号)

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年水道事業管理規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年水道事業管理規程第 6 号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成元年水道事業管理規程第 2 号)

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年水道事業管理規程第 11 号)

1 この規程は、平成元年 10 月 2 日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 2 年水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年水道事業管理規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年水道事業管理規程第 10 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年水道事業管理規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 6 年水道事業管理規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年水道事業管理規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年水道事業管理規程第 8 号)

1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 8 年水道事業管理規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年水道事業管理規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年水道事業管理規程第 10 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年水道事業管理規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年水道事業管理規程第 4 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年水道事業管理規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年水道事業管理規程第 9 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 18 年水道事業管理規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年水道事業管理規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項を削る改正規定及び別記様式第5号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に宇治市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成20年水道事業管理規程第4号)

- 1 この規程は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 改正後の附則の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(平成23年水道事業管理規程第6号)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。ただし、別記様式第16号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年水道事業管理規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年水道事業管理規程第11号)

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成24年水道事業管理規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年水道事業管理規程第5号)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成26年水道事業管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年水道事業管理規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定(「総所得金額」を「合計所得金額」に、「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(平成27年上下水道事業管理規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年上下水道事業管理規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年上下水道事業管理規程第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年上下水道事業管理規程第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

別表(第 16 条関係)

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上
合計所得金額	457,000 円	953,000 円	1,603,000 円	1,830,000 円	1,830,000 円 に 4 人を超える 1 人につき 224,000 円を 加算した額

別記様式

(略)

配水管工事及び給水装置工事に関する負担金の基準

昭和 56 年 3 月 31 日
水道事業管理規程第 3 号
昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 5 号(制定)

第 1 条 この基準は、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号)第 14 条第 2 項に規定する特別の費用の一部として負担金を課するについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 負担金は、給水を受けるため、道路その他の公共地内において配水管及び給水装置の布設工事を行う場合において、当該給水工事の申込者から徴収する。

第 3 条 負担金の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 配水管工事に伴う負担金

種 別		金 額		
		設計審査	しゅん工検査	維持管理
配水管布設 工事	口径 50 ミリメートル以下	600 円	900 円	2,400 円
	口径 75 ミリメートル	1,100 円	1,700 円	4,300 円
	口径 100 ミリメートル	1,300 円	2,000 円	5,200 円
	口径 150 ミリメートル	1,600 円	2,500 円	6,300 円
	口径 200 ミリメートル	2,000 円	3,000 円	7,500 円
	口径 250 ミリメートル以上	2,500 円	3,700 円	9,400 円
配水管撤去工事		2,200 円	3,300 円	
消火栓設置工事		21,000 円	31,500 円	78,700 円

備考

- 1 配水管布設工事は、配水管 1 メートル当たりの金額とする。
- 2 配水管撤去工事及び消火栓設置工事は、それらの工事のみを行う場合において、それらの工事 1 箇所当たりの金額とする。

(2) 給水装置工事に伴う負担金

量水器口径	金 額
20 ミリメートル	4,000 円
25 ミリメートル	6,000 円
40 ミリメートル	14,000 円
50 ミリメートル	19,000 円
75 ミリメートル	27,000 円

(3) 夜間工事に企業職員が立ち会った場合における負担金

1人につき 20,000円

(4) 道路及び河川占用許可申請等の事務に伴う負担金

管理者	金額
国土交通省	12,600円
京都府	12,600円
宇治市	5,800円
上記の管理者以外のもの	3,100円

第4条 水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、布設された配水管及び給水管の適正な維持管理を図り、水の安定供給に資するため、当該水道施設の布設工事の申込者の所有に係る水道施設のうち、道路その他の公共地内における水道施設について、寄附等による所有権の取得に努めるものとする。

第5条 道路その他の公共地内に布設された配水管及び給水管の維持管理は、管理者が行うものとする。ただし、管理者は、特に必要があると認めるときは、量水器に至るまでの間の維持管理を行うことができるものとする。

附 則

この基準は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成2年水道事業管理規程第10号)

この基準は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年水道事業管理規程第15号)

この基準は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成10年水道事業管理規程第6号)

(施行期日)

1 この基準は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の水道配水管布設工事及び給水装置工事に関する負担金の基準の規定は、この基準の施行の日以後の工事に係る負担金について適用し、同日前の申込みに係る負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成19年水道事業管理規程第4号)

(施行期日)

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水道配水管布設工事及び給水装置工事に関する負担金の基準の規定は、この基準の施行の日以後の水道配水管布設工事及び給水装置工事に係る負担金について適用し、

同日前の水道配水管布設工事及び給水装置工事に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年水道事業管理規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(改正経過)

- 2 改正後の第 3 条の規定は、この基準の施行の日以後の配水管工事に係る負担金について適用し、同日前の配水管工事に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年上下水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程

平成 22 年 3 月 30 日

水道事業管理規程第 1 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 6 号(制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号。以下「条例」という。)第 10 条に規定する加入金の徴収等について、同条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(給水管の呼び径が 100 ミリメートル以上の場合の加入金)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の表に規定する水道事業の管理者の権限を行う市長が定める額は、給水管の呼び径に応じて次の表に定める額とする。

給水管の呼び径	加入金の額	
	新設	改造
100 ミリメートル	15,900,000 円	新口径による加入金の額と旧口径による加入金の額との差額
125 ミリメートル	27,800,000 円	
150 ミリメートル	43,900,000 円	
200 ミリメートル	90,900,000 円	

(各戸に給水設備がある建築物における加入金)

第 3 条 各戸に給水設備がある建築物における給水装置の新設又は改造に係る加入金は、当該各戸に給水する給水管の呼び径に応じて条例第 10 条第 1 項及び前条の表に定める額の合計額に 100 分の 110 を乗じて算定する。

(加入金の還付)

第 4 条 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置の新設又は改造工事を給水管の分岐工事を行う前に中止したときは、当該新設又は改造工事の申込時に納付した金額を還付するものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年水道事業管理規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、この規程の施行の日以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年上下水道事業管理規程第 2 号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
(宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

加入金徴収の取扱いについて（注：加入金の額は、令和元年10月現在です。）

1. 受水槽式給水における加入金の取扱い

加入金は、各戸ごとの流末給水管口径の加入金の合計額を徴収する。

なお、共用栓（散水栓等）の取扱いは、以下のとおりとする。

共用栓 2～10 栓まで 20 mmの加入金

共用栓 11～20 栓まで 25 mmの加入金

共用栓 21 栓以上 別途協議

共用栓 1 栓の場合、加入金は徴収しない。

直圧部分に設置する受水槽の維持管理に必要な 1 栓については、加入金の対象としない。

〔事例 1〕

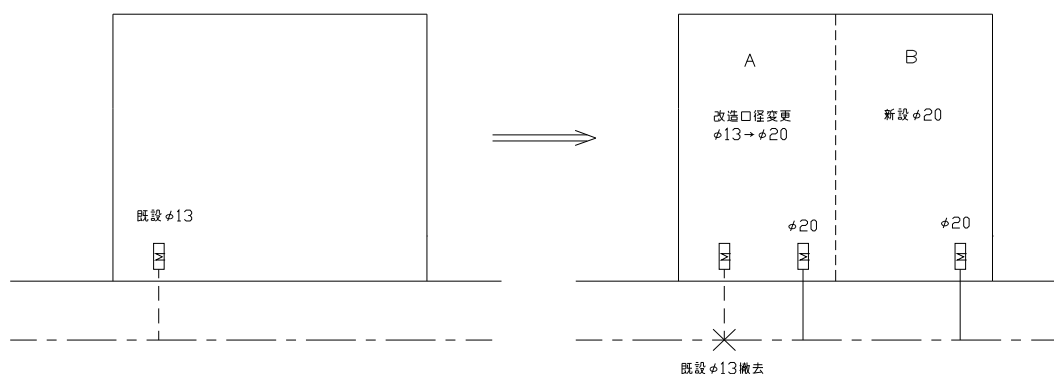
マンション 40 戸、管理人室 1 戸、共用栓（散水栓等）5 栓、各戸流末給水管口径 20mm の場合

20mm 加入金 42 戸分の加入金を徴収する。

191,400 円 × 42 戸 = 8,038,800 円となる。

- ## 2. 1 区画を 2 区画以上に分割する場合、既設加入金の権利は給水管が埋設されている区画に存在するものとし、その区画の加入金は、既設口径と新設口径の差額を徴収する。他の区画は、新設となり新設口径の加入金を徴収する。

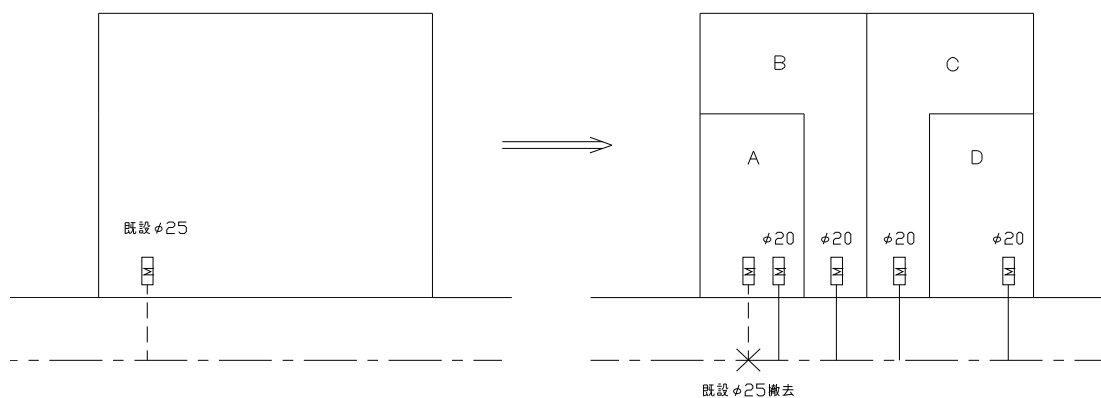
〔事例 2〕



$$\begin{aligned} A : & \quad (\text{新設 } 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \\ & \quad \text{注) } 13\text{mm から } 20\text{mm に口径変更の場合は、差額の } 1/2 \text{ の額} \\ B : & \quad \text{新設 } 20\text{mm 加入金} \quad \quad \quad 191,400 \text{ 円} \\ & \quad \text{加入金は、A が } 31,900 \text{ 円、B が } 191,400 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$

3. 開発行為等により、既設給水管を撤去し区画を分割する場合、加入金は、既設加入金の範囲内で分割することができる。

〔事例3〕既設メータ口径 25mm の場合



25mm 加入金 (415,800 円) を 20mm 加入金 (191,400 円) に分割すると 2 件となる。

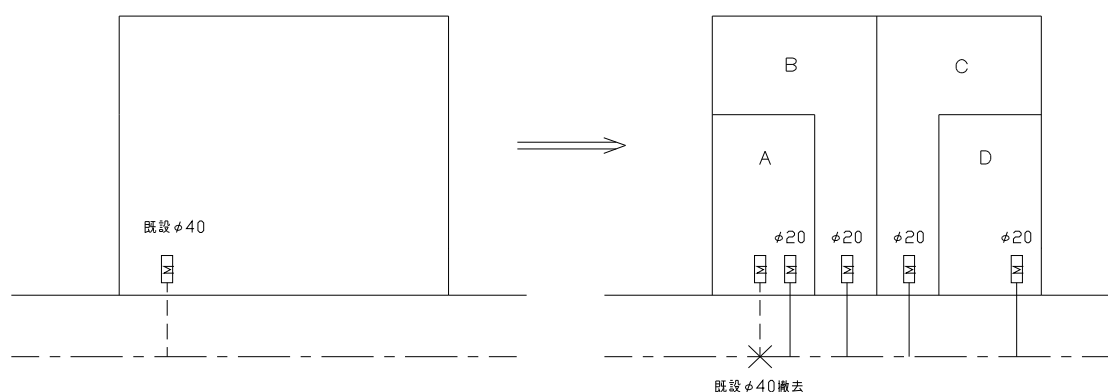
$$415,800 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 2) = 33,000 \text{ 円}$$

注) 差額の 33,000 円は還付しない。

4 区画のうち 2 区画 (A・B) は、既設権利を利用し、加入金は徴収しない。

残りの 2 区画 (C・D) は、20mm 加入金を徴収する。

〔事例4〕既設メータ口径 40mm の場合



40mm 加入金 (1,287,000 円) を 20mm 加入金 (191,400 円) に分割すると 6 件となる。

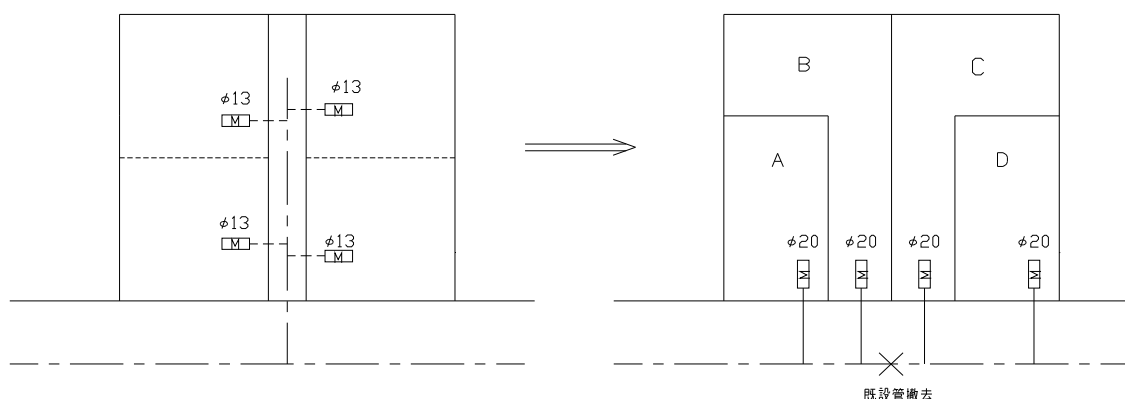
$$1,287,000 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 6) = 138,600 \text{ 円}$$

分割する区画が 4 区画であるので、加入金は徴収しない。

$$1,287,000 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 4) = 521,400 \text{ 円}$$

注) 差額の 521,400 円は還付しない。

〔事例5〕

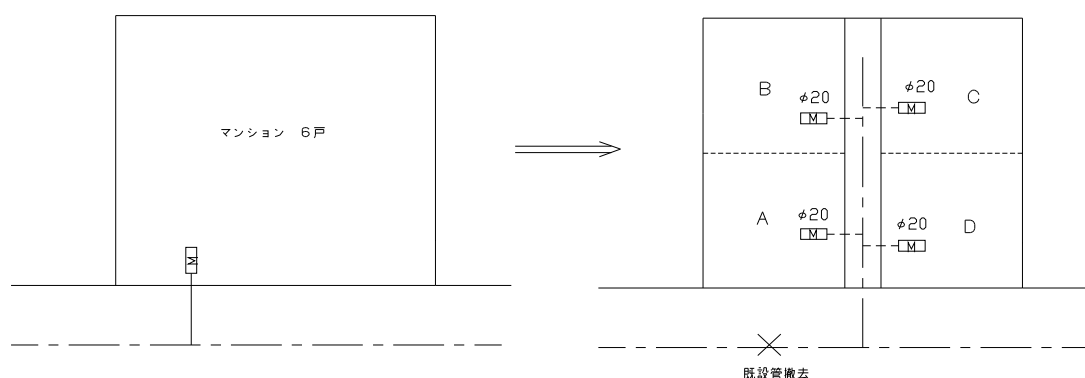


戸数の変更がないことから、4戸とも加入金は、既設 13mm の権利を利用することができ、既設 13mm と新設 20mm の差額を徴収する。

$$\begin{aligned} & (\text{新設 } 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

注) 13mm から 20mm に口径変更の場合は、差額の 1/2 の額

〔事例6〕



既存マンション戸数 6 戸、流末各戸給水管口径 13mm の場合。

13mm 加入金 (127,600 円) 2 件は、20mm 加入金 (191,400 円) 1 件となる。

新設 4 区画のうち 2 区画 (A・B) は、1 区画につき 13mm の権利 2 件を利用し、加入金を徴収しない。

残り 2 区画 (C・D) については、13mm の権利 1 件を利用し、既設 13mm と新設 20mm の差額を徴収する。

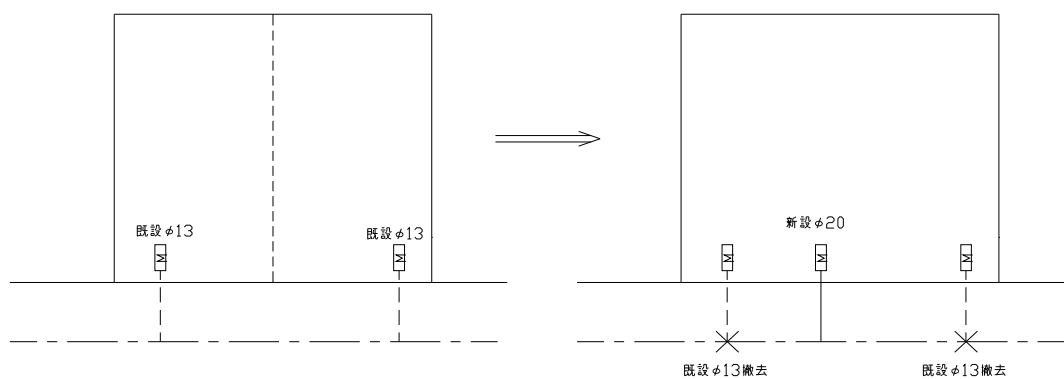
$$\begin{aligned} & (\text{新設 } 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

注) 13mm から 20mm に口径変更の場合は、差額の 1/2 の額

4. 二区画以上を一区画に改造する場合、加入金は、既設口径の合計額と新設口径の差額を徴収する。（既設加入金の権利は、給水管を撤去することにより利用することができる。）

既設加入金の合計額が、新設口径の加入金を上回っても還付はしない。

〔事例7〕



13mm 加入金（127,600 円）2 件は、 20mm 加入金（191,400 円）1 件となる。
よって、加入金は徴収しない。

$$(127,600 \text{ 円} \times 2) - 191,400 \text{ 円} = 63,800 \text{ 円}$$

注) 差額の 63,800 円は還付しない。

用途別認定基準

昭和 55 年 3 月 7 日
水道事業管理規程第 3 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 15 号(制定)

昭和 54 年 10 月 31 日水道事業管理規程第 7 号

- 1 この基準は、宇治市の水道の使用用途の認定(以下「認定」という。)について、条例その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。
- 2 認定の基準は、次に掲げる用途に使用する場合とする。
 - (1) 家庭用
 - ア 自治会等が運営する集会所で使用する場合
 - イ 公園、墓地、公衆便所で使用する場合
 - ウ その他、一般家庭の生活用に使用する場合
 - (2) 官公署、学校、保育所、団体会用
 - ア 官公署、学校、保育所、集会所、公会堂、公民館その他これらに準じる施設で使用する場合
 - イ 団地内の集中污水处理場で使用する場合
 - (3) 工場、事業所用
 - ア 工場、事業所、事務所(選挙事務所を含む。)等でその事務事業に使用している場合、またはこれらに付随するものの用に使用する場合
 - イ その他、事業用に使用する場合
 - (4) 営業用
 - ア 旅館、料理飲食店、遊戯場、生魚販売、肉販売、豆腐製造販売、清涼飲料製造、写真印刷、理髪、美容、洗張、洗濯、ガソリンスタンドおよびその他これらに類する店舗等で営業用に使用する場合
 - イ 研修、宿泊施設を有する神社、寺院等がその用に使用する場合
 - ウ 散水の用に使用する場合
 - (5) 浴場営業用
 - ア 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)による許可を受けた公衆浴場に使用する場合
 - (6) 臨時工事用
 - ア 臨時工事の用に使用する場合
- 3 前項第 2 号から第 6 号に規定するもののうち家庭用と併用して使用している場合は、当該各号の用途に使用しているものとみなす。
- 4 この基準に定めるもののほか、認定の基準について必要な事項は、水道事業の管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、昭和 54 年 11 月 1 日以後の水道の使用用途の認定から適用する。

附 則(平成 27 年上下水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程

平成 26 年 3 月 31 日

水道事業管理規程第 3 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 10 号(制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、給水装置工事のしゅん工に当たり配水管の洗管を行う場合における水道料金(以下「洗管水道料金」という。)及び宅地の造成地内において防火水槽に水を張る場合における水道料金(以下「防火水槽水張料金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(洗管水道料金)

第 2 条 洗管水道料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 洗管を行う配水管の容積に 5 を乗じて得た容積(以下「基準容積」という。)が 50 立方メートル以下の場合 15,765 円

(2) 基準容積が 50 立方メートルを超える場合 15,765 円に基準容積から 50 立方メートルを減じて得た容積 1 立方メートルごとに 315 円を加算した額。この場合において、1 立方メートル未満の容積は、切り捨てるものとする。

(防火水槽水張料金)

第 3 条 防火水槽水張料金は、防火水槽 1 つにつき、31,515 円に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 4 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年上下水道事業管理規程第 2 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

3 第 2 条の規定による改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、施行日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、施行日前の洗管又は水張りの申込みに係る料金については、なお従前の例による。

宇治市貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇治市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第41条の2及び第41条の3の規定に基づき、貯水槽水道により供給される飲料水の安全性の確保を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 貯水槽水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいい簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。
- (2) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (3) 小規模貯水槽水道 簡易専用水道、専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の給水設備をいう。
- (4) 受水槽 水道事業の用に供する水道から供給を一時的に受けるために設けられる設備をいう。
- (5) 高置水槽 受水槽からポンプによって送られてきた水道水を高所に一時的に貯めておく設備をいう。
- (6) 水槽 受水槽と高置水槽をいう。
- (7) 設置者 貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該設備の維持管理に関する権原を有するものをいう。
- (8) 管理責任者 設置者の委託を受けた者等貯水槽水道の維持管理に直接携わる者をいう。
- (9) 検査機関 法第34条の2第2項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。
- (10) 水質検査機関 法第20条第3項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。

(設置の報告)

第3条 貯水槽水道の設置者は、貯水槽水道による給水を開始しようとするときは、宇治市長（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。（第1号様式）

2 第1項の規定により報告を行った者は、報告事項に変更を生じたとき、（第2号様式、第3号様式）又は、当該貯水槽水道を休止及び廃止したときは、（第4号様式）速やかに報告しなければならない。

3 設置者は、貯水槽水道使用開始前に管理者が指定した水質検査を水質検査機関等で実施して、検査結果を管理者に報告し、水質に異常が無いと認められなければ飲用に使用

してはならない。

(設置者の責務)

第4条 簡易専用水道の設置者及び管理責任者は、法第34条の2第1項の定めるところにより簡易専用水道を管理し、同条第2項の定めるところによりその管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。

(1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、厚生労働大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関若しくは検査機関による検査を受けること。原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状況に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。

2 小規模貯水槽水道設置者及び管理責任者は、給水条例第41条の3第2項の定めるところにより小規模貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。

(1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、厚生労働大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関若しくは検査機関又は管理者が認める者による検査を受けること。原則として、小規模貯水槽水道に係る施設及びその管理の状況に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。

3 水道事故(給水停止)が発生したときは、管理者に報告すること。(第5号様式)

4 給水停止等の措置を講じた場合は、代替水を確保すること。

(帳簿書類等の設置及び保存期間)

第5条 貯水槽水道の設置者及び管理責任者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める帳簿書類等を当該貯水槽水道所在地の事務所等に設置し、保存するものとする。

(1) 永年保存すべき帳簿書類等

ア 貯水槽水道の設備の配置及び給水系統を明らかにした図面

イ 水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面

(2) 3年間保存すべき帳簿書類等

ア 管理状況の定期検査に関する書類

イ 水槽の掃除に関する記録

ウ 点検・整備の記録

エ 水質検査に関する記録

オ 給水停止事故に関する記録

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年9月10日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）設置報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の設置について、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

建築物の概要	名称			
	所在地			
	用途		延床面積	m ²
	構造・規模		ビル管理法による 特定建築の届出	有・無
貯水槽水道の概要	別記第1-1号様式のとおり			
受水する水道の名称				
使用開始予定年月日				
管理責任者	住所			
	氏名			

（添付書類）

1.建築物の位置図 2.受水槽、高置水槽の配置図及び構造図 3.水質検査書の写し

第1-1号様式（第3条関係）

貯水槽水道の概要（系統別）

名 称（系統別）			
貯水槽の概要 （系統別）		受水槽	（有効容量） m ³ （計 基）
		高置水槽	（有効容量） m ³ （計 基）
水槽等の番号		1	2
水槽等の種類		受水槽 高置水槽 その他 （ ）	受水槽 高置水槽 その他 （ ）
水槽等の設置場所		屋内 屋外	屋内 屋外
水槽等の形式	形 式	地上式 地下式 半地下式	地上式 地下式 半地下式
	点検方法	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能
水槽等の容量	実容量		
	有効容量		
水槽等の構造		ステンレス製 ガラス繊維強化ポリエステル製 その他 （ ）	ステンレス製 ガラス繊維強化ポリエステル製 その他 （ ）
消毒施設の有無		有 無	有 無
備 考			

注）複数の建築物にそれぞれ異なる系統の貯水槽水道を設置するなど、複数の系統が存続する場合は、系統ごとに本様式を記載する。

第2号様式（第2条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）構造等変更報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の位置又は主要な構造を変更しますので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
位置又は主要 な構造の変更 事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

注)構造等の変更の場合には、変更に係る図面、水質検査書の写しを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）設置者変更報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の設置者の氏名又は住所を変更しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
氏名又は住所 の変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

第4号様式（第3条関係）

貯水槽水道休止（廃止）報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道を休止（廃止）しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道 を設置して いる建築物	名 称	
	所 在 地	
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日	
休 止 ・ 廃 止 の 理 由		

第5号様式（第4条関係）

給水停止（水道事故）報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道において、水道事故（給水停止）が発生しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を設置 している建築物	名 称	
	所 在 地	
水道事故等の発生日時	年 月 日 午前・午後	時 分
貯水槽水道の利用人数		
被害の発生状況（症状、人数等）		
受水槽等の異常の状況 （事故の原因、被害の原因と推 定される物質、微生物の種類 及びその濃度）		
応 急 措 置 の 状 況		
給 水 停 止 等 の 状 況		
備 考		

注） 水質検査を実施したときは、水質検査結果書の写しを添付すること。

(メ モ)